

第4次千葉県青少年総合プラン

(令和5年度～9年度)

令和5年3月

千葉県

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の対象者	
第2章 計画の基本的な考え方	4
1 子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題	
(1) 社会全体の環境の変化と課題	
(2) 子ども・若者が過ごす「場」における状況の変化と課題	
2 目指す姿	
3 施策の柱	
4 基本目標	
5 施策体系	
第3章 施策の展開	47
Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進	
基本目標1 自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保	
基本方策①健康と安全安心の確保.....	48
基本方策②社会を生き抜く力の育成.....	53
基本方策③子どもたちの可能性を引き出す教育の実現.....	57
基本目標2 共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の推進	
基本方策④多様な学習ニーズに対応した教育等の推進.....	61
基本方策⑤子ども・若者の社会参画の促進.....	66
基本方策⑥職業能力の習得／就労支援の充実.....	68
IIの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止	
基本目標3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実	
基本方策⑦総合的な相談・支援体制の整備.....	71
基本方策⑧様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実.....	75

基本方策⑨障害のある子どもへの支援	82
基本方策⑩子どもの貧困対策の推進	85
基本目標 4 非行・被害防止	
基本方策⑪非行・犯罪防止と立ち直り支援	88
基本方策⑫虐待・犯罪等の被害防止	91

Ⅲの柱 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

基本目標 5 世界を舞台に活躍する能力の育成	
基本方策⑬世界を舞台に活躍する能力の育成	95
基本目標 6 若者の新たな挑戦の応援	
基本方策⑭若者の新たな挑戦の応援	99

Ⅳの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 7 地域社会の連携の強化	
基本方策⑮子ども・若者の成長を支える担い手の養成・ 確保・支援	103
基本方策⑯多様な主体による取組の推進と連携	106
基本方策⑰家庭・学校・地域の連携	108
基本目標 8 社会環境の整備	
基本方策⑱子ども・若者を守る環境の整備	111
基本方策⑲情報社会への対応	114
基本方策⑳子どもを育てる環境の整備	117

第4章 推進体制及び進行管理 121

- 1 推進体制
 - (1) 県における推進体制
 - (2) 千葉県青少年問題協議会
 - (3) 千葉県子ども・若者支援協議会
 - (4) 市町村、民間機関等との連携・協力
- 2 進行管理・評価

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

次代を担う子ども・若者が、夢や希望を持って健やかに成長し、自立・活躍することは、県民すべての願いです。

県では、平成 22 年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、都道府県子ども・若者計画として、平成 24 年度、27 年度及び 30 年度の 3 次にわたり、「千葉県青少年総合プラン」を策定し、様々な分野にわたる子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、情報化、グローバル化¹、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年問題も多様化・複雑化しています。

こうした中、国においては、すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子ども・若者の健全育成に取り組むため、令和 3 年 4 月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

県においても、国の大綱を踏まえ、多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

- ・ 平成 22 年 4 月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画です。
- ・ 策定にあたっては、千葉県総合計画や第 3 期千葉県教育振興基本計画をはじめとする本県の関連計画との整合性を図るとともに、SDGs の考え方を踏まえ、取組を実施していきます。

¹ グローバル化：文化、経済、政治など人間の諸活動が、国や地域などの地理的境界、枠組みを超えて大規模に行われるようになり、地球規模で統合、一体化される現象。

<SDGs（エスディージーズ）>

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことが誓われています。

本計画は、17のゴールのうち、主として、下記の目標の達成に関連しています。

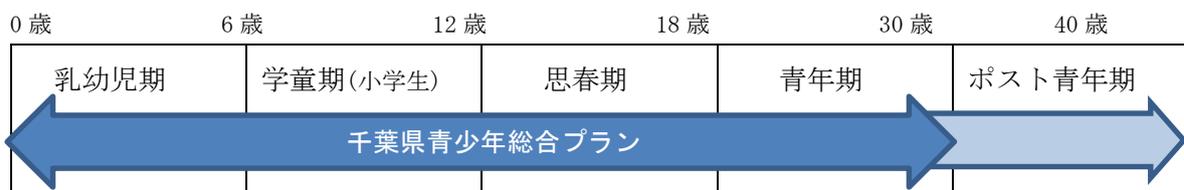


3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 計画の対象者

本プランの対象とする「子ども・若者」は、乳幼児期から青年期（概ね30歳未満まで）としますが、施策によっては、ポスト青年期（40歳未満）までを対象とします。



なお、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては「児童生徒」、「少年」、「青少年」、「子ども・若者」等の用語を併用します。

第2章

計画の基本的な考え方

1 子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題

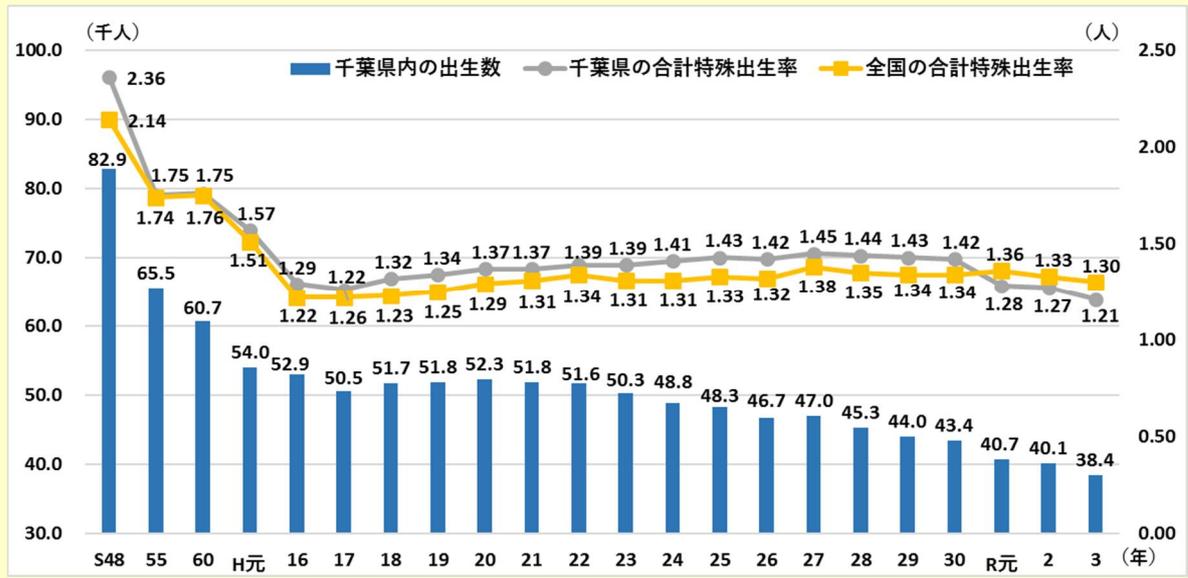
多様化・複雑化する青少年問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりに取り組むためには、子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題をしっかりと認識し、社会全体で共有することが重要です。そこで、子ども・若者を取り巻く環境の変化と課題を以下のとおり 10 項目に整理するとともに、子ども・若者が過ごす「場」を「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境（インターネット空間）」「就業（働く場）」の5つに分け、これら5つの「場」における状況の変化と課題についても整理しました。

(1) 社会全体の環境の変化と課題

① 少子化の進行

- ・ 本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の8万2,960人をピークに減少傾向が続き、令和2年（2020年）には4万168人となっています。合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数の推計値）は、昭和51年（1976年）に2.0を下回り、昭和60年（1985年）以降からは、全国平均を下回る状況が続き、令和3年（2020年）は1.21（全国1.30）と、依然として少子化傾向に歯止めがかかっていません。
- ・ 子どもの減少により、子ども同士が、切磋琢磨し社会性を育みながら成長していくという機会が減少しており、家庭や学校、地域において、人や社会とつながる機会の確保が求められています。
- ・ また、少子化の進展により、学校の小規模化や統廃合が進んでいる地域もあります。学校の小規模化や統廃合による教育の地域間格差が懸念されることから、どの地域でも質の高い教育を行うことができるよう学校の指導体制を充実させる必要があります。

○出生数と合計特殊出生率の推移【全国・千葉県】

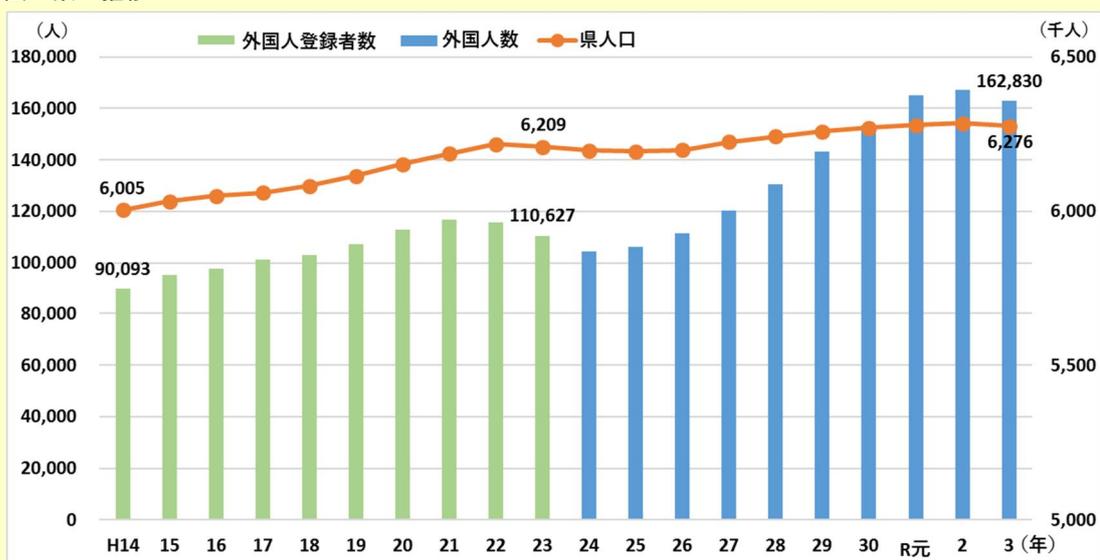


資料：厚生労働省「人口動態統計」

②グローバル化の進展

- ・ 本県の外国人数は令和3年（2021年）12月時点で、16万2,830人となり、過去最高となった令和2年（2020年）末現在の16万7,175人と比べ、4,345人（2.60%）減少したものの、近年、増加傾向にあります。また、平成23（2011）年からの県人口と外国人数の増加率を比較すると、県人口の約1%増に対し、外国人数は47%増と大幅に増加しています。
- ・ こうした中、外国人県民の中には、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力が十分でないため、行政機関の窓口や病院での診察等、日常生活における様々な場面で意思疎通に支障が生じ、生活に困難を抱える方が多くいます。そのため、多言語による情報提供や相談対応等、支援の充実が求められています。
- ・ また、日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にある中、外国人児童生徒等に対して、各学校における日本語指導の充実や受入れ体制の整備を進めることが求められます。
- ・ 加えて、グローバル化が進展する中、主体的に物事を考え、自分の考えを分かりやすく伝え、文化的・歴史的なバックグラウンドに由来する価値観や特性の差異を乗り越えて、相手の立場に立って互いを理解する、更にはそうした差異からそれぞれの強みを引き出して活用し、相乗効果を生み出して、新しい価値を生み出すことができるグローバル人材が求められていることから、そのような人材を育成するための教育が求められます。

○外国人数の推移

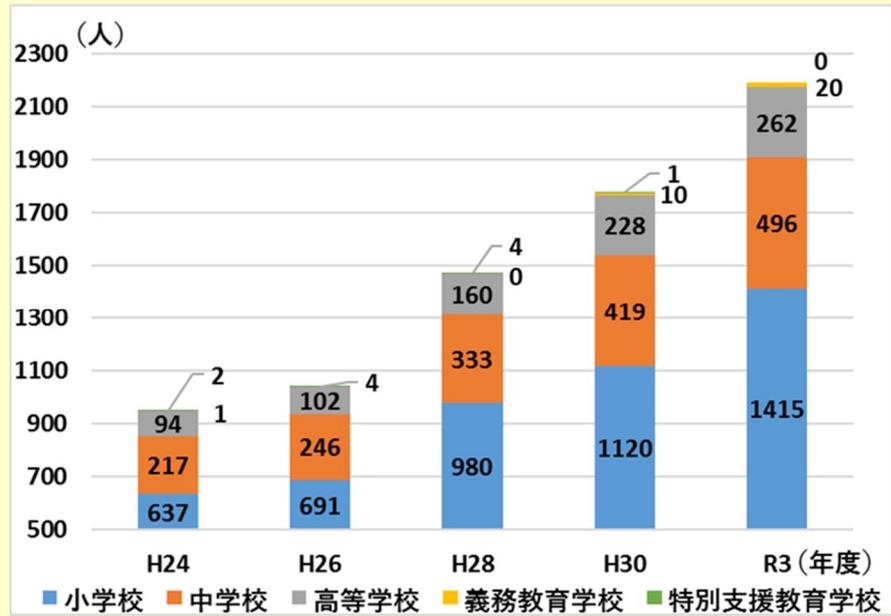


資料：千葉県国際課調査「令和3年12月末住民基本台帳による外国人数」、
千葉県統計課「千葉県毎月常住人口調査（12月調査）」

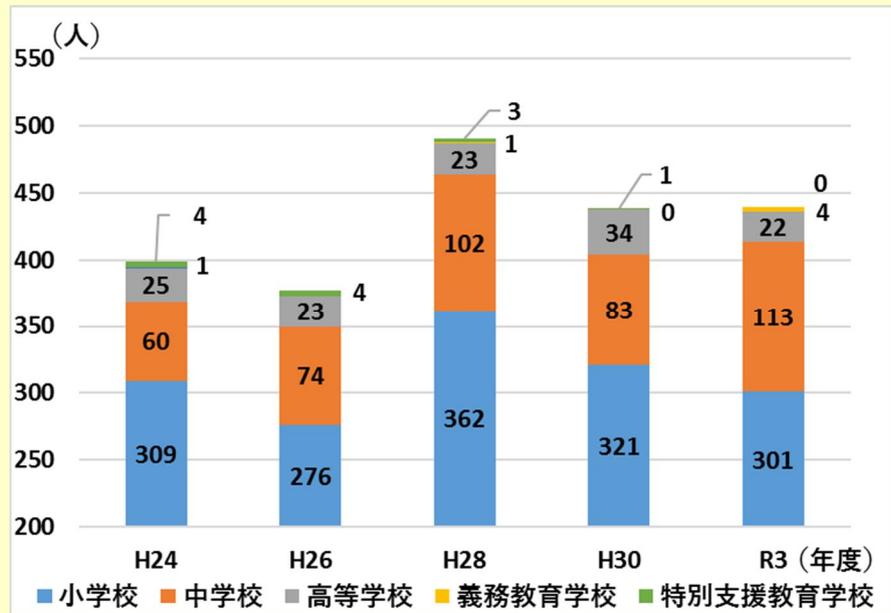
※平成23年以前は、外国人登録者数、平成24年以降は外国人登録制度の廃止に伴い、住民基本台帳上の外国人数を集計しています。

※県人口は各年12月1日現在のものです。

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒



○日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒

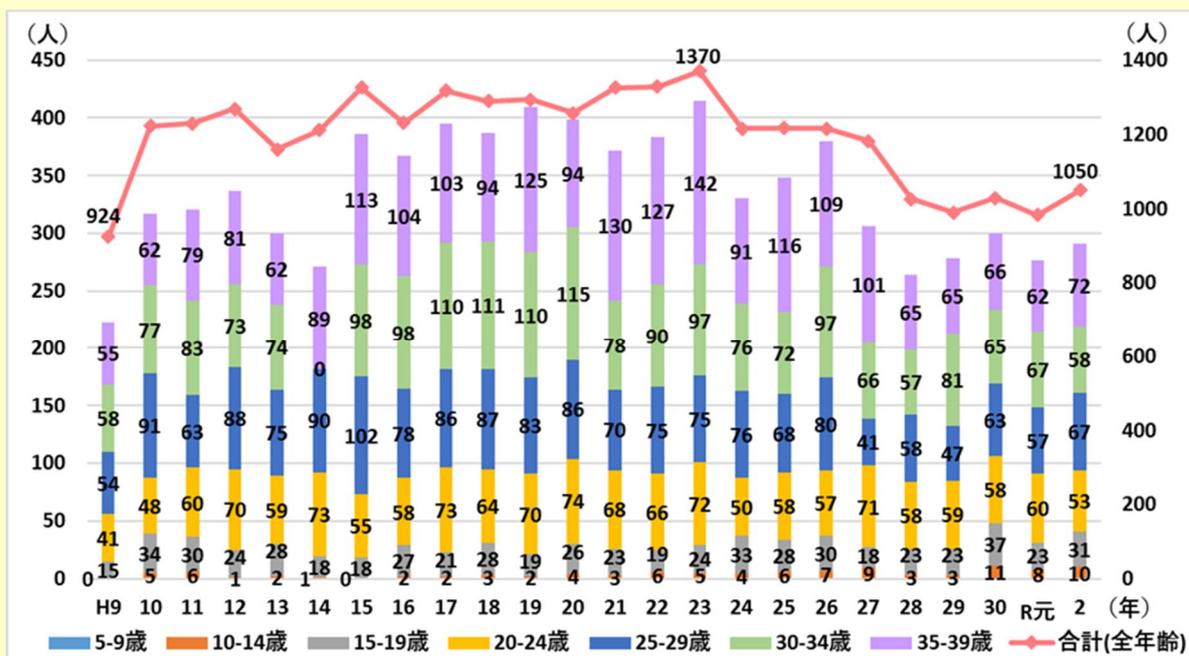


資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

③生命・安全の危機

- ・ 本県の10歳から39歳までの自殺者数は、年間300人前後で推移し、この年齢層の死因順位においては、1位となっています。思春期は子どもから大人への移行期に当たり精神的な安定を損ないやすい時期であることから、自殺を防ぐ体制の充実を図ることが必要です。
- ・ 本県の児童相談所（千葉市含む）における令和3年度の児童虐待相談対応件数は11,870件で、5年前に比べて約1.5倍と増加の一途をたどっています。児童虐待は、社会全体で早急に解決しなければならない重要な課題です。
- ・ 交通人身事故の発生件数、重症者数、死亡者数は減少傾向にあるものの、通学中の児童が死傷した痛ましい事故の原因となった飲酒運転など、重大な交通事故の発生につながる危険運転等が後を絶たないことから、交通安全教育や登下校での見守り等、交通事故の防止に向けた更なる取組が求められています。
- ・ さらに、これまで経験したことのない激甚災害や感染症が発生するとともに、性被害、消費者被害等の事件・事故に巻き込まれるケースが後を絶たない状況にある中、子ども・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められています。

○年齢別自殺者数



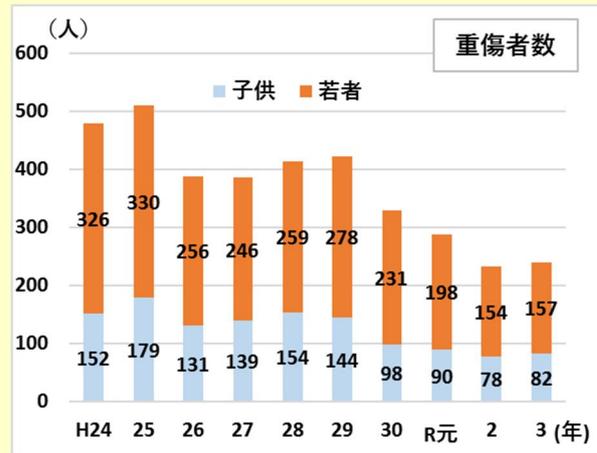
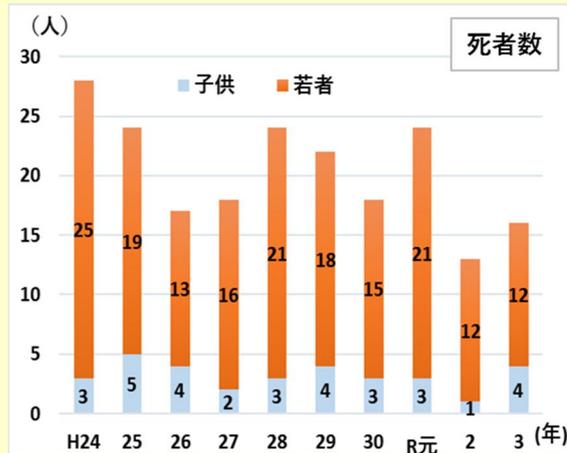
資料：厚生労働省「人口動態統計」

○児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



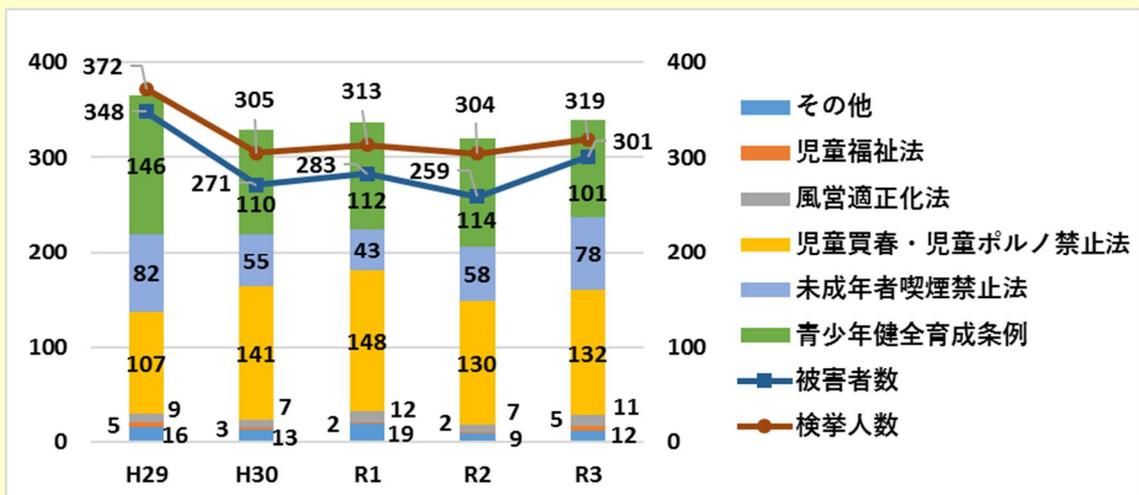
資料：厚生労働省「福祉行政報告例」
※令和3年度は速報値

○交通人身事故発生状況の推移（年齢層別）



資料：千葉県警察本部「交通事故発生状況」
※本統計で「子供」は中学生までを、「若者」は15歳以上24歳以下（中学生を除く）を指す。

○福祉犯検挙状況及び被害児童数の推移

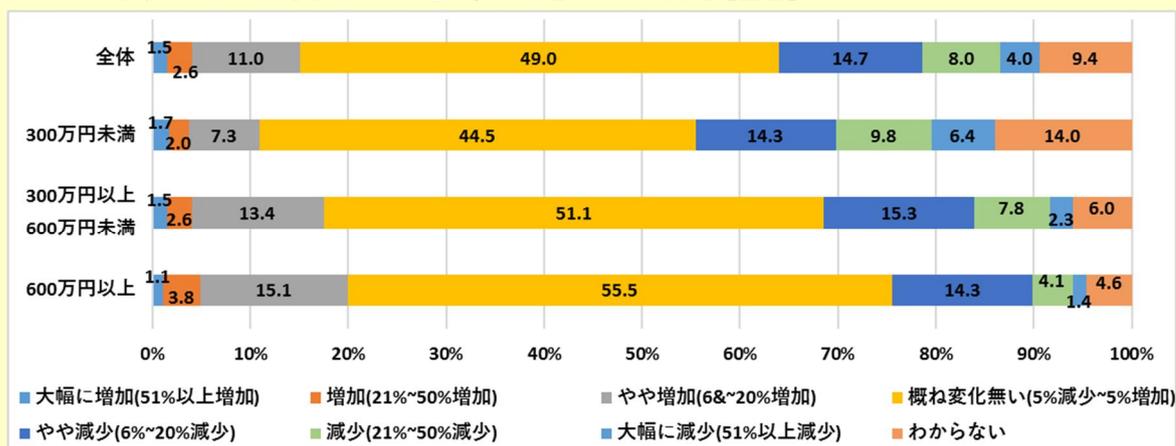


資料：千葉県警察本部「令和4年版ちばの少年非行」

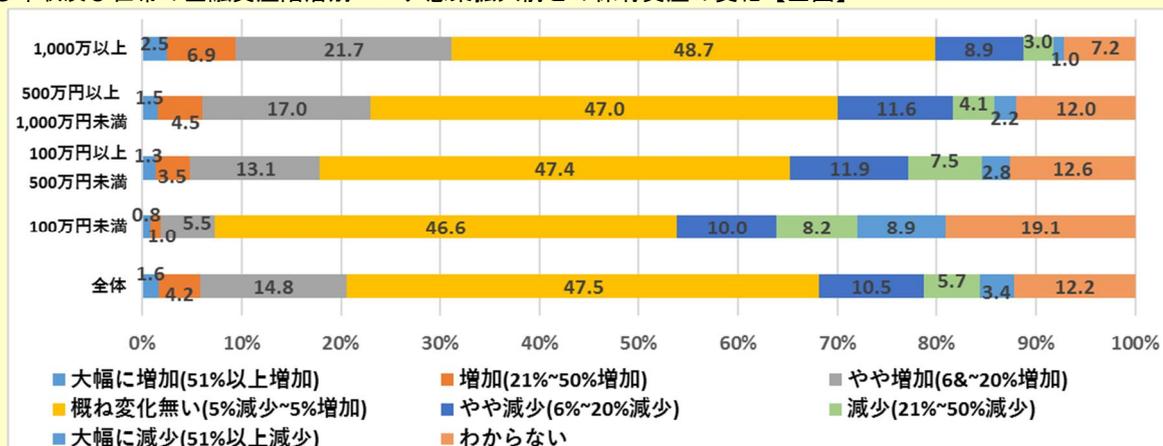
④格差拡大への懸念

- ・ 経済的に困難な状況に置かれたことにより、様々な機会を奪われ、人生の選択肢を狭めてしまう可能性のある「子どもの貧困問題」への対応は重要な課題です。
- ・ ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。
- ・ また、「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(内閣府)によると、年収及び保有資産の低い世帯ほど、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年12月と比較して、年収及び保有資産が減少したと回答しており、格差の更なる拡大が懸念されます。
- ・ 家庭の社会的・経済的背景に関わらず、成長過程にある子ども・若者が質の高い教育や医療等を受けつつ心身ともに健やかに成長できるよう、取り組んでいく必要があります。

○年収及び世帯の金融資産階層別コロナ感染拡大前との年収の変化【全国】



○年収及び世帯の金融資産階層別コロナ感染拡大前との保有資産の変化【全国】



資料：内閣府「第5回 新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」
※変化は2019年12月（感染拡大前）との比較

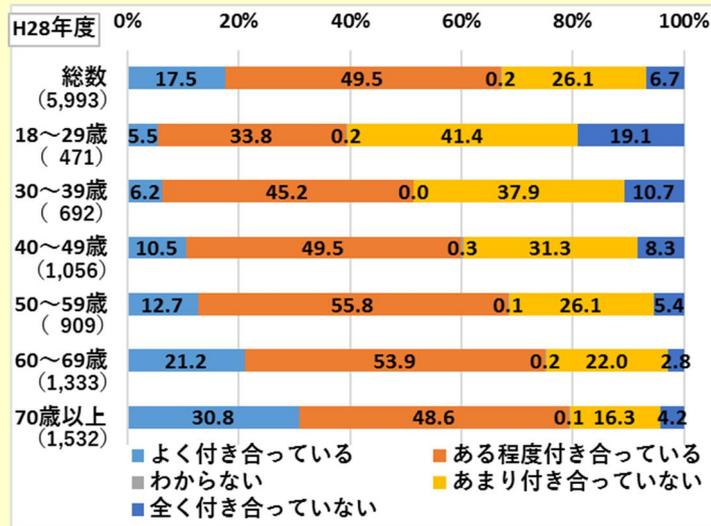
⑤孤独・孤立²の顕在化

- ・ 三世代世帯の減少や地域のつながりの希薄化、更には新型コロナウイルス感染症の影響により、人との交流が制限されたこと等で、子ども・若者の孤独・孤立の問題が一層顕在化しています。
- ・ 「人々のつながりに関する基礎調査（令和3年）」（内閣官房孤独・孤立対策担当室）によれば、孤独感があると答えた人の割合は、全年齢平均で 36.4%であったのに対し、20代は 44.4%、30代は 42.2%となっており、若い世代の多くが孤独感を抱えています。
- ・ 孤独・孤立は、自殺やひきこもり³等、様々な社会問題の要因となるだけでなく、子育て中の家庭が孤立することで、家庭の教育力の低下につながる可能性があることから、状況に応じた切れ目ない相談支援体制の整備や多様な居場所の確保、人と人とのつながりを実感できる地域づくり等、適切な支援を行う必要があります。

² 孤独・孤立：「孤独」は主観的概念でひとりぼっちと感じる精神的な状態、「孤立」は客観的概念で社会とのつながりのない（又は少ない）状態をいう。

³ ひきこもり：様々な要因の結果として、社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいう（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）

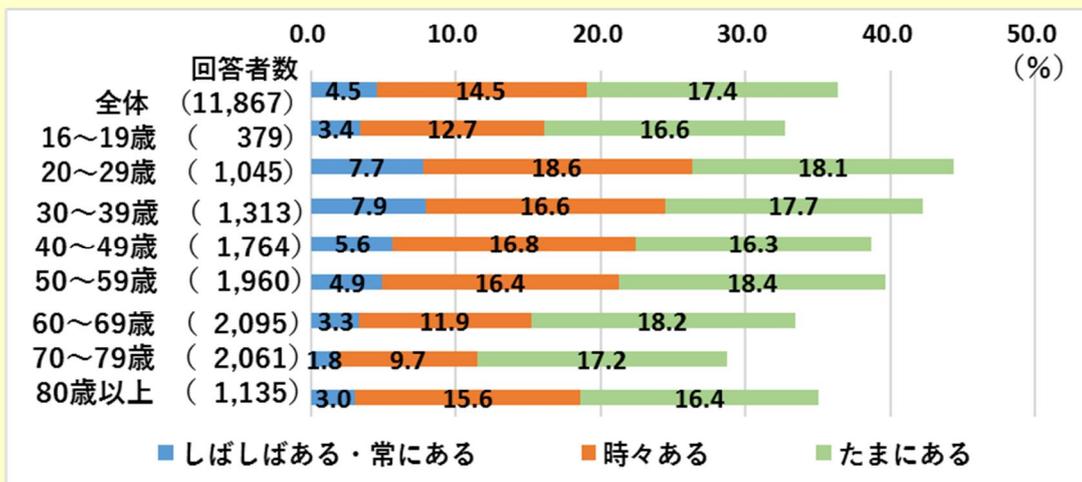
○現在の地域での付き合いの程度【全国】



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」

※ () 内は該当者数

○年齢階級別の孤独感【全国】



資料：内閣官房孤独・孤立対策担当室「人々のつながりに関する基礎調査」

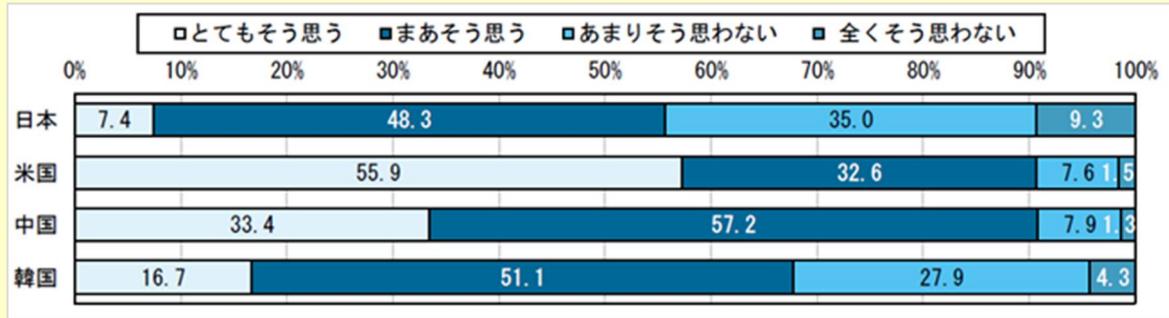
⑥低い自己肯定感⁴

- ・ ユニセフの国際調査によると、我が国の子どもの「身体的健康」については、38 か国中 1 位であったのに対し、生活への満足度を示す「精神的幸福度」では 37 位、「すぐに友達ができると答えた 15 歳の生徒の割合」が 40 か国中 39 位であるなど、精神的・社会的側面において、子どもの well-being⁵が低い状況です。
- ・ また、日本の子どもたちは、自分のあり方を積極的に評価できる感情、また、自らの価値や存在意義を肯定できる感情である「自己肯定感」が諸外国の子どもたちと比べて低い状況です。
- ・ 勉強やスポーツ等を通じた競い合いや体験活動など、他者や社会との関わり合いを通じて育まれる自己肯定感は、自らの意思で学習しようとする動機づけになるだけではなく、ありのままの自分を受け入れる、他人と協調できる、様々な困難を乗り越えることができるなど、子どもたちに必要な資質を育む上で重要です。
- ・ 一方で、他者との比較や他者からの評価などを意識するあまり、自分の良いところが見えなくなることもあることから、自分に自信が持てない部分などを過度に意識し、何かに挑戦する姿勢や積極的に意見表明する態度を失わないようにすることも大切です。自分の長所と短所、自信のあるところとないところの両方を受容し、「自分らしさ」を見失うことがなく、自らの力を最大限発揮できるよう自己肯定感を育てていくことが求められます。

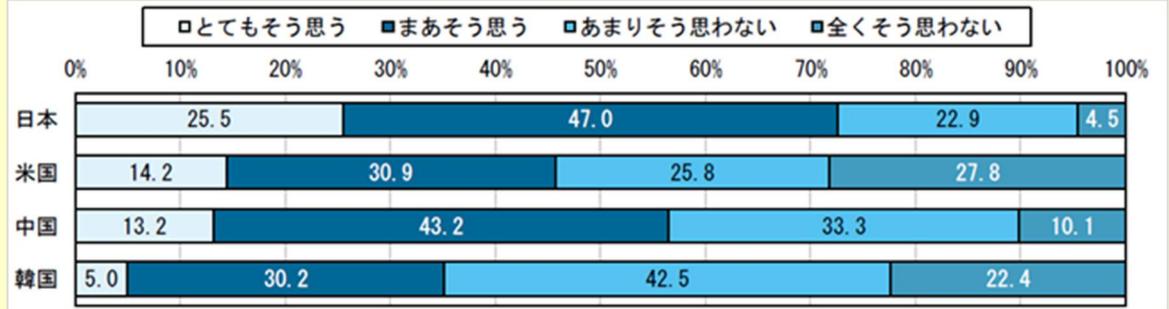
⁴ 自己肯定感：自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する。

⁵ well-being (ウェルビーイング)：主観的幸福感のこと。身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、「幸福」と翻訳されることも多い。1946 年の世界保健機関 (WHO) 憲章草案の中で、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態 (well-being) にあることをいいます」と用いられている。

○自己肯定感に関する諸外国との比較（私には人並みの能力がある）【全国】



○自己肯定感に関する諸外国との比較（自分はダメな人間だと思うことがある）【全国】



資料：国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査（平成27年）」

⑦価値観やライフスタイルの多様化

- ・ 社会経済のグローバル化や情報化の進展などにより、子ども・若者をはじめ人々の価値観やライフスタイルが多様化しています。
- ・ 年齢や性別、国籍、障害の有無、性的指向・性自認などにかかわらず、一人ひとりが違った個性や能力を持つ個人として、その人らしく生きていくことができる社会づくりが求められています。
- ・ 誰もが社会に参画し、多様な個性や能力を発揮できるよう取組を進め、社会全体の活力向上につなげていくことが重要であることから、子どものときから多様性を認め合う考え方をはぐくむ取組を行う必要があります。

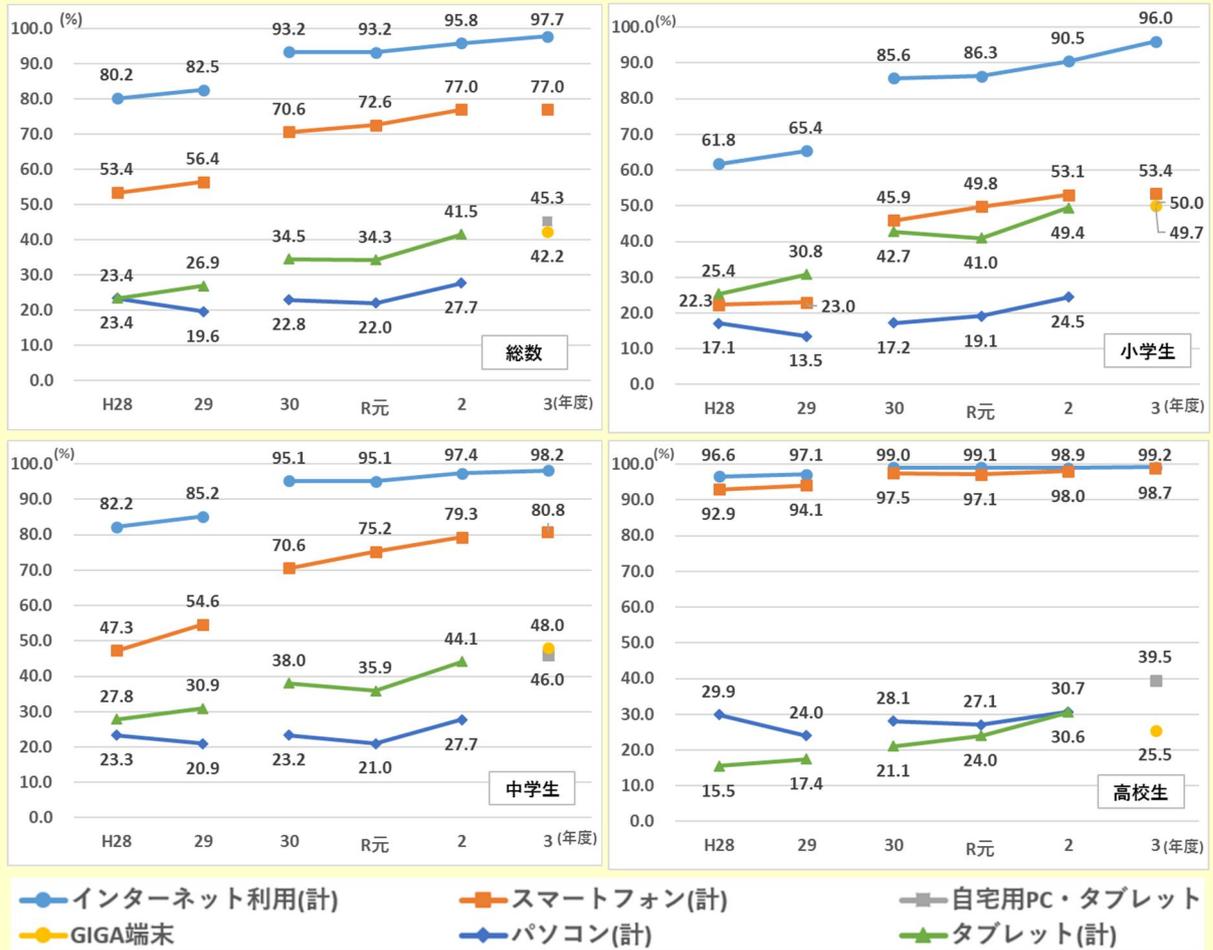
⑧情報化の進展

- ・ 近年、インターネットを中心とするICT⁶は著しく進化し、コミュニケーション基盤にとどまらず、産業や生活の基盤として欠かせない技術になっています。
- ・ 急速なスマートフォンの普及、新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化など、子ども・若者にとっても情報通信環境（インターネット空間）の存在はますます大きなものとなっています。
- ・ インターネットの利活用により、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等を乗り越え、必要な知識やスキルを身に付けたりすることが可能になるなど、デジタル化が加速していく中、子ども・若者の育成においても、インターネットの利用によるメリットを拡大させていくことが求められます。
- ・ その一方で、子ども・若者のインターネット利用時間の増加や低年齢化等、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）⁷の急速な普及に伴い、インターネット利用に起因する犯罪被害やインターネット上の誹謗中傷などが増加しています。そのため、インターネットの情報を正しく理解し、適切に判断・運用できる能力（インターネット・リテラシー）を向上させていく等、インターネット利用に伴う弊害への対策を進める必要があります。

⁶ ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。

⁷ SNS：Social Networking Serviceの略。人と人の社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。共通の価値観に基づくコミュニティの形成を促進するものとされており、災害時の情報収集・発信や、地域課題の解決策と検討する場としても期待されている。

○機器ごとのインターネット利用状況【全国】

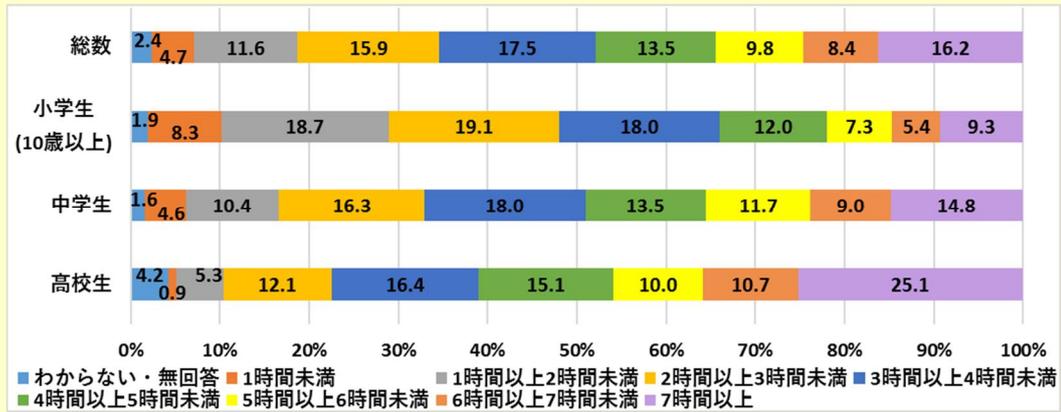


資料：内閣府「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

※「スマートフォン(計)」は、「スマートフォン」、「いわゆる格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「契約切れスマートフォン(平成29年度までは、携帯電話の契約がきれたスマートフォン)」のいずれかを利用すると回答した青少年。「タブレット(計)」は、「タブレット」、「学習用タブレット」、「子供向け娯楽用タブレット」のいずれかを利用すると回答した青少年。

※インターネット利用率についての質問形式は、平成28年度から平成29年度までは「青少年に調査した15機器のうち、いずれかの機器でのインターネット利用の有無」を問う設問であり、平成30年度以降の「インターネット利用の有無」を問う設問と相違があるため、平成29年度までの調査結果とは直接比較できない。

○インターネットの時間（利用機器の合計／平日1日あたり）【全国】



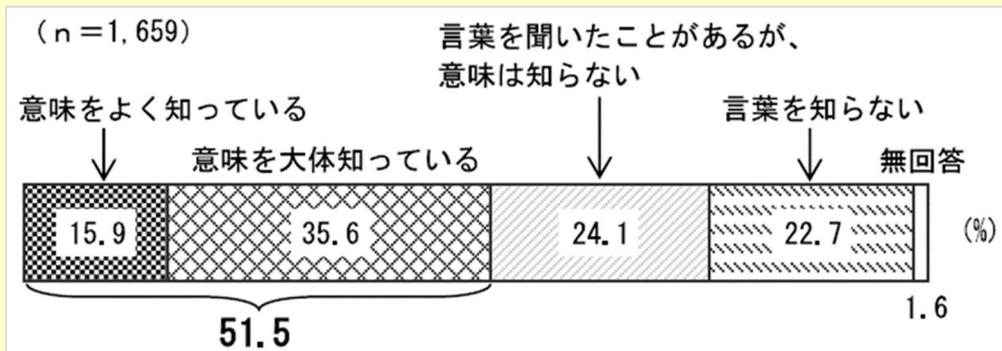
	令和3年度			令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合
総数	263.5分	65.3%	34.3%	205.4分	52.1%	182.3分	46.6%	168.5分	40.2%
小学生	207.0分	51.9%	21.9%	146.4分	33.6%	129.1分	29.3%	118.2分	21.0%
中学生	259.4分	67.1%	35.5%	199.7分	52.0%	176.1分	45.8%	163.9分	37.1%
高校生	330.7分	77.5%	46.0%	267.4分	69.5%	247.8分	66.3%	217.2分	61.7%

資料：内閣府「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

⑨SDGsへの社会的関心の高まり

- ・ SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことが誓われています。
- ・ 17の目標はいずれも、未来を生きる子ども・若者に深く関係し、子ども・若者自身もSDGs推進の担い手として期待されています。
- ・ SDGsに対する社会の関心の高まりを活かしつつ、SDGsの各目標との関連をより一層意識しながら、子ども・若者育成支援施策を推進していくことが求められています。

○SDGsの言葉の認知度

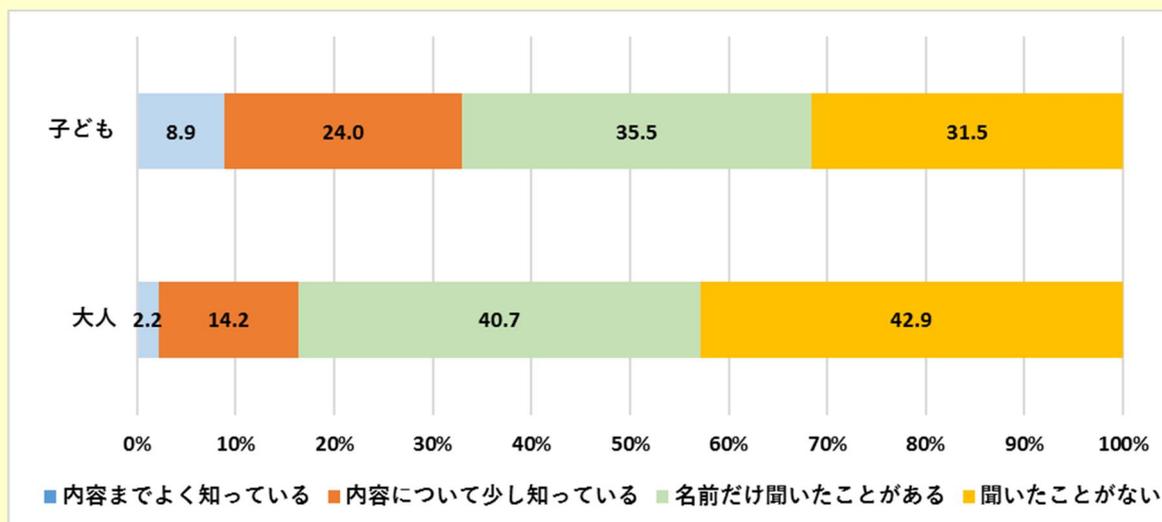


資料：千葉県報道広報課「令和3年度 第62回県政に関する世論調査」

⑩子どもの権利に対する意識の低さ

- ・ 我が国が 1994 年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じく、ひとり人間として持っている権利とともに、保護や配慮が必要な弱い立場にある子どもたちが支援を受ける権利も認めています。
- ・ 子どもが自分を「かけがえのない存在」と意識するためには、自分が持つ「人権」について知らされ、理解し、行使できるようになっていることが重要ですが、「子どもの権利条約」は多くの子どもに十分に知られていません。
- ・ また、子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたり幸福な生活を送る社会を実現するためには、大人も子どもの権利について十分理解する必要があります。
- ・ 国連子どもの権利委員会からは「日本における子どもを権利を持つ人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制限している」との指摘を受けており、子どもを「保護の対象」から「権利の主体」へと転換していくことが求められます。そのため、子ども・若者の意見を尊重するとともに、意見表明の機会の確保や社会参画の促進を図る必要があります。

○子どもの権利条約の認知度【全国】



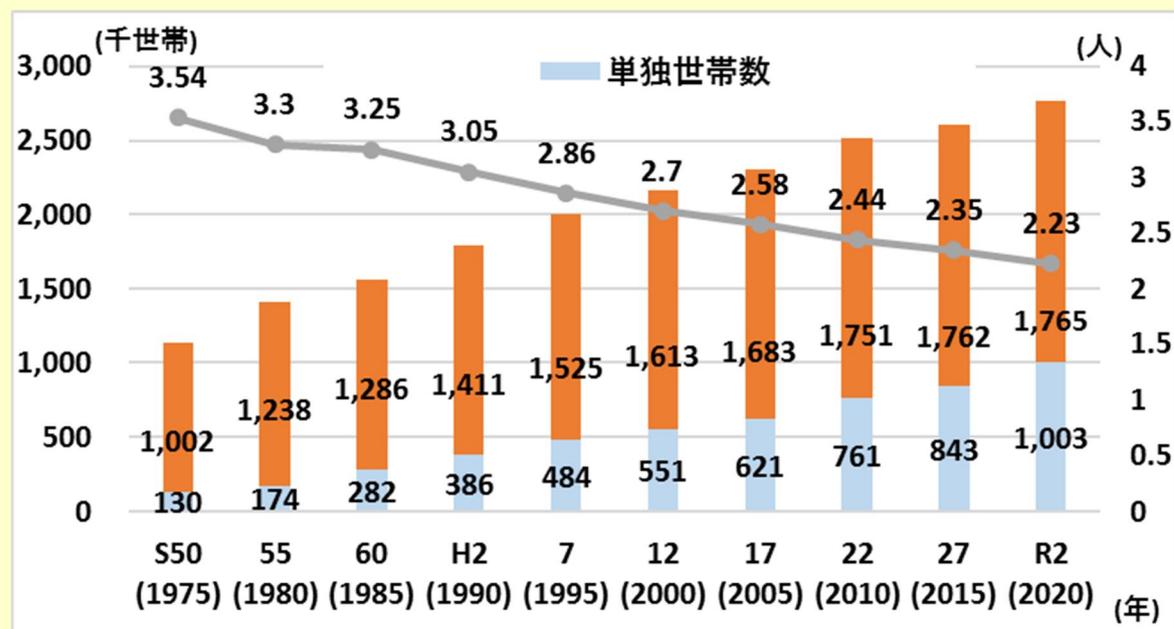
資料：公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」

(2) 子ども・若者が過ごす「場」における状況の変化と課題

①家庭

家庭は子どもを育む基盤であり、家庭における教育は全ての教育の出発点として、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っています。しかしながら、令和2年には、平均世帯人員が2.23人になるなど、家族形態の変化が進み、共働き世帯の増加や働き方の多様化、家庭と地域とのつながりの希薄化なども見られるなど、家庭を巡る環境は大きく変化してきています。こうした状況の中、以下のような課題が生じており、対応が求められます。

○平均世帯人員及び世帯数の推移



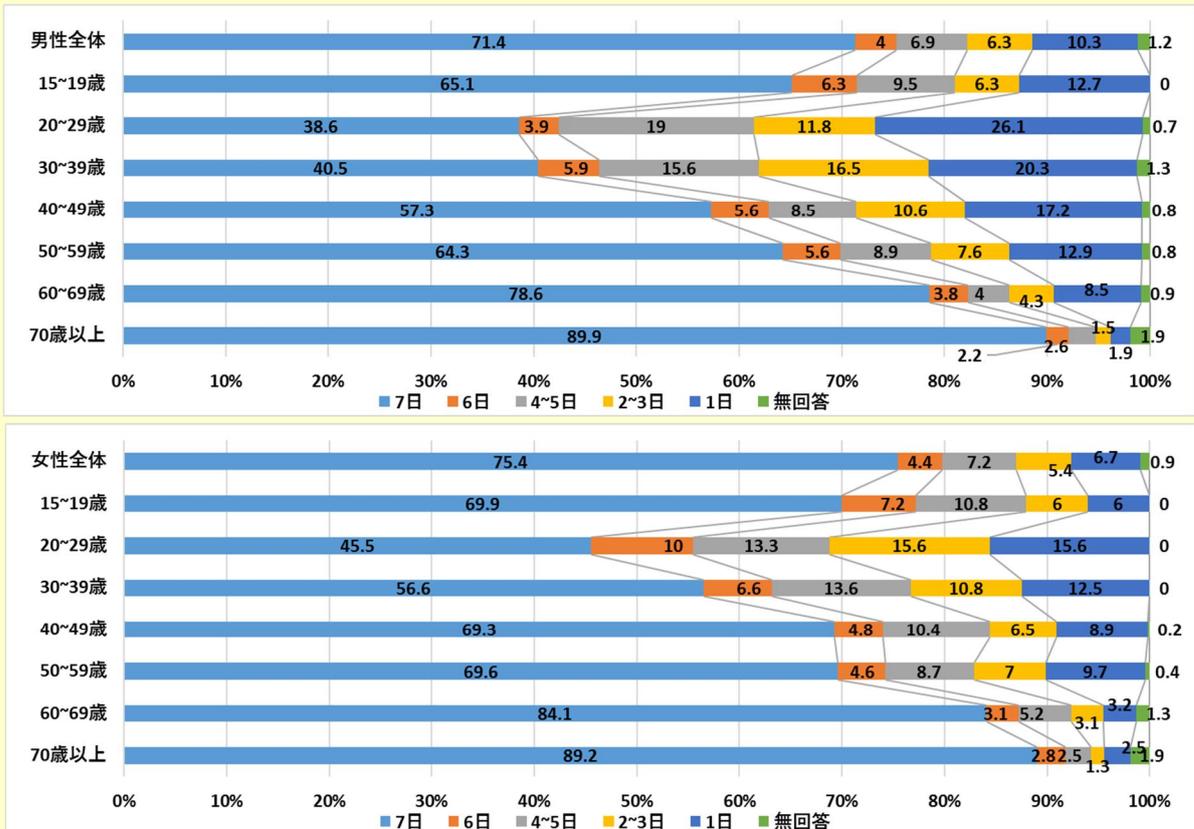
資料：総務省統計局「国勢調査」

(生活習慣の乱れと運動能力の低下)

若年層においては、朝食を欠食する者の割合が多く見られるなど、ライフスタイルの多様化に伴う食生活の乱れなどにより、将来的に生活習慣病が生じやすくなることが懸念されます。

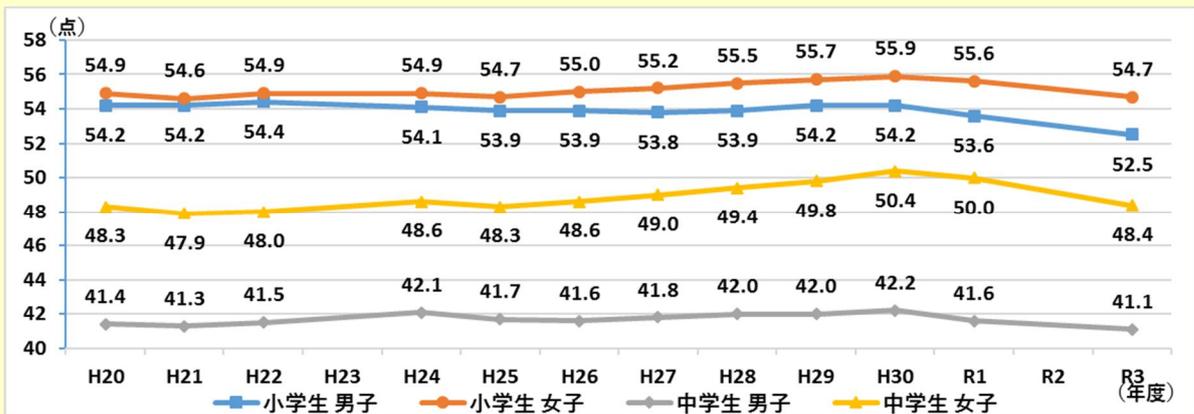
また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、子どもたちの運動能力に低下が見られます。こうした、健康上の問題に対する対応が求められます。

○ 1週間に朝食をとる回数（性・年齢別）



資料：千葉県健康福祉部健康づくり支援課「令和3年度 生活習慣に関するアンケート調査」

○実技調査テスト 体力合計点【全国】



資料：スポーツ庁「令和3年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(ひきこもりの長期化)

平成 27 年度の内閣府調査によると、満 15 歳から満 39 歳までの広義のひきこもり群は、54.1 万人とされています。

ひきこもり当事者やその家族の抱える問題はさまざまであり、ひきこもりの長期化により、本人と親が共に高齢化し、貧困や介護など様々な問題から生活に行き詰まる等、80 代の高齢の家族が 50 代のひきこもり当事者を支える、いわゆる「8050 問題」なども生じていることから、本人だけでなく、家族を含め、個々の状況に応じた支援が必要です。

○ひきこもりの者の推計数【全国】

	該当人数 (人)	有効回収数に占める割合 (%)	全国の推計数 (万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	33	1.06	36.5	} 準ひきこもり群 36.5 万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1	
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	} 狭義のひきこもり群 17.6 万人
計	49	1.57	54.1	

資料：内閣府「生活状況に関する調査」(平成 27 年度)

(ヤングケアラー問題の顕在化)

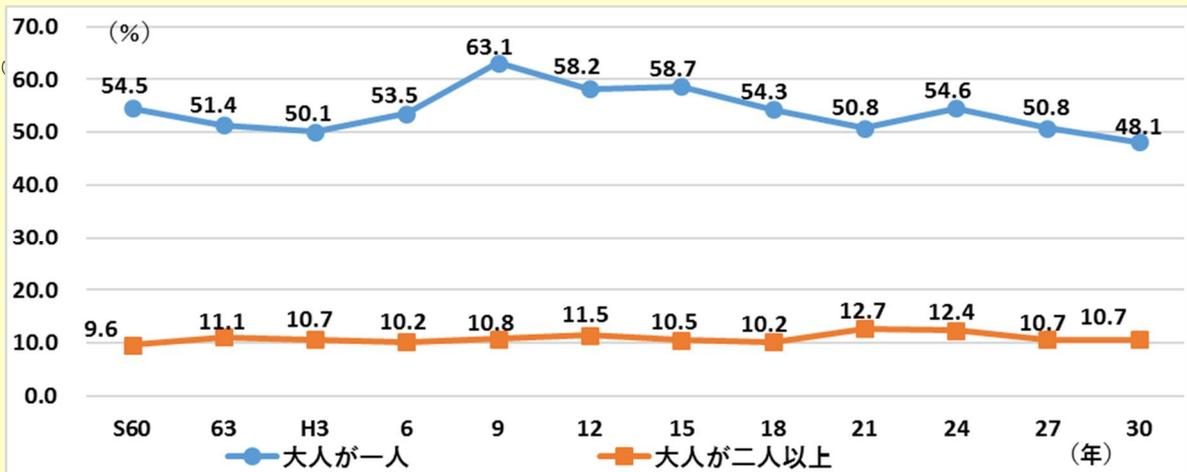
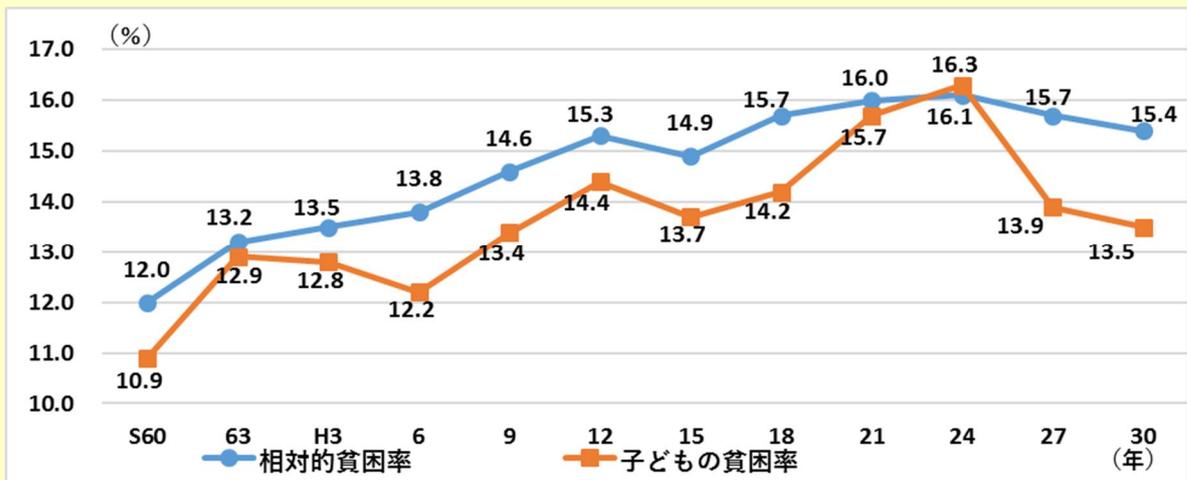
少子高齢化や共働き世帯の増加などを背景に家事や家族の世話など、本来、大人が担うケア責任を子どもが引き受けるヤングケアラーの問題が顕在化してきています。日常的にケアに追われることで、学業や友人関係への影響が出ることが指摘されており、対応が求められます。

(ひとり親世帯における高い貧困率)

ひとり親と子どもから成るひとり親世帯は、ひとりの親が生計の維持と子育てを同時に担うことから、就業や子育て、生活に関する様々な困難に直面する場合があります、社会的に不利な境遇に陥りやすい状況にあります。

こうした中、平成 30 年のひとり親世帯の貧困率は、48.1%と大人が 2 人以上いる世帯と比較して、高い割合を占めており、相談体制の整備や保護者に対する就労支援などの取組が求められます。

○子どもの貧困率の推移【全国】



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯の割合。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。

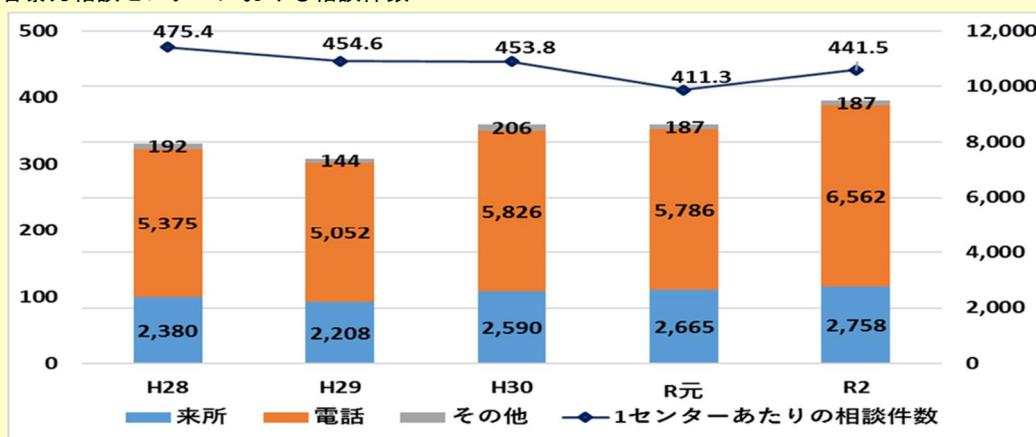
※子どもの貧困率とは、子ども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合をいう。

※子どもがいる現役世帯の貧困率とは、現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。

(児童虐待等、家庭内トラブルに係る相談件数の増加)

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数及び配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加しています。児童虐待、DV⁸は、重大な人権侵害であるとともに、犯罪となりうる行為です。それらの防止に向けた広報啓発活動を行うとともに、相談体制の整備や被害者がその後、安心安全な生活を送るための支援を行う必要があります。

○配偶者暴力相談センターにおける相談件数



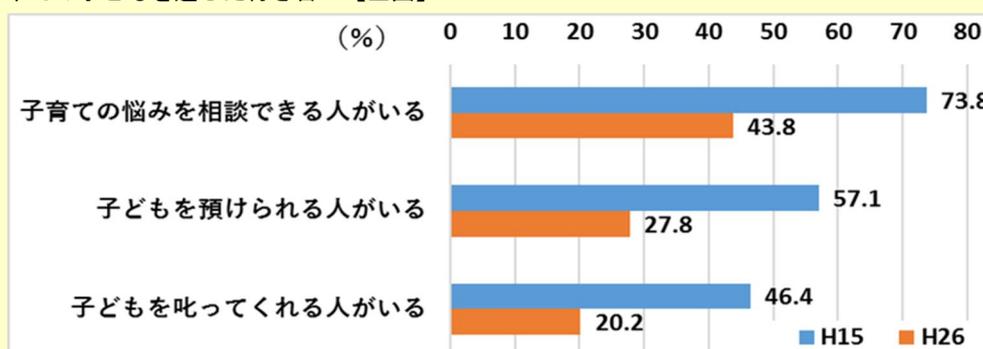
資料：内閣府男女共同参画局

⁸ DV：Domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。「ドメスティック＝家庭内の」「バイオレンス＝暴力」であり、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

(子育て中の保護者の孤立化)

核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に、身近な人から子育てを学ぶ機会が減少するなど、子育てや家庭教育を支える環境が変化しています。そのため、子育て中の親が孤立し、課題を抱え込んでしまう傾向が強くなっていることから、家庭に対する相談対応の充実を図るなど、地域社会と一体となった支援が求められます。

○地域の中での子どもを通じた付き合い【全国】

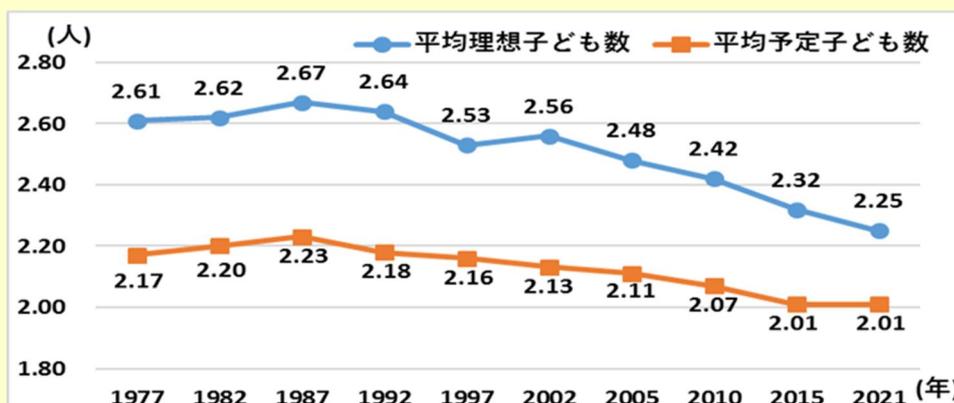


資料：(株)UFJ 総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(2003年)
三菱UFJ リサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査2014」(2014年)

(理想の子ども数及び予定子ども数の減少)

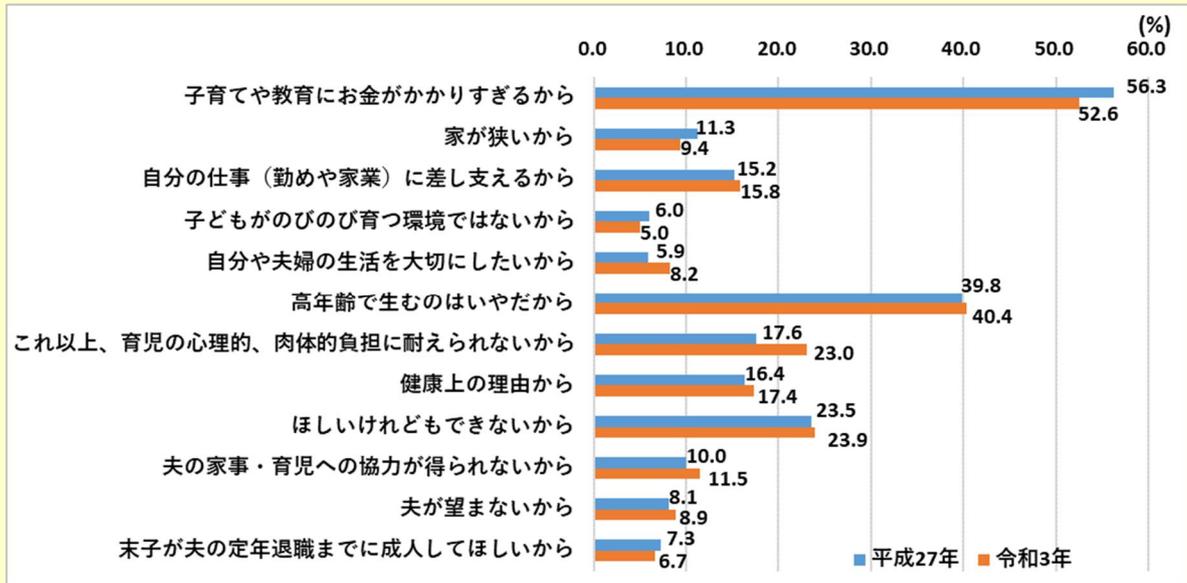
平均理想子ども数及び平均予定子ども数はともに減少傾向にあるとともに、依然平均予定子ども数が平均理想子ども数を下回る状況にあります。また、「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担や育児や仕事との両立が難しいことなどが上位にあることから、子育てに対する経済的負担の軽減や働きながら生み育てやすい環境づくりなど、子どもを安心して生み育てられる社会を構築する必要があります。

○夫婦の理想子ども数・予定子ども数【全国】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

○理想の数の子どもを持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）【全国】



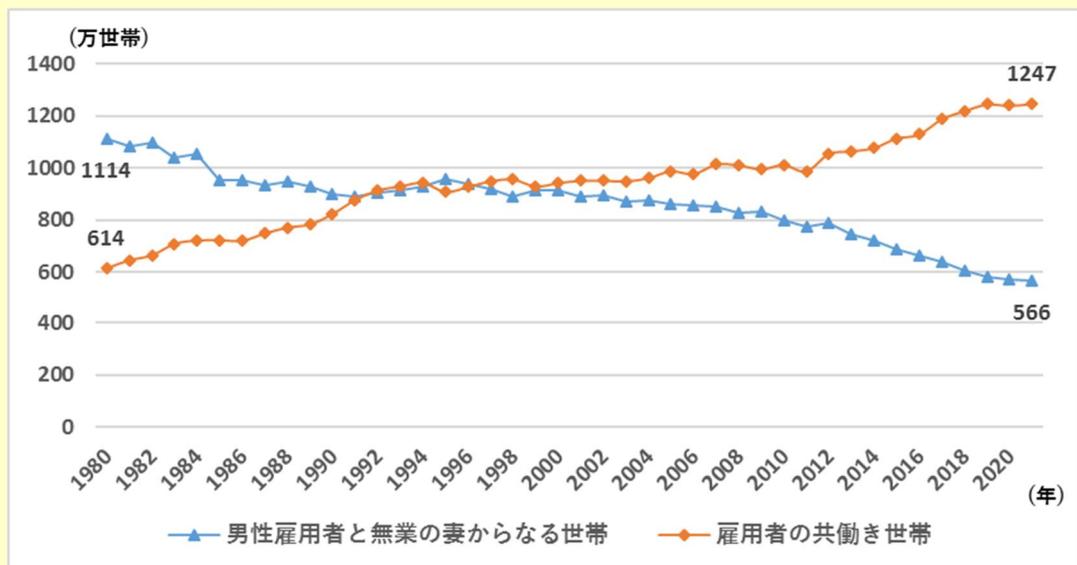
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

※対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。不詳を含まない選択率。複数回答のため合計値は100%を超える。

(子育てニーズの増加と多様化)

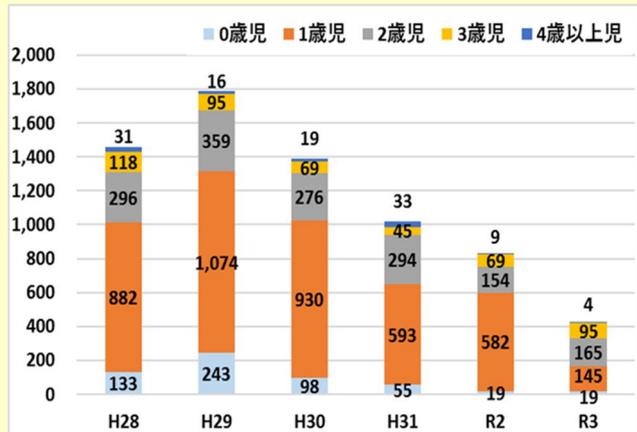
共働き世帯の増加や働き方の多様化に伴い、保育所等での一時預かり、幼稚園の預かり保育や育児相談ができる施設など、多様な子育て支援ニーズへの対応が求められています。今後も様々な保育ニーズの増加が見込まれることから、受け皿となる多様な保育施設の整備や人材確保などが必要です。

○共働き世帯数の推移【全国】

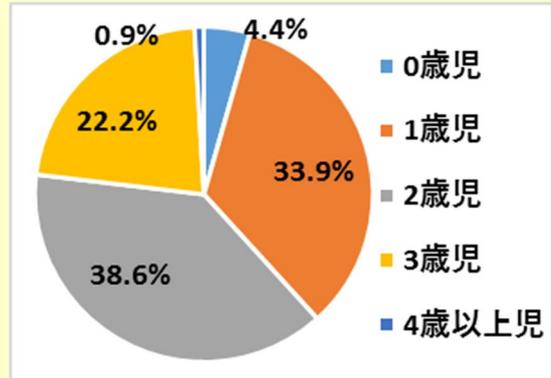


資料：総務省統計局「労働力調査」

○保育所等利用待機児童数の推移

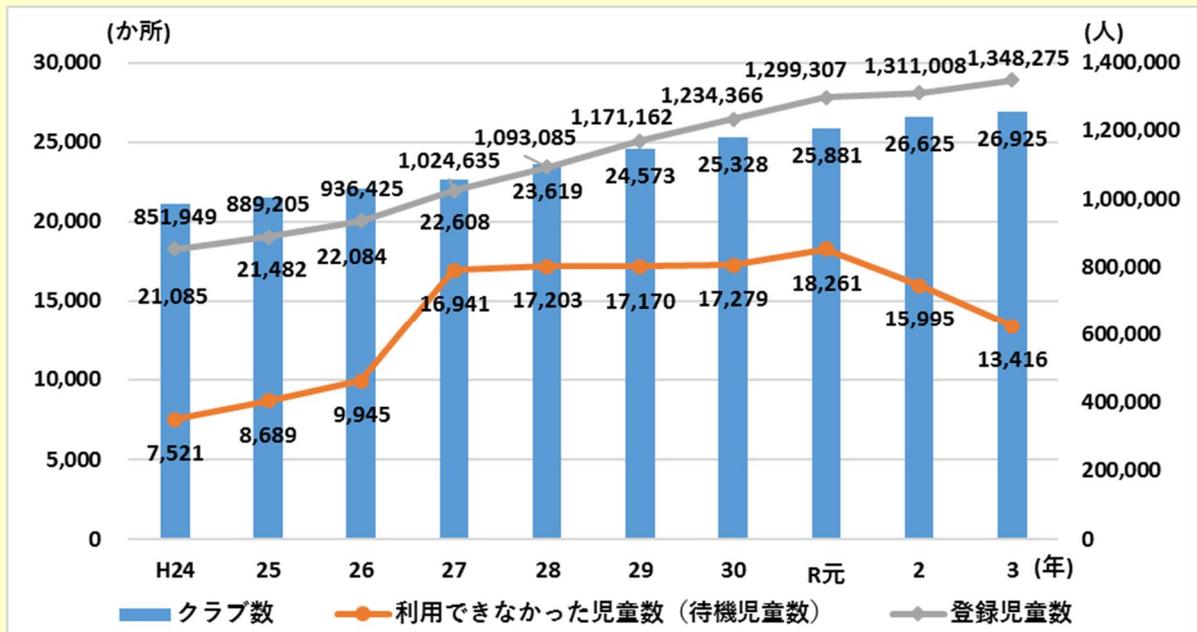


○令和3年度 年齢別待機児童割合



資料：千葉県子育て支援課「保育所等利用待機児童数及び利用定員数について」

○放課後児童クラブ数、登録児童数及びクラブを利用できなかった児童数の推移【全国】



資料：厚生労働省「令和3年（2021年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」

②学校

学校は子ども・若者にとっての学びの場であるだけでなく、安心・安全な居場所、セーフティネットとなるなど、福祉面でも極めて重要な存在です。一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化などに伴う、家庭や地域の教育力の低下が指摘されており、学校の負担は年々増大しています。また、少子化の進展により、学校・学級の小規模化が進んでいる地域もある中、以下のような課題に対して、対応していく必要があります。

(教職員の多忙化)

正規の勤務時間を超えて勤務する教職員が多く見られます。教職員が心身ともに健康を保ち、子どもたちに真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるよう、学校における働き方改革を進める必要があります。

○月あたりの時間外在校等時間が45時間を超える教諭等の割合【全校種（市町村立学校、県立学校）】

職種（調査時期）	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等（R3.11月）	50.9%	63.8%	60.0%	31.1%	10.2%
〃（R2.11月）	47.3%	60.6%	60.3%	35.8%	9.9%
教諭等における全校種の平均	45.7%				
【参考： R2.11月の平均	44.4%】				

○月あたりの時間外在校等時間（校種別）【全校種（市町村立学校、県立学校）】

職種（調査時期）	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
教諭等（R3.11月）	45時間25分	59時間 4分	60時間51分	37時間47分	27時間40分
〃（R2.11月）	44時間36分	59時間24分	51時間15分	41時間46分	27時間39分
教諭等における全校種の平均	45時間22分				
【参考： R2.11月の平均	45時間58分】				

資料：千葉県教育庁教職員課「令和3年度 第2回教職等の出退勤時刻実態調査」

※教諭等：主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師

(学校の小規模化及び統廃合)

少子化の進展により学校の小規模化や統廃合が進む中、どの地域でも質の高い教育を行うことができるよう、学校の指導体制を充実させていく必要があります。

(学校教育のICT化)

国では、子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学習を実現するため、ICT環境を整備する「GIGAスクール構想⁹」を推進しており、本県においても、ICT教育がより一層進むよう、ICT環境の整備等に取り組んでいく必要があります。

○教育の情報化の実態に係る主な指標【全国・千葉県】

指標 (全学校種)	教育用コンピュータ 1台当たりの 児童生徒数	普通教室の 無線LAN整備率	インターネット 接続率 (30Mbps以上)	普通教室の 大型提示装置整備率	統合型校務支援 システム整備率	教員のICT 活用指導力
千葉県平均値	1.4人/台	86.2%	99.9%	67.0%	89.4%	72.0%
全国平均値	1.4人/台	78.9%	98.2%	71.6%	73.5%	72.0%

資料：文部科学省「令和2年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査」

※「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことをいう。

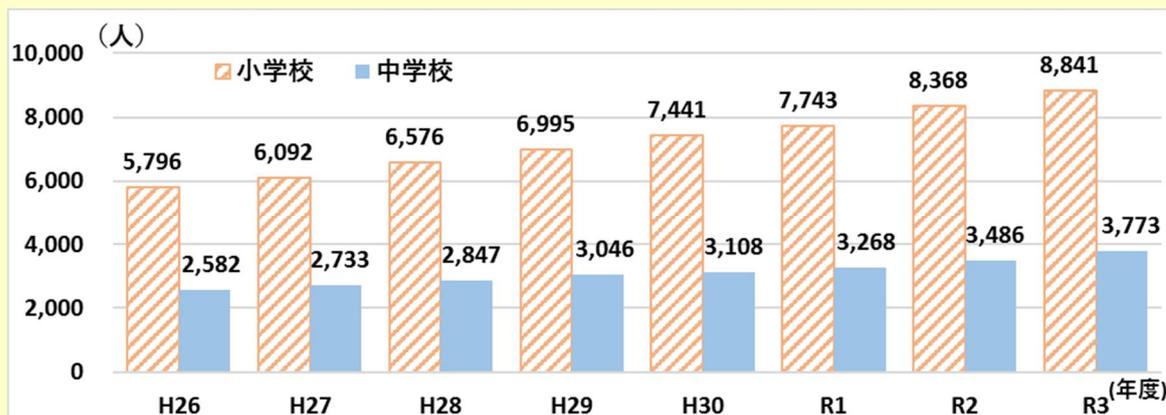
※「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう。

⁹ GIGAスクール構想：全国の児童・生徒1人に1台のコンピューターと高速ネットワークを一体的に整備し、それぞれの子供に最適化された教育環境を提供するための文部科学省の取組み。「GIGA」とは、Global and Innovation Gateway for All（すべての児童・生徒のための世界につながる革新的な扉）を意味する。

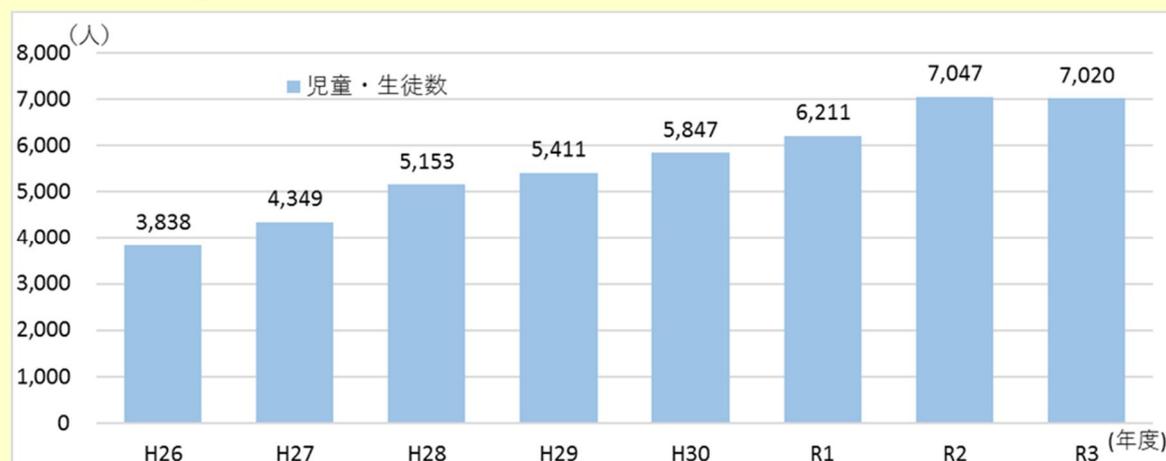
(児童生徒の多様化)

発達障害のある者を含め特別支援教育を受ける者や外国にルーツを持つ者、性的指向・性自認¹⁰(性同一性)に関することを理由に困難を抱える者など、多様化する児童生徒に対し、きめ細やかな対応が求められます。

○公立小中学校の特別支援学級児童生徒数



○公立小中学校の通級指導教室児童生徒数



資料：千葉県教育庁特別支援教育課「千葉県の特別支援教育」

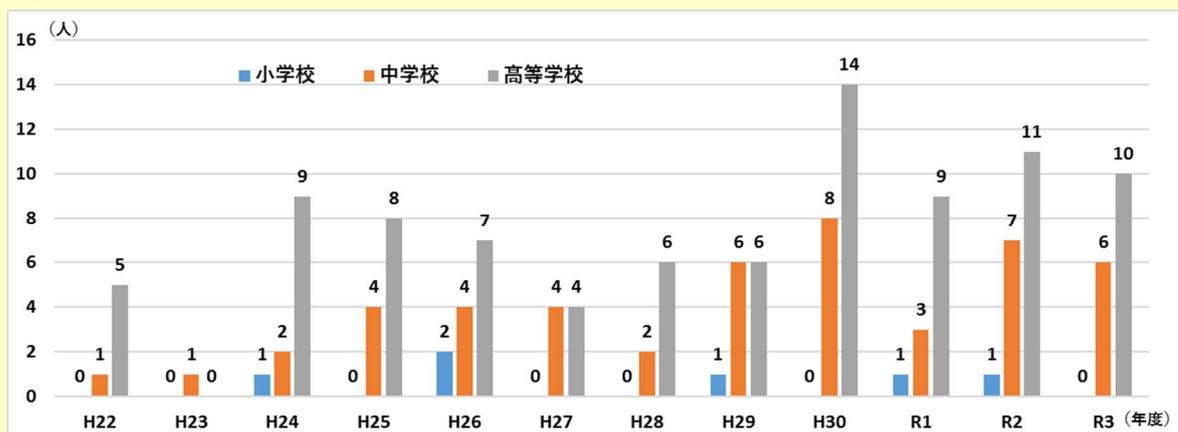
¹⁰ 性的指向・性自認：「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるか、「性自認」(性の自己認識)とは、自分の性をどのように認識しているかを指し、「心の性」と言われることもある。

(いじめ、自殺、不登校等生徒指導上の課題の多様化・複雑化)

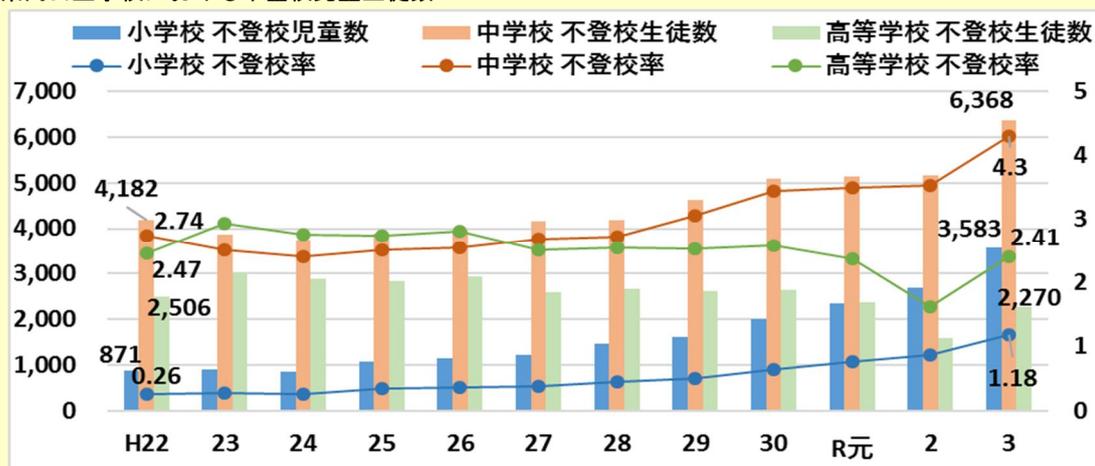
令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の県内公立学校における自殺者数は16人で、前年度から3人減少しましたが、ここ数年10から20人前後の方が亡くなっている状況です。また、いじめの認知件数は、51,478人で、前年度から11,248件増加となり、一斉休校がなかった令和元年度と同程度となりました。不登校については、小・中学校では、9,951人と前年度から2,101人増、高等学校においても、2,270人と前年度から677人増と、いずれも大幅に増加しています。

こうした状況への対応として、スクールカウンセラー¹¹やスクールソーシャルワーカー¹²等、専門の人材の配置を進める等、相談体制の充実を図る必要があります。

○県内公立学校における自殺者数



○県内公立学校における不登校児童生徒数

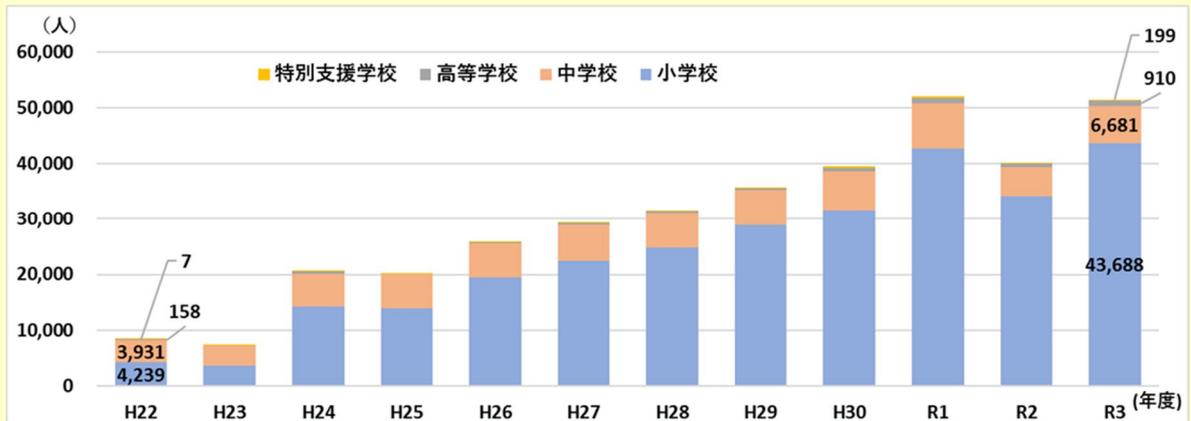


資料：千葉県教育庁児童生徒安全課「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

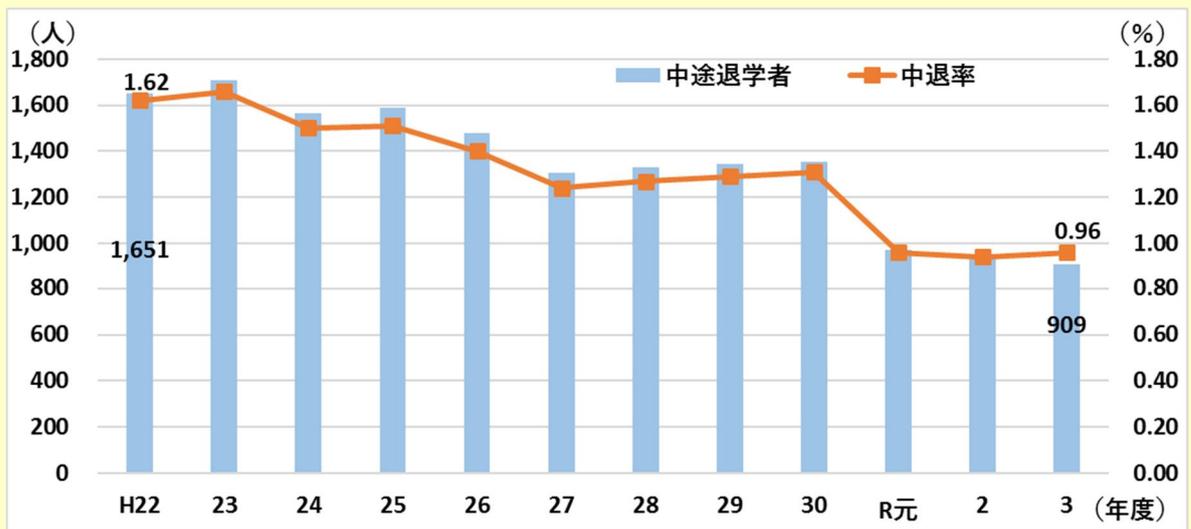
¹¹ スクールカウンセラー：学校における教育相談体制の充実・強化を図るために臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識・経験を有し、児童生徒のカウンセリングや保護者・教職員等の助言・援助を行う専門家。

¹² スクールソーシャルワーカー：生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、関係機関との連携を通じ、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家。

○県内公立学校におけるいじめの認知件数

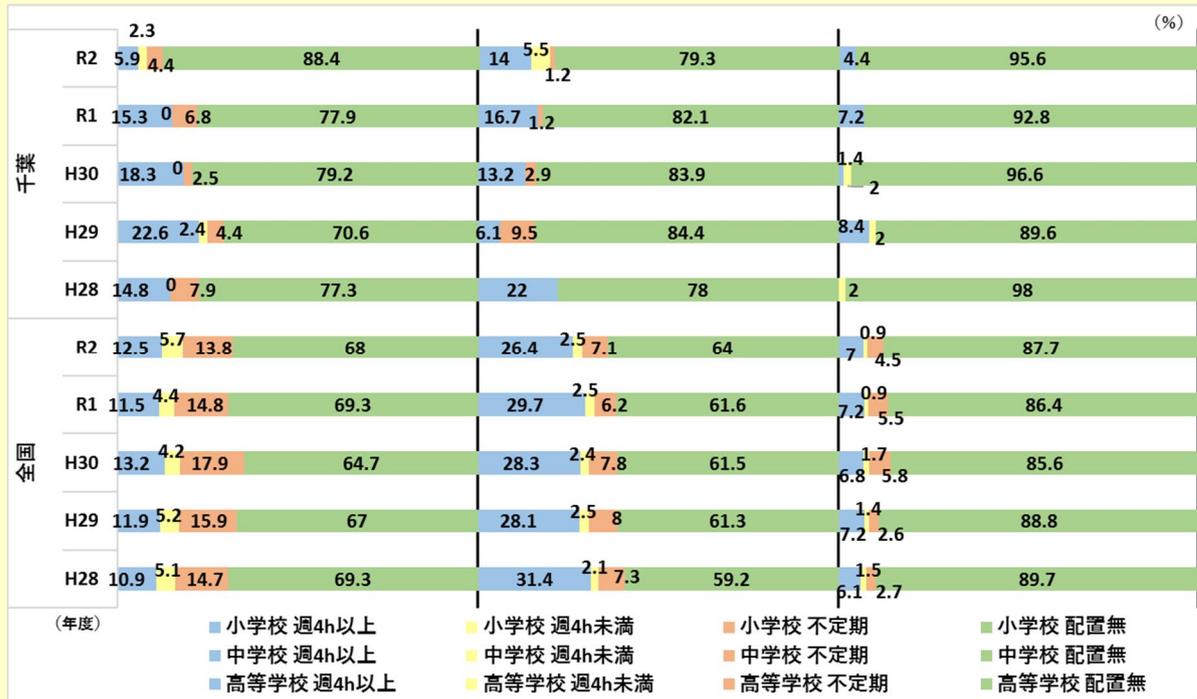


○県内公立高等学校における中途退学者

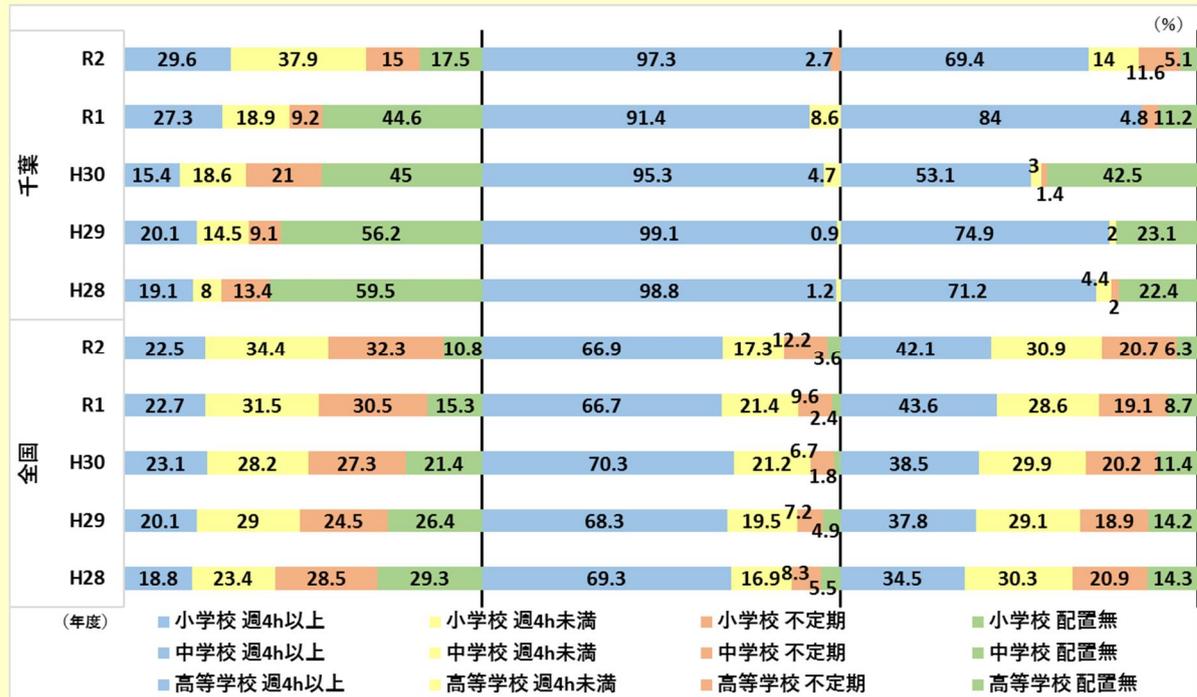


資料：千葉県教育庁児童生徒安全課「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

○相談員の配置状況【全国・千葉県】



○スクールカウンセラーの配置状況【全国・千葉県】



資料：文部科学省「学校保健統計調査」

③地域社会

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とする地域のつながりや支え合いの希薄化が見られる中、家庭の孤立化や地域社会における教育力の低下、自主防犯活動や青少年健全育成における担い手不足などの課題が生じており、以下の取組が求められます。

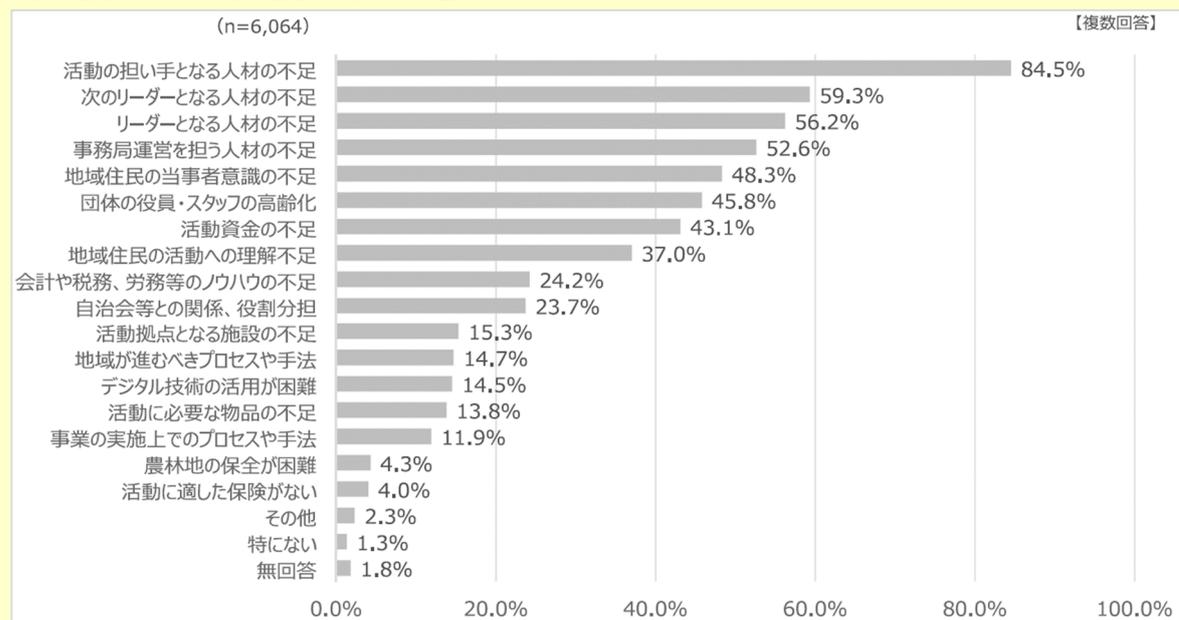
(地域社会の教育力の低下)

子どもたちが自立し、心豊かに力強く社会で生き抜く力を培うためには、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねることが必要です。そのため、家庭・地域と学校との連携・協働により、地域全体で子どもを育てる体制を構築することが求められます。

(地域社会における担い手不足)

地域社会における自主防犯活動や青少年健全育成などの担い手については、高齢化や若年層の減少などによる人材不足が課題となっており、担い手を確保するとともに、その活動を支援することが求められます。また、青少年を取り巻く問題は多様化・複雑化していることから、青少年の育成に関わる様々な専門的知識を有する担い手を養成する必要があります。

○地域運営組織の持続的運営に向けた課題【全国】

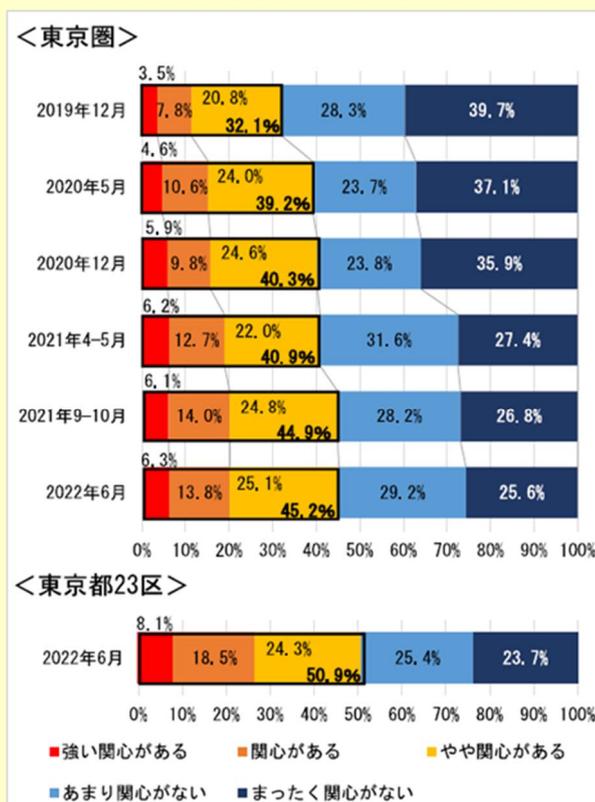


資料：総務省調査

(若者の移住・定住への関心の高まり)

新型コロナウイルス感染症拡大による働き方等のライフスタイルの変化を契機として、若者の移住・定住に対する関心が高まっています。本県への移住・定住や二地域居住の円滑な実現のため、若者のライフスタイルや働き方に適切に対応していく必要があります。

○20歳代（東京圏及び東京都23区在住者）の地方移住への関心【全国】



資料：内閣府「第5回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

④情報通信環境（インターネット空間）

急速なスマートフォンの普及や新たなコンテンツ・サービスの出現、教育の情報化等、子ども・若者を取り巻く情報通信環境（インターネット空間）の存在感がますます大きくなる中、インターネット利用の利点を増大させ、弊害を縮小していくことが求められます。

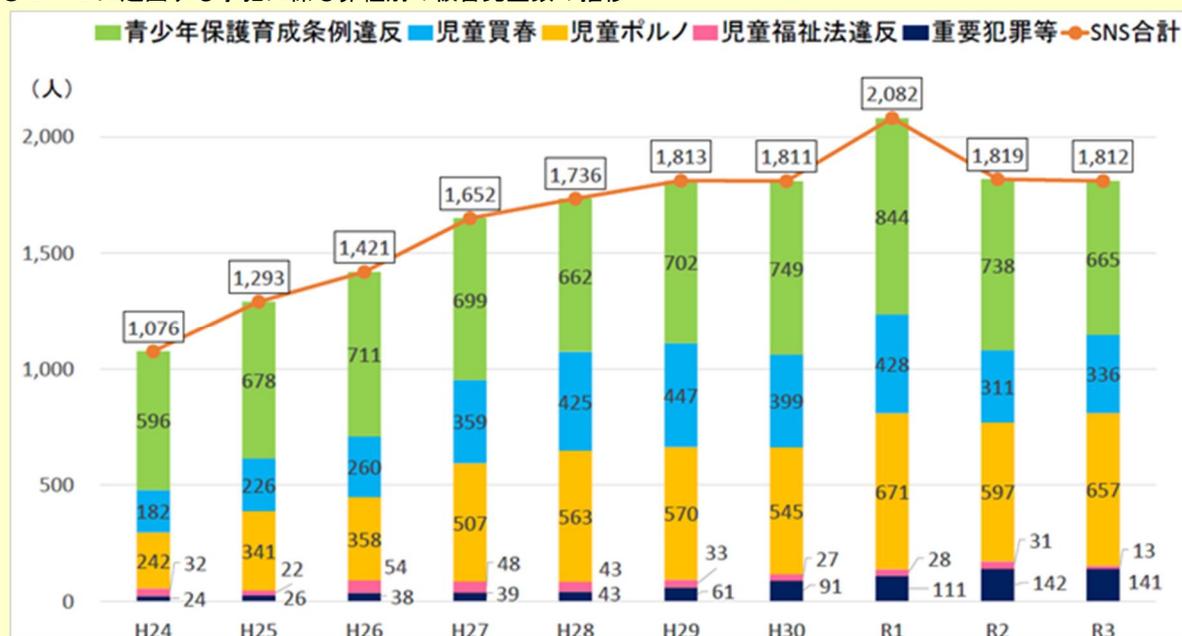
（ICT活用能力の重要化）

インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等乗り越えられる等、インターネットは、コミュニケーション基盤にとどまらず、産業や生活の基盤として欠かせない技術になっています。しかしながら、我が国の児童生徒は、諸外国と比較して、情報活用能力に課題があることから、デジタル機器を「学び」に積極的に活用していくことが求められます。

(インターネット利用者の低年齢化と利用時間の長時間化／SNS上のトラブルやいじめの増加)

スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の普及に伴い、利用年齢の低年齢化や長時間利用による生活リズムの乱れ、ネットいじめ・犯罪被害など、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、情報化社会の危険性とその対処法などについて、子ども達自身と保護者等が正しく認識し、適切に行動していく必要があります。

○ SNSに起因する事犯に係る罪種別の被害児童数の推移



資料：警察庁

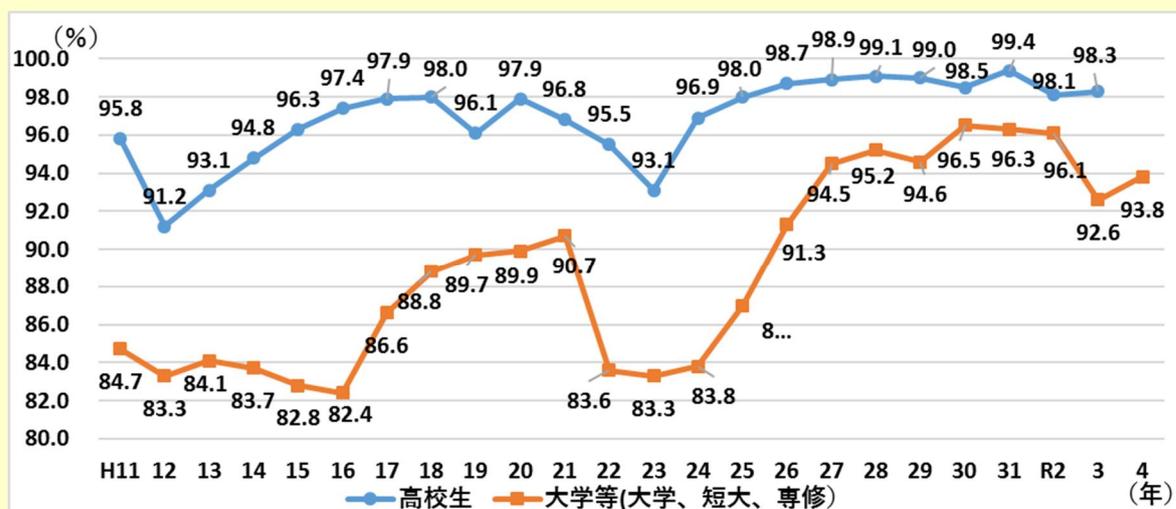
⑤就業（働く場）

若者が自立し、社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要であり、また、働く場は、生活の糧を得るだけではなく、成長や自己実現の場でもあります。若者の就業をめぐるには、以下のような課題が生じており、若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮していけるよう、困難な状況にある若者の自立や社会参加に向けた支援等の取組の推進が求められます。

（若者の早期離職）

新規学卒者の就職率は9割を超えていますが、就職後3年以内の離職率は新規高卒就職者、新規大卒就職者ともに、3割を超えています。理由として、労働条件や人間関係、仕事のミスマッチなどが挙げられており、早期離職を防ぐためには、若者が適切に職業選択を行うことができるよう、就労支援に取り組む必要があります。また、離職した若者に対し、能力や適性を活かした仕事ができるよう再就職に向けた支援を行っていく必要があります。

○高等学校及び大学等（大学、短大、専修）の新規学卒者の内定状況の推移



資料：厚生労働省千葉労働局「令和4年3月新規学校卒業者の就職内定状況等について」

※各数値は4月1日現在における数値

○初職が正社員であった早期離職者が初めての勤務先を辞めた理由（性・学歴別、複数回答あり）

① 3年未満での離職 単位：％、Nは実数

初職離職理由	男性			女性		
	中学・高 校	専門・高 専・短大	大学・大 学院	中学・高 校	専門・高 専・短大	大学・大 学院
労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった	36.0	36.3	40.9	37.5	35.7	38.1
人間関係がよくなかった	34.7	38.0	30.7	39.2	40.4	31.4
仕事が自分に合わない	37.9	30.3	32.3	27.4	23.2	28.5
賃金の条件がよくなかった	34.3	32.9	20.6	24.0	22.6	15.1
ノルマや責任が重すぎた	11.5	14.1	19.1	16.9	20.8	24.8
会社に将来性がない	16.1	14.5	20.3	9.4	7.9	14.1
健康上の理由	10.3	15.8	10.2	15.3	16.7	14.9
自分の技能・能力が活かされなかった	7.9	14.5	8.9	5.6	9.4	11.5
結婚、子育てのため	2.1	2.6	4.0	13.3	16.9	14.4
不安定な雇用状態が嫌だった	4.4	4.7	4.0	5.1	3.7	2.9
1つの会社に長く勤務する気がなかったため	3.8	3.0	3.0	3.4	1.3	2.9
倒産、整理解雇又は希望退職に応じたため	1.9	1.7	4.5	2.7	1.5	3.6
合計(N)	478	234	597	413	456	617

② 1年未満での離職 単位：％、Nは実数

初職離職理由	男性			女性		
	中学・高 校	専門・高 専・短大	大学・大 学院	中学・高 校	専門・高 専・短大	大学・大 学院
労働時間・休日・休暇の条件がよくなかった	36.1	36.4	<i>41.7</i>	37.7	42.5	38.2
人間関係がよくなかった	44.6	43.2	43.1	48.4	53.1	44.1
仕事が自分に合わない	46.4	42.0	41.2	37.1	28.1	<i>40.9</i>
賃金の条件がよくなかった	27.7	29.5	15.7	22.6	15.6	11.8
ノルマや責任が重すぎた	12.0	9.1	24.5	17.0	22.5	28.5
会社に将来性がない	14.5	8.0	15.7	6.3	8.1	11.8
健康上の理由	13.3	19.3	16.7	22.0	21.9	19.9
自分の技能・能力が活かされなかった	7.8	19.3	7.4	6.3	11.3	<i>15.1</i>
結婚、子育てのため	0.0	3.4	1.5	6.3	7.5	4.8
不安定な雇用状態が嫌だった	3.0	3.4	2.9	5.0	3.1	2.7
1つの会社に長く勤務する気がなかったため	4.2	1.1	1.5	0.6	0.0	1.1
倒産、整理解雇又は希望退職に応じたため	0.6	0.0	5.9	3.8	1.9	3.8
合計(N)	166	88	204	159	160	186

資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構「若年者のキャリアと企業による雇用管理の現状「平成30年度若年者実態調査」より」

※次の選択肢はごく少数のため掲載省略。「責任のある仕事を任されたかった」「雇用期間の満了・雇止め」「介護・看護のため」「家業をつぐ又は手伝えるため」「独立して事業を始めるため」「その他」「無回答」。

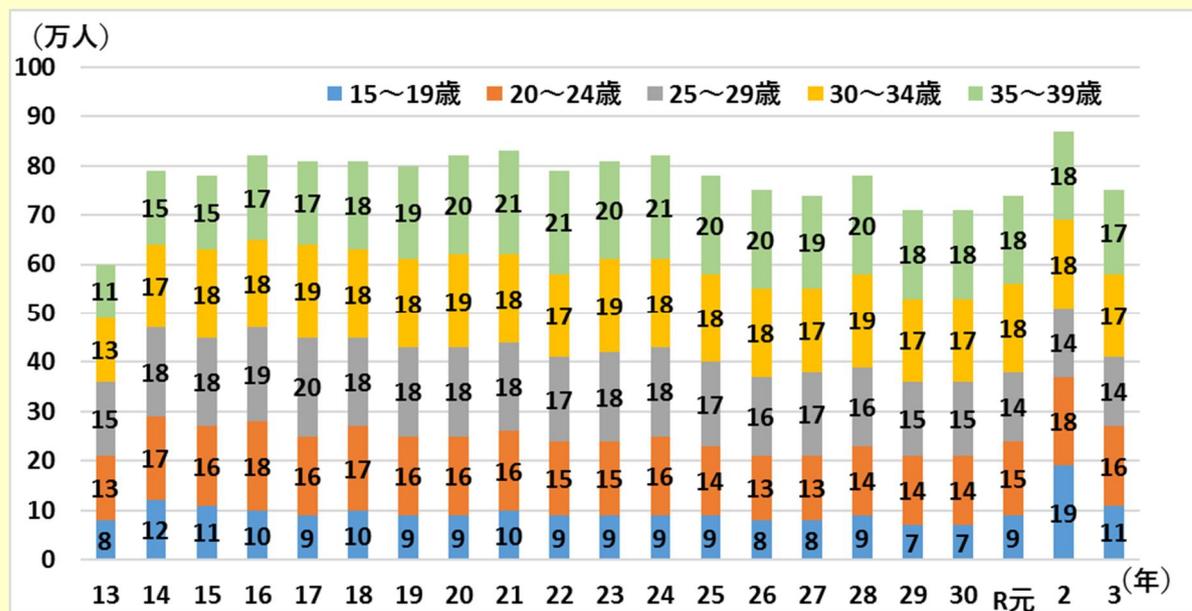
※数字の表記のうち、太字は「①3年未満での離職」では上位3位、②では最上位を示す。また、斜体は特に学歴差が顕著な項目を示す。また、枠囲いは平成25年調査と比べて5%ポイント以上増加したことを示す。

(高止まりしている若年無業者¹³ (ニート) 数)

令和3年の全国の若年無業者(ニート)の推計は、75万人となっており、令和2年の87万人から令和元年以前の水準まで減少したものの、依然高止まりしています。

ニートとして、社会とのつながりを失い、孤立する若者の多くは、複合的な問題を抱えていることから、継続的かつ包括的に支援する体制を整える必要があります。

○若年無業者数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」

※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの

(外国人労働者の増加)

グローバル化や生産年齢人口の減少等に伴い、外国人労働者やその家族である子ども・若者等が今後ますます増加することが予想されており、その就業や生活への支援、職域や生活の場において共生、協働を推進する取組が求められます。

¹³ 若年無業者：本項では、15歳から39歳の就業しておらず、かつ就業の意思のないもののうち、家事も通学もしていない者とする。なお、厚生労働省においては、職に就かず、又は求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいわゆるニート (Not in Education, Employment or Training) と定義している。

(国際競争の激化)

グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など、社会が急激に変化する中、日本企業が国際競争力を高めていくためには、技術革新を含むイノベーションを推進していく必要があります。

こうした中で、幅広い知識と柔軟な思考力を備え、知識を活用して、付加価値を生み出し、イノベーションや新たな社会を創造していく人材や、国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題解決を行う人材が求められており、こうした人材の育成を推進していく必要があります。

(起業意識の低さ)

起業は、経済社会に新陳代謝をもたらし、経済成長を支え、社会をより多様なものにします。しかしながら、我が国においては、起業して失敗することへの危惧等の理由から起業への意識や実績が低く、柔軟な発想とチャレンジ精神を持つ若者の起業を後押しする取組が求められます。

○日本で起業が少ない原因【全国】



資料：経済産業省中小企業庁 ※「2022年版中小企業白書」から

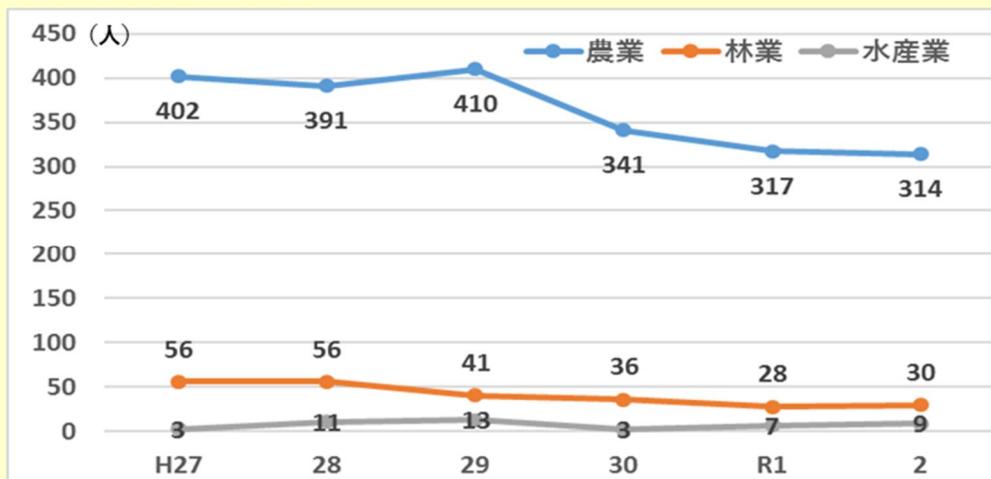
(各産業における新規就業者の減少)

本県の農林水産業における、新規就業者数は、横ばいあるいは減少傾向にあり、従事者の減少・高齢化が進んでいます。

また、製造業においても、それを支える「ものづくりの現場」で、若者のものづくり離れや技能者の高齢化が課題となっています。

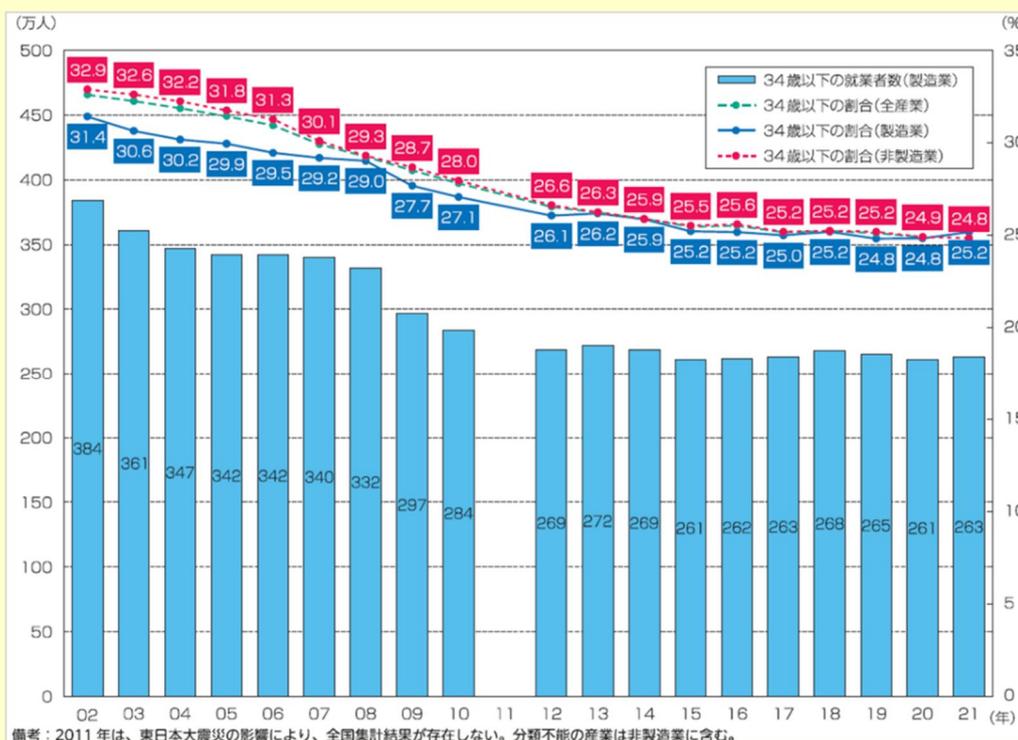
このため、これらの産業への関心を高めるとともに、新規就業を希望する若者を育成・支援していく必要があります。

○農林水産業における新規就業者数



資料：千葉県農林水産政策課「千葉県農林水産業の動向」

○製造業における新規就業者数



資料：総務省「労働力調査」 ※表は2022版ものづくり白書から

2 目指す姿

社会のみんなで成長を支え、子ども・若者一人ひとりの可能性を広げる千葉

我が国では、情報化、グローバル化、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、青少年問題も多様化・複雑化しています。また、不登校や児童虐待、貧困など、困難を有する子ども・若者の問題も依然として深刻な状況にあります。

こうした中、喫緊の課題や社会環境の変化に対応するためには、家庭、学校、地域、企業、行政それぞれが責任を果たしながら、連携して、社会全体で子ども・若者の成長を支えるとともに、子ども・若者一人ひとりが能力を磨き、可能性を広げて、活躍することができる社会をつくることが重要です。

そこで、千葉県では、「社会のみんなで成長を支え、子ども・若者一人ひとりの可能性を広げる千葉」を目指す姿として掲げ、各種施策に取り組んでいきます。

3 施策の柱

目指す姿を実現し、子ども・若者を取り巻く現状や課題の解決を目指すため、以下のとおり4つの施策の柱を定めます。

(1) 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

次代の担い手である子どもたちが、心身共に健やかに育ち、幸せを実感しながら、社会的にも経済的にも自立し、社会参画できるよう支援する。

(2) 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者及びその家族に対して、状況に応じた支援を行い、問題の解消を図るとともに、子ども・若者の犯罪等被害及び非行・犯罪を防止します。

(3) 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

子ども・若者一人ひとりが、自分の可能性を認識し、能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながら大きくはばたくことができるよう、失敗を恐れず果敢に挑戦する子ども・若者を応援する。

(4) 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

子ども・若者の育成に関する専門的知識を持つ人材を確保するとともに、地域住民や市民活動団体、企業等が連携し、社会全体で子どもの成長を支えていく環境づくりを支援する。

4 基本目標

施策の柱に基づいて、本プランで推進すべき8つの基本目標を次のとおり定めます。

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

〔基本目標1〕自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保

子ども・若者が自分らしく生き抜き、健やかに成長していくための基礎となる、確かな学力と豊かな心を育むとともに、健康・体力の向上を図り、安全安心な生活を送るために必要な知識を身に付けさせることを目指します。

〔基本目標2〕共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進

性別や国籍、障害の有無などにかかわらず、誰もが能力を生かして社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現に向け、子どもたちの理解促進やニーズに応じた教育を推進するとともに、職業能力の開発や就労支援により、若者の職業的自立を促進します。

IIの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

〔基本目標3〕きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者については、一人ひとりの異なる課題に対し、様々な分野の関係機関が連携して、これ乗り越えていくことができるよう、支援を充実します。

〔基本目標4〕非行・被害防止

子ども・若者の非行・犯罪を防止するとともに、人格形成等に重大な影響を与える虐待や福祉を害する犯罪等からの被害を防ぎ、安全安心に成長できるよう取り組みます。

IIIの柱 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

〔基本目標5〕世界を舞台に活躍する能力の育成

郷土と国の歴史への理解や、異なる言語文化を持つ人々との交流など、国際社会の担い手として求められる能力を持った子どもを育成します。

〔基本目標6〕若者の新たな挑戦の応援

自分の才能を生かしながら未知の事柄等に挑戦し、試行錯誤しながら自らの能力を磨こうとする子ども・若者を応援する社会を目指します。

IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

〔基本目標7〕 地域社会の連携の強化

家庭や学校、地域等が子ども・若者の成長の場となるよう、様々な担い手を養成・確保するとともに、子ども・若者の成長を支える様々な団体が連携・協働できる地域社会の実現を目指します。

〔基本目標8〕 社会環境の整備

子ども・若者が様々な犯罪や交通事故等から守られ、安全安心に暮らせる環境を整備するとともに、子育てに対する不安や負担を解消し、誰もが安心して子どもを育てることのできる社会の実現を目指します。

5 施策体系

目指す姿	柱	基本目標	基本方策
若 社 者 会 一 の 人 み ひ ん と な り で の 成 可 長 能 を 性 支 え、 広 げ る 子 ど も 千 葉	I 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進	1 自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保	①健康と安全安心の確保
		2 共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進	②社会を生き抜く力の育成 ③子どもたちの可能性を引き出す教育の実現 ④多様な学習ニーズに対応した教育の推進 ⑤子ども・若者の社会参画の促進 ⑥職業能力の習得/就労支援の充実
	II 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止	3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実	⑦総合的な相談・支援体制の整備 ⑧様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実 ⑨障害のある子どもへの支援 ⑩子どもの貧困対策の推進
		4 非行・被害防止	⑪非行・犯罪防止と立ち直り支援 ⑫虐待・犯罪等の被害防止
		5 世界を舞台に活躍する能力の育成	⑬世界を舞台に活躍する能力の育成
		6 若者の新たな挑戦の応援	⑭若者の新たな挑戦の応援
	III 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	7 地域社会の連携の強化	⑮子ども・若者の成長を支える担い手の養成・確保・支援 ⑯多様な主体による取組の推進と連携 ⑰家庭・学校・地域の連携
		8 社会環境の整備	⑱子ども・若者を守る環境の整備 ⑲情報社会への対応
			⑳子どもを育てる環境の整備
		IV 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり	

第3章

施策の展開

- 第2章で掲げた20の基本方策を推進するにあたって、「現状と課題」を踏まえた上で、施策を展開します。
- 基本方策ごとに、参考として「関連指標」及び「主な事業」を記載しています。
 - 関連指標：計画期間中（5年間）の数値目標を設定。
 - 主な事業：施策の展開にあたり、県が実施する事業（関連事業）のうち、主なものを基本方策ごとに掲載。

※主な施策の担当課は、令和4年4月1日時点の名称で記載しています。

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標1 自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保

基本方策① 健康と安全安心の確保

【現状と課題】

子ども・若者が、生涯にわたって健やかな生活を送り、自分らしく生き抜いていくためには、子どもの頃から健康や体力の向上を図り、安全安心な生活を営むために必要な知識を身に付けさせることが重要です。

若年層においては、朝食を欠食する者の割合が多く見られるなど、ライフスタイルの多様化に伴う食生活の乱れなどにより、将来的に生活習慣病が生じやすくなることが懸念されます。そのため、規則正しい生活習慣の確立・定着を図るとともに、より一層の食育の推進にも取り組む必要があります。

また、近年、スマートフォンやゲーム機等で映像を視聴する時間が長くなる傾向にあることが、子どもたちの運動する時間や睡眠時間、学習時間の減少につながっている、との指摘もあります。「全国体力・運動能力、運動習慣等の調査」（スポーツ庁）によると、小・中学生の体力、運動能力は平成30年度から令和3年度にかけて大きく低下しており、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による更なる体力、運動能力の低下が懸念されます。加えて、運動する子としない子の二極化が進み、体育の授業以外では全く運動しない子どもも多く存在しています。運動しない子どもをゼロにするとともに、生涯を通じてスポーツに親しむための土台づくりである学校体育の更なる充実が求められています。

子ども・若者の安全・安心を確保するため、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、交通安全教育を実施するとともに、特に問題となっている自転車の安全利用対策を重点的に推進していく必要があります。

また、災害発生時に子ども・若者が的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるよう、防災教育を推進する必要があります。

さらに、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳・19歳の若者が、契約に係るトラブルに巻き込まれることが懸念されます。加えて、20歳未満の飲酒・喫煙・薬物乱用等の問題、性被害、性感染症患者の低年齢化、交際相手からの暴力など、子ども・若者の安全・安心が脅かされている状況にあることから、主体的に行動できる力を育てる教育の推進が重要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合	小学校6年生 94.1% 中学校3年生 90.8% （令和4年度）	全国平均以上かつ増加を目指します
小学校における新体力テストの平均点	47.3点 （令和3年度）	50.0点

【主な施策の方向性】

（1）基本的な生活習慣の形成（健康づくり支援課、安全農業推進課、教育庁生涯学習課、教育庁保健体育課）

- ・ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するなど、学童期からの健康的な生活習慣を身に付けるための取組を行います。
- ・ 「グー・パー食生活ガイドブック」等分かりやすい啓発媒体の活用などにより、適切な食生活の実践に役立つ知識の普及に取り組みます。
- ・ 食育に関する情報について、積極的に保護者等に提供するなど、学校、家庭、地域等と連携し、効果的な食育を推進します。

（2）体力向上（生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課、教育庁生涯学習課、教育庁保健体育課）

- ・ 子どもたちが体を動かし、運動に親しむ習慣を身に付けることで、健やかな身体を育み、体力の向上が図られていくよう取り組みます。
- ・ 身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、多世代、多種目、多志向により活動する総合型地域スポーツクラブの設立や活動支援を行います。

（3）交通安全教育の推進（くらし安全推進課、教育庁児童生徒安全課、警察本部交通総務課）

- ・ 交通安全の必要性及び知識を普及し、子ども・若者一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣化するよう、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。
- ・ 子どもが安全な登下校の交通マナーを身に付け、交通事故に巻き込まれないようにするため、各学校における「学校安全の手引」を活用した交通安全教育を推進するとともに、自転車損害賠償保険等への加入、ヘルメット着用の必要性等に

ついて徹底を図ります。

- ・ 交通安全教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、交通安全教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における交通安全教育の充実を図ります。
- ・ 「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の内容を盛り込んだ「ちばサイクルール」を基に、年齢層に応じた実践的な自転車安全教育を積極的に実施します。

(4) 防災教育の推進（教育庁児童生徒安全課）

- ・ 子どもが地震や大雨などの自然災害発生時に、命を守るための安全な行動がとれるようにするため、各学校における「学校安全の手引」を活用した防災教育を推進します。
- ・ 防災教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、災害に強い学校づくりや防災教育のあり方を研究するとともに、その成果を県内各学校に広めることにより、学校における防災教育や地域と連携した防災体制の一層の充実を図ります。
- ・ 防災教育に関する管理職及び教員を対象とした研修会を開催し、学校における防災教育を推進するための資質・能力の向上を図ります。

(5) 消費者教育の推進（くらし安全推進課、教育庁学習指導課）

- ・ 子どもや若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防ぎ、自立した消費者としての判断能力を養うため、家庭・学校・地域における消費者教育を推進します。
- ・ 実践的な消費者教育を実施するため、教員向けに研修会を実施するなど、学校における消費者教育の担い手の育成を推進します。

(6) 飲酒・喫煙防止（健康づくり支援課、県民生活課、教育庁児童生徒安全課、教育庁保健体育課、警察本部少年課）

- ・ 若い年齢での飲酒・喫煙がもたらす健康影響等について、本人及び保護者に向けた啓発を行うなど、20歳未満の飲酒・喫煙及び受動喫煙防止に取り組みます。

(7) 思春期保健対策の推進（健康づくり支援課、疾病対策課、教育庁保健体育課）

- ・ 児童生徒やその保護者を対象に、エイズ・性感染症やがんなどに関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めます。
- ・ 学校において、思春期保健対策を推進するため、保健所、専門家との連携を進

めるとともに、児童生徒の発達段階や受容能力に配慮して性に関する正しい知識等を身に付けられるよう取り組みます。

(8) DV予防教育の推進（児童家庭課）

- ・ 若者がDVについて考え、互いに尊重できるパートナーシップのあり方を学ぶことを目的に、高校生等を対象にセミナーを実施します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
いきいきちばっ子食育推進事業	「ちばの食」を通じて子どもたちの健やかな体を育むとともに、規則正しい生活習慣を身につけさせるため、食育ノートの活用や体験型の食育活動を行うなど、学校における食育を推進する。 (教育庁保健体育課)
いきいきちばっ子コンテスト 「遊・友スポーツランキングちば」の実施	各学校で体育や業間、昼休み等の時間に楽しく集団で協力し合いながら、長縄跳び連続跳び、ボールパスラリー、連続馬跳び等の運動種目を行うことにより、積極的な外遊びや運動を推奨し、体力の向上を図る。 また、集団で運動に取り組むことで、好ましい人間関係や社会性の育成もねらいとしている。 (教育庁保健体育課)
交通安全教育推進事業	幼児・児童を悲惨な交通事故から守るため、幼児の交通安全教育に携わる指導者の育成及び資質向上を目的とした「幼児交通安全教育セミナー」を開催する。 県内複数の幼稚園、保育所等を「交通安全モデル園」に指定して年間を通じて交通安全に取り組んでもらうとともに、他園でも同様の取組が促進されるよう情報発信を行う。 (くらし安全推進課)
防災教育公開事業	学校が行う防災に関する事業を地域と連携して行い、また、公開することで、災害や防災に対する両者の意識や取組を近づけるとともに、自助や共助の意識の下に的確に行動できる人材を育成し、災害に強い学校とまちづくりに役立てる。 (教育庁児童生徒安全課)
消費者教育啓発事業	広報誌やポスター、リーフレット等により若年層への情報提供を行い、消費者被害の未然防止に努める。 また、消費生活に関する講習会を実施する自治体、学校等へ講師を派遣し、消費者の自立を支援する。 (くらし安全推進課)
青少年を対象とするエイズ対策講習会	性感染症（エイズを含む）に対する正しい知識を普及するため、各保健所が学校等において、青少年を対象とする講習会を実施する。 (疾病対策課)

若者のための DV 予防セミナー	DV を許さない社会に向けた予防教育として、高等学校等において、親しい間柄にある若者間の暴力、いわゆる「デート DV」などについてセミナーを実施する。 (児童家庭課)
---------------------	--

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標1 自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保

基本方策② 社会を生き抜く力の育成

【現状と課題】

I o T¹⁴やA I¹⁵など技術革新の進展が社会や生活を大きく変えていくSociety5.0¹⁶時代が到来しつつある中で、新型コロナウイルス感染症による生活や経済への影響もあいまって、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な状況となってきました。

こうした不透明な時代において、全ての子どもたちが夢と目標を持ち、自信を持って他者や社会と向き合いながら想定外の変化も前向きに受け止め、自分らしく生き抜くためには、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を柱とした資質・能力を身に付けさせるとともに、幼児期から自然の中での遊びや外遊び等、五感を通して学ぶ体験活動の機会の充実や、読書活動の推進により、豊かな情操や規範意識、コミュニケーション能力や創造性など、人間本来の普遍的な力を育むことが重要です。

また、諸外国と比べて低いと言われている日本の子ども・若者の自己肯定感・自己有用感¹⁷を育成し、豊かな心を育むためには、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進に取り組んでいく必要があります。

¹⁴ I o T : Internet of Things の略。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

¹⁵ A I : Artificial Intelligence (人工知能) の略。インターネット上などに存在する膨大な量のデータの中から、統計・確率的に分析を行い、最も確からしい解を導き出すプログラムのこと。

¹⁶ Society5.0 : ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、新たな経済社会をいい、具体的には、サイバー空間と現実空間を高度に融合させ、経済的発展と社会的解決を両立させることのできる、人間中心の社会のことをいう。

¹⁷ 自己有用感 : 自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識すること。他人の役に立った、他人に喜んでもらった等、相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」「自己肯定感」等の語とは異なる。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校 80.6% 中学校 66.4% (令和4年度)	全国平均以上かつ増加を目指します
授業で、話し合い活動がしっかりできていると考えている児童生徒の割合	小学校 79.5% 中学校 77.5% (令和4年度)	全国平均以上かつ増加を目指します
全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校国語 66.0% 小学校算数 62.0% 中学校国語 68.0% 中学校数学 50.0% (令和4年度)	全教科で全国平均正答率以上を目指します

【主な施策の方向性】

（１）確かな学力の向上（教育庁学習指導課）

- 「子供たちの学ぶ意欲の向上」と「教員の『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善」の2つの柱で展開する「ちばっ子『学力向上』総合プラン」に基づき児童生徒の学力向上に取り組みます。

（２）読書活動の推進（教育庁生涯学習課）

- 「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づき、社会全体における子どもの読書への関心を高める取組を推進するとともに、読書環境の整備と家庭・学校・地域等の連携体制を構築することで、すべての子どもが本に親しみながら成長していく読書県「ちば」を推進します。

（３）体験活動の推進（文化振興課、教育庁生涯学習課）

- 青少年教育施設における宿泊を伴う自然体験や生活体験の提供、親子ふれあいキャンプの推進、美術館や博物館における体験事業の活用などを通じて、活動意欲やコミュニケーション能力の向上、自主性や協調性、自立心の育成を図ります。

（４）環境学習の推進（循環型社会推進課）

- 本県の自然・産業・文化等の地域資源を生かした体験活動を促進するとともに、学校や地域等様々な場における環境学習等の機会の充実を図ります。

(5) 福祉教育の推進（健康福祉指導課）

- ・ 様々な体験活動（高齢者・障害者疑似体験、地域清掃、地域と連携した祭事・交流会等）を通じ、社会福祉問題に対する理解や問題解決力を身に付けさせ、自発的な地域活動やボランティア活動等を促す、福祉教育を推進します。

(6) 文化芸術に触れる機会の創出（文化振興課）

- ・ 次代を担う子どもや若者の豊かな感性を育むため、文化芸術や伝統文化の鑑賞・体験機会を創出します。

(7) 道徳教育の推進（教育庁学習指導課）

- ・ 「千葉県における道徳教育推進のための基本的な方針」に基づき、発達の段階に応じた道徳教材や指導資料を作成・配付するとともに、道徳の教科化を受け、答えが一つではない道徳的な課題を、一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」へと授業の質的転換を図り、道徳教育の推進を図ります。

(8) 人権教育の推進（児童家庭課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 幼児・児童・生徒の発達の段階と地域の実情に即して、各教科などの特質に応じた人権教育を、教育活動全体を通じて計画的に推進します。
- ・ 子どもの権利条約を基に作成した「千葉県子どもの権利ノート」により、すべての子どもたちが持つ権利についての周知を図ります。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
ちばっ子「学力向上」総合プラン	<p>「読書活動や体験活動を通じた学習意欲の向上」「子どもたちの主体的な学びを支える取組の充実」「授業力の向上による学びの深化」「学力向上に係る取組の適切な評価・改善の推進」「信頼される質の高い教員の育成」の5つの視点に基づき、児童・生徒の学力向上を図る事業を総合的に進める。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>
子どもの読書活動推進事業	<p>乳児期からの読書活動を推進し、子どもが自主的に読書を楽しむ環境を整備するため、発達段階に応じた保護者向け啓発リーフレットを作成・配付する。</p> <p>また、「学校図書館・公立図書館連携研修会」、「千葉県子ども読書の集い」のほか、読み聞かせボランティア等を対象とした講座」などを実施する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>
青少年教育施設の運営	<p>指定管理者により県立青少年教育施設（5施設）の管理運営を行い、多様な体験活動の機会を提供する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>
こどもエコクラブの育成	<p>子どもたちの環境保全の意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として、子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に環境保全活動や環境学習ができるように支援する。</p> <p style="text-align: right;">（循環型社会推進課）</p>
福祉教育の推進	<p>様々な体験活動（高齢者・障害者疑似体験、地域清掃、地域と連携した祭り・交流会等）を通じ、社会福祉問題に対する理解や問題解決力を身に付け、自発的な地域活動やボランティア活動を促す、福祉教育を推進する。</p> <p style="text-align: right;">（健康福祉指導課）</p>
学校における芸術鑑賞事業	<p>次代の文化を担う児童生徒を対象として、質の高い演奏に触れる機会を提供するため、千葉交響楽団による巡回公演を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（文化振興課）</p>
道徳教育推進プロジェクト事業	<p>「『いのち』のつながりと輝き」をテーマに、就学前から高等学校の各学校段階に応じて千葉県らしい道徳教育を推進することにより、幼児児童生徒の内面に根ざした道徳教育の充実に努める。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>
人権教育推進事業	<p>教育活動全体を通じた人権教育を推進するために、管理職や人権教育担当者を中心に研修を実施する。地域における人権教育の先進校として積極的な活動を行うように推進校や研究指定校を定め支援する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁児童生徒安全課）</p>

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標1 自分らしく生き抜く力の育成と健康・安全安心の確保

基本方策③ 子どもたちの可能性を引き出す教育の実現

【現状と課題】

学校は、子どもたちが自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う人間形成の場としての役割を担っています。

令和2年度から実施されている新学習指導要領では、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちが育む「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であるとされています。

そのため、優れた資質を有する教員の採用や指導力の向上に取り組むとともに、教員が、スクールカウンセラーなど多様な専門性を持つ職員等と連携しながら、子どもたちに必要な資質・能力を身に付けさせることができる「チームとしての学校」をつくり上げていくことが必要です。

また、正規の勤務時間を超えて勤務する教職員が多く見られる中、学校における働き方改革を進める必要があります。

高等学校においては、令和4年度を始期とする「県立高校改革推進プラン」に基づき、魅力ある高等学校づくりを着実に進めていく必要があります。

県内には、人口減少、少子化の進展により、学校・学級の小規模化が進んでいる地域がありますが、どの地域でも質の高い教育を行うことができるよう、学校の指導体制を充実することが重要です。

あわせて、公教育の一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、公立学校との一層の連携・協力を推進していくことが重要となります。

また、国では、子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを実現するため、ICT環境を整備する「GIGAスクール構想」を推進しています。本県においても、先進的に取り組む学校の事例紹介や県立学校のICT環境の整備等、県のICT教育がより一層進むよう取り組んでいく必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
組織的・継続的な研修を行っている学校の割合	小学校 96.9% 中学校 98.4% (令和4年度)	全国平均以上かつ増加を目指します
児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合	73.6% (令和3年度)	100%

【主な施策の方向性】

(1) 教職員の質・教育力の向上及び多様な専門性を持つ職員等との連携（教育庁学習指導課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 「千葉県教職員研修体系」に基づき、教職員研修について、研修の内容や実施方法など、毎年度見直しを図り、より実践的かつ効果的な研修を実施することで教職員の質・教育力の向上を図ります。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実を図るとともに、スクールロイヤーの効果的な活用を促進し、「チーム学校」として組織的に取り組む体制を整備します。

(2) 教職員の働き方改革の推進（教育庁教職員課、教育庁学習指導課、教育庁保健体育課）

- ・ 教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整えるため、学校の業務改善及び教職員の意識改革を進めていきます。
- ・ 教員の長時間労働を改善するため、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校の事務作業を代行する会計年度任用職員の配置を進めるとともに、市町村の部活動指導員の配置を支援します。

(3) 高等学校の魅力化・特色化（教育庁教育政策課）

- ・ 各高等学校のスクール・ポリシーに基づく学校運営や、特色ある学科・コース等の導入についての検討など、高等学校の魅力化・特色化を推進します。
- ・ 各校の魅力化・特色化に向けて組織的に対応できるよう、教職員全体の教育力の向上を図るとともに、校長及び副校長、教頭などのリーダーシップの下、現場教員の中心となって教育課題に取り組むミドルリーダーの養成を図ります。

(4) 学校における指導体制の充実（教育庁学習指導課、教育庁保健体育課）

- ・ 児童の学力、体力及び学習意欲等の向上を目指し、専門的な教科指導の充実や質の高い授業づくりが行えるよう、外部指導者を専科指導員として配置する取組を進めます。
- ・ 授業中や放課後等における児童生徒への学習支援等を行う「学習サポーター¹⁸」を派遣することで、授業改善を図り、児童生徒の学ぶ意欲の向上に取り組みます。

(5) 私立学校の振興と公立学校・私立学校の連携の推進（学事課、教育庁学習指導課）

- ・ 私立学校の教育水準の一層の向上を図り、経営の健全性を高めるとともに、私立学校に在籍する幼児児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減等を図るなど、私立学校振興を図ります。
- ・ 教職員研修の合同開催などにより、公立学校と私立学校との一層の連携・協力を推進します。

(6) 情報活用能力を育むICT利活用の推進（教育庁学習指導課）

- ・ 県内のICT教育をさらに推進させるために、ちばっ子学び変革推進事業に基づき、ICT活用実践校を指定し、ホームページ等において、先進的に取り組んでいる事例紹介を行います。
- ・ 学校のICT化を支援する人材の確保に向けて、人材の紹介や派遣等を行っている事業者等に関する情報提供を各市町村自治体に対し行います。

¹⁸ 学習サポーター：退職された教職員や非常勤講師などの教職経験者、教員志望の大学生など、児童生徒の学習におけるつまづきや指導のポイントに見識があり、教育に熱意をもった者が登録・配置される。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
教職員の研修事業	<p>教職員の資質能力の向上や学校経営改善のための研修事業等の総合的な計画を策定し、実施する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>
学校の働き方改革	<p>学校の業務改善を図るため、庁内各課と横断的な連携を図りながら、教職員の長時間労働の改善に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁教職員課）</p>
県立高等学校魅力化・特色化推進事業	<p>「県立高校改革推進プラン」に基づき、県立高等学校の再編を推進する新たなプログラムを策定するための調査研究等を行う。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁教育政策課）</p>
特別非常勤講師配置事業	<p>多様な教育活動を展開するため、優れた知識や技能を有する人材を、教科や領域、総合的な学習の時間の一部、クラブ活動等を担当する特別非常勤講師として、小・中・義務教育学校に配置する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>
私立学校経常費補助	<p>私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人の教育に要する経常的経費に対し、生徒等1人当たりの国標準単価を基本として助成する。</p> <p style="text-align: right;">（学事課）</p>
ICT活用教育の充実事業	<p>授業におけるICT機器の効果的な活用や学習支援コンテンツ等の効果的な活用等を、ICT活用実践校として指定した検証校において研究し、広めることにより、生徒の主体的に学ぶ意欲の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標2 共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進

基本方策④ 多様な学習ニーズに対応した教育等の推進

【現状と課題】

社会情勢の変化やグローバル化の進展、価値観やライフスタイルの多様化などが進む中、年齢や性別などにかかわらず、誰もが社会に参画し、その人らしく生きていくことができる共生社会の実現が求められています。

そのためには、教育の場などにおいて、性別・国籍の違いや障害の有無、性的指向・性自認（性同一性）等にかかわらず、互いを認め合い尊重する考え方について、理解を深めるとともに、それぞれが抱える事情を踏まえた支援が必要です。

男女共同参画については、男女平等や男女相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどへの理解促進を図るとともに、男女が主体的に多様な選択を行うことができる教育を推進していくことが大切です。

外国人の子どもについては、学習に必要な言語能力の不足から、学習意欲の低下や学校への不適応、周囲の児童生徒からの疎外等につながることもあり、さらには、高校への進学・卒業、就職等、社会生活を送る上で不利な状況に置かれる傾向にあることから、適切な相談・支援や日本語指導が求められます。

障害のある子どもたちに対しては、同じ場で学ぶとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行い、自立と社会参画を見据えた力を育成していくためのインクルーシブ教育システム¹⁹を推進していく他、学校卒業後も生涯にわたって学び、充実したくらしができるよう、生涯学習施設等の利用など、生涯学習の機会が提供される必要があります。

性的指向・性自認（性同一性）を理由に偏見や差別を受ける子どもについては、当事者である児童生徒が一人で悩みを抱えず、また他の児童生徒への理解を促すためにも、多様な性のあり方について、正しい知識を伝え広めていくとともに、児童生徒の心情等に個別事案に応じたきめ細かな対応が求められます。

¹⁹ インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み（「障害者の権利に関する条約」第24条から）。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
幼・小・中・高等学校において作成した「個別の教育支援計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合	70.9% （令和4年度）	92%
幼・小・中・高等学校において作成した「個別の指導計画」を学年間、他校種への引継ぎ資料として活用した割合	73.2% （令和4年度）	92%

【主な施策の方向性】

（1）共生社会の実現に向けた啓発等（政策企画課、国際課、男女共同参画課、健康福祉政策課、教育庁教育政策課、教育庁特別支援教育課）

- ・ 一人ひとりが互いを尊重し多様性を認め合うダイバーシティの考え方を広く県民に浸透させるよう取り組みます。
- ・ 人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくため、特に外国人、障害のある人、性的少数者の人権に関して重点的に啓発活動を実施します。
- ・ 国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として共に生きていく「多文化共生」社会の実現に向けて、有識者等によるセミナーを開催し、県民の相互理解の増進を図ります。
- ・ 男女共同参画の意識を広く普及・浸透させるため、学校教育のみならず、社会・家庭教育において、男女共同参画についての理解の促進を図ります。
- ・ これまでのオリンピック・パラリンピックを活用した教育を一過性のものとすることなく、無形のレガシーとして受け継ぎ、共生社会の形成を目指します。
- ・ 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習を更に推進するとともに、障害の有無にかかわらず、運動やスポーツの楽しみ方や関わり方を共有することができるパラスポーツや文化芸術活動を通じた交流活動の推進に取り組みます。
- ・ 性的指向・性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくし、性的指向・性自認（性同一性）に関する理解が深まるよう啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(2) 男女共同参画に係る教育の推進（男女共同参画課、教育庁学習指導課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 児童生徒、教職員などに対し、男女共同参画の推進についての出前講座を実施します。
- ・ 「第5次千葉県男女共同参画計画」に基づき、教職員に対して、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう研修等を行います。
- ・ 特別の教科道徳や特別活動の学級活動を中心に、学校教育全体を通して、子どもたちが人間の尊重や男女の平等について考え、男女が共同して社会に参画することや協力して充実した生活を築くことができるよう適切な指導を行います。

(3) 特別支援教育の推進（教育庁特別支援教育課）

- ・ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を実施します。
- ・ 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画に基づき、障害のある子どもに対する連続性のある「多様な学びの場」における指導・支援の充実を図るとともに、学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人ひとりの子どもに応じた切れ目ない支援体制の充実を図ります。
- ・ 入院児童生徒を対象としたオンラインによる遠隔指導や、タブレット等の活用により教科指導の効果を高め、情報活用能力の育成を図るとともに、視線入力装置などを活用して、障害による学習上の困難を改善・克服できるようにするなど、ICTの活用による教育の質の向上を図ります。
- ・ 第3次県立特別支援学校整備計画に基づき、特別支援学校の過密化への対応を進めるとともに、特別支援学校設置基準の趣旨に鑑み、計画的に教育環境の改善を図ります。

(4) 障害のある人の学校卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実（産業人材課、教育庁生涯学習課）

- ・ 障害のある子どもの学校卒業後の暮らしが豊かなものとなるよう、教育、福祉や医療、労働関係機関が連携し、支援の充実を図ります。
- ・ 障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり、維持・開発・伸長できるよう、学校卒業後も生涯学習施設等において主体的に学び続けることができる機会の充実を図ります。

(5) 外国人の子ども等への支援（教育庁学習指導課）

- ・ 外国人の子どもが、就学や学校生活において支障を来たすことがないように、適応指導・日本語指導などを行う上で、学習しやすい環境づくりを進めるとともに、相談体制の充実を図ります。

(6) 性的指向・性自認（性同一性）に関する理解促進（教育庁児童生徒安全課）

- ・ 性的指向・性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別を受ける者が、就学や学校生活に支障を来たすことがないように、学校への啓発や教員への研修を図るとともに、相談体制の充実を図ります。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
人権ユニバーサル事業	<p>「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくため、特に外国人、障害のある人、性的少数者の人権をテーマとする講演会、研修会、シンポジウム等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（健康福祉政策課）</p>
国際理解セミナーの開催	<p>国籍・言語・文化・習慣の違いにかかわらず、全ての県民が地域社会の一員として安心して暮らし働き活躍することができる多文化共生社会づくりの理解促進を図るため、県民を対象とした有識者等によるセミナーを開催する。</p> <p style="text-align: right;">（国際課）</p>
男女共同参画の推進についての出前講座	<p>人権問題に対する正しい理解を広め、人権意識の向上を図るため、児童生徒、教職員などに対し、幅広く啓発活動を実施するなど、出前講座を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（男女共同参画課）</p>
特別支援アドバイザー事業	<p>発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援のあり方について、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼保連携型認定こども園からの要請に応じて、各教育事務所に配置した「特別支援アドバイザー」を派遣し、教職員等に対して助言・援助を行う。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁特別支援教育課）</p>
学校卒業後における障害者の学び支援事業	<p>県内の公民館等に学びの場ができるように、市町村における障害者対象講座の開講を支援するとともに、市町村関係課職員を対象とした研修会等を開催し、学校卒業後の障害者の学びについて普及していくほか、生涯学習講座を作るにあたって必要な知識や人的支援を紹介する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>
外国人児童生徒等教育に関する連絡協議会	<p>外国人児童生徒等への教育を円滑に実施するため、適応指導、日本語指導、その他外国人児童生徒に対する教育の充実に向け必要な事項を協議する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>
学校人権教育の推進	<p>幼稚園・認定こども園・小・中・義務教育学校・高等教育学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁児童生徒安全課）</p>

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標2 共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進

基本方策⑤ 子ども・若者の社会参画の促進

【現状と課題】

子ども・若者が、社会の一員として主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割と責任を自覚し、自ら判断し行動する力など、社会人としての基礎を身に付けるとともに、課題を見つけ、解決のために積極的に行動できるようにすることが必要です。

平成28年6月から改正公職選挙法が施行され、高校生でも18歳になれば有権者として投票できることになりました。また、令和4年4月には、改正民法の施行により、成年年齢が18歳になるなど、若者が社会の中で自ら判断し、行動できる力を身に付ける必要性が更に高まっています。そのため、主権者としての自覚を促す取組をより一層推進するとともに、自らの意見を表明する機会の確保が求められます。

また、社会的な課題を解決することを目的としたボランティア活動に、子ども・若者が参加することは、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感を高め、社会性や他人を思いやる気持ちを育む良い機会ともなることから、子ども・若者のボランティア活動や社会貢献活動を推進する取組が求められます。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合	小学校 51.2% 中学校 37.9% (令和4年度)	全国平均以上かつ増加を目指します

【主な施策の方向性】

(1) 社会形成に参画する態度を育む教育の推進（県民生活課、教育庁学習指導課）

- ・ 子ども・若者の主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟ができるよう、学校における政治的教養を育む教育の一層の充実を図ります。
- ・ 中学生自らが、主張を正しく伝え理解してもらう力などを身に付ける機会として、「中学生の主張」大会を開催し、青少年の健やかな成長を促します。

(2) 社会貢献活動の推進（県民生活課、教育庁生涯学習課）

- ・ さわやかちば県民プラザ（生涯学習センター）において、高校生を対象としたボランティア講座を開催します。また、子ども・若者の社会貢献活動・ボランティア活動などの情報発信等を行うとともに、体験活動・ボランティア活動の情報収集・提供・相談を実施します。
- ・ ボランティア活動に関心のある方が、意欲をもって地域でのボランティア活動に取り組めるよう、活動希望者と受入団体を繋ぐマッチングサイトの運営や受入団体に対する体制整備の支援等を行うことにより、ボランティアが活動しやすい環境を整備します。
- ・ 善意や親切心からよい行いをした青少年や、青少年の健全育成に尽力した団体を表彰し、その活動を讃えるとともに、その気運を県内に広め、自主的・自発的な活動の推進を図ります。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
主権者教育の推進	国家・社会の形成者としての資質や能力を育むため、民主主義の意義、政治や選挙の理解、さらに国で作成した副教材・指導資料等を活用し、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう具体的に実践的な指導を行う。そのために、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし系統的、計画的な指導計画を立てて実施する。 (教育庁学習指導課)
さわやかちば県民プラザ「学習提供事業」「情報収集・提供事業」	さわやかちば県民プラザにおける「学習提供事業」の一環として、ボランティア意識の向上を図ることを目的とした「高校生のためのボランティア体験講座」を実施する。 また「情報収集・提供事業」の一環として「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」において、体験活動・ボランティア活動に係る情報収集・提供を実施する。 (教育庁生涯学習課)

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と社会参画の促進

基本目標2 共生社会の実現に向けた教育の推進と職業的自立の促進

基本方策⑥ 職業能力の習得／就労支援の充実

【現状と課題】

人口減少により担い手不足が見込まれる中、将来、子どもたちが社会で活躍することができるよう、地域産業や未来の労働市場を見据えたキャリア教育²⁰を充実することが求められています。

厚生労働省によれば、新規学卒者の就職率は9割を超えていますが、令和2年度における新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、新規高卒就職者が36.9%、新規大卒就職者は31.2%となっており、とりわけ、規模の小さい事業所や一部の業種においては、さらに離職率が高くなるなど、若年者の早期離職への対応が課題となっています。また、令和3年「労働力調査」（総務省）によると、令和3年のニート数は75万人、フリーター²¹数は137万人と、不安定な生活を送っている若者が依然多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。

また、技術革新により社会が激しく変化する中で、社会を支える人材として必要な知識・技術・技能の習得を目的とした若者の学び直しを支援することにより、生涯にわたって活躍していくことができるよう、学びの場の質の向上が求められています。

加えて、就職をした後、雇用主とのトラブルに陥らないよう、労働関係法令等の労働者の権利に関する知識を身に付け、適切に活用できるよう、教育・啓発を推進していく必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合	中学校 18.9% 高等学校 33.3% (R3年度)	中学校 100% 高等学校 100%

²⁰ キャリア教育：社会的・職業的自立を促すために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

²¹ フリーター：15歳から34歳の若者（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意思のある無職の人（内閣府定義）。

【主な施策の方向性】

(1) キャリア教育の推進（学事課、産業人材課、担い手支援課、水産課、教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課）

- ・ 学校における全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携の下、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進します。
- ・ 職場見学や職場体験などにより勤労意識や職業観を養うキャリア教育の推進を図ります。
- ・ 高等技術専門校²²において、小・中・高校生等を対象としたものづくり体験を実施し、若者のものづくりへの興味・関心を高める取組を行います。
- ・ 農業者・漁業者との交流などを通じて、職業に関する理解の促進や知識の習得を図ります。

(2) 若者の就労支援（雇用労働課、産業人材課）

- ・ 「ジョブカフェちば」²³を中心に、就職・進路に関する相談や各種セミナーなどを実施するとともに、交流イベント等を通じて、若年者と企業との相互理解を促進します。
- ・ 県外大学と「就職支援に関する協定」の締結を行い、都内など県外の大学に通う学生の県内企業への就職・定着を促す環境の整備を図ります。
- ・ 学卒者や離職者に対して、高等技術専門校での施設内訓練や民間教育訓練機関等への委託による職業訓練を行います。

(3) 社会変化に対応した学習や学び直しの機会の充実（教育庁生涯学習課）

- ・ 産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進めます。
- ・ 県立図書館では、所蔵する資料等を活用してリカレント教育に関する情報発信を行うほか、各種講座を実施し、若者を含めた幅広い世代の課題解決支援に取り

²² 高等技術専門校：千葉県立高等技術専門校（愛称：ちばテク）では、中学校・高等学校等を卒業して就職をしようとする人をはじめ、再就職や転職をしようとしている人などに職業能力開発を行い、企業での活躍が期待される「ひとづくり」を目指しており、県内に6か所設置されている。

²³ ジョブカフェちば：「ジョブカフェちば（ちば若者キャリアセンター）」は、船橋駅前フェイスペイン内に県が設置している施設であり、概ね30歳代（登録は44歳まで可）までの若者を対象とした就職支援センター。

組みます。

(4) 労働者の権利保護（雇用労働課）

- ・ 実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を身に付けることができるよう、高校生を対象に、ワークルールを学ぶ講座を実施します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
小・中・高等学校のキャリア教育総合推進事業	「キャリア教育の手引き」（小・中・高等学校の教員を中心とした研究委員会が作成）を活用することや、職場見学、職場体験、インターンシップ等の体験活動や学校種間の連携を図ることで、小学校から高校につながる継続的なキャリア教育の推進を図る。 (教育庁学習指導課)
ジョブカフェちば事業	若者の正社員就職・雇用ミスマッチ解消のため、キャリアカウンセラーが就職活動における個別相談やセミナーを行うとともに、関係機関との連携による若者と企業との交流イベントの実施や併設ハローワークでの職業紹介など、ワンストップで総合的な就業支援を行う。 (雇用労働課)
リカレント教育推進事業	産業界や大学等、多様な主体と連携し、各機関等が実施する学習情報の収集・提供などにより学習相談体制の充実を図るとともに、学び直しの動機付けとなる講座の実施等、産業人材としての活躍につながるリカレント教育の機会の充実を進めます。 (教育庁生涯学習課)
ワークルール講座事業	若者が自分に合った企業等に安心して働き続けるためには、実際の就労に役立つ労働法等の基礎知識を身につけることが大変重要であるため、若者（高校生等）を対象に働く際のルール（ワークルール）を学ぶ機会を提供する。 (雇用労働課)

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止
基本目標3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

基本方策⑦ 総合的な相談・支援体制の整備

【現状と課題】

ニートやひきこもりをはじめとする、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者は、成育過程の中で様々な問題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題が相互に影響し合い、困難な状況となっていることから様々な問題を複合的に捉え、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていくことが必要です。

また、子ども・若者が、より身近な地域や学校で必要な相談や支援が受けられるよう、年齢階層で支援が途切れることのない相談窓口やネットワークの整備が求められます。

さらに、自ら相談機関等に来ることが困難な子ども・若者に対して、自宅もしくはその他の適切な場所において、必要な相談や助言を行うアウトリーチ（訪問）型支援の充実を図っていくことも必要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の年間配置時間総数	SC 116,882 時間 SSW 27,235 時間 （令和3年度）	増加を目指します

【主な施策の方向性】

（1）千葉県子ども・若者支援協議会の運営（県民生活課）

- 千葉県子ども・若者支援協議会において、困難を有する子ども・若者の現状や課題を共有するとともに、相談・支援体制の充実を図ります。
- 子ども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会を実施します。
- 「セレクトシステム（困難を抱える子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック）」の内容の充実を図り、相談・支援機関の連携の推進を図ります。

(2) 千葉県子ども・若者総合相談センターの運営（県民生活課）

- ・ 一人でも多くの悩みを抱えた子ども・若者やその家族の相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。
- ・ 面接相談を効果的に実施し、子ども・若者やその家族の悩みを的確に把握し、適切な助言や支援先の紹介を行います。
- ・ 適切な支援機関等が直ちにみつからず、家にこもりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等に繋がります。
- ・ 様々な相談・支援機関等と連絡調整を図り、連携した取組を行います。

(3) 学校における相談体制の充実（学事課、教育庁教職員課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ セクシュアル・ハラスメント及び体罰に関する実態を把握し、効果的防止策を講ずるとともに、相談窓口の周知を図り、よりよい学校環境づくりを進めます。
- ・ 様々な課題を抱える子どもとその家族に早期に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活動の充実により、各学校における教育相談体制の一層の充実を図ります。

(4) 地域における相談・支援体制づくり（健康福祉指導課、県民生活課）

- ・ 制度の狭間や複合的な課題を抱えた方などに対する相談窓口として、「中核地域生活支援センター」を運営するとともに、住民に身近な市町村において包括的な相談体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを行います。
- ・ 市町村に対して、地域における子ども・若者支援助地域協議会や子ども・若者総合相談センターの設置のメリットや他自治体の先進事例の紹介などを実施します。
- ・ 通学路での見守り活動や子育ての不安などの生活相談・助言等を行う民生委員・児童委員が必要な支援を行えるよう、研修を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整えるため、その役割や活動内容を発信し、住民への理解を促します。

(5) アウトリーチ（訪問）型支援²⁴の充実（健康福祉指導課、県民生活課、教育庁生涯学習課）

- ・ 自ら相談窓口に来ることが困難な子ども・若者への支援が可能となるよう、アウトリーチを実施している機関や団体の情報の収集を行うとともに、機関や団体における支援が充実されるよう研修等を行います。
- ・ 学校の授業参観や健診の機会など、保護者が多く集まる場に支援者が出向いて相談対応や情報提供を行い、支援の必要な家庭を見つけ、状況に応じ適切な関係機関等につなぐ、アウトリーチ型家庭教育支援を推進します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度による相談窓口において、生活困窮の状態にある子どもやその親を対象に、アウトリーチによるニーズの把握や伴走型の支援を含め、早期の支援を行い、生活困窮状態からの脱却を図ります。

²⁴ アウトリーチ（訪問）型支援：医療・福祉関係者や家庭教育支援担当者等が直接出向いて必要とされる支援に取り組むこと。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
子ども・若者育成支援推進事業（協議会）	<p>「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、困難を有する子ども・若者への支援策の検討や人材育成研修等を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（県民生活課）</p>
子ども・若者育成支援推進事業（総合相談センター）	<p>様々な悩みを持ちながらも、どこに相談していいかわからない子ども・若者（原則 39 歳まで）やその家族等からの相談について、専門相談員による電話相談、面接相談等を実施し、悩みの軽減を図るとともに、適切な支援先の紹介等を行う。</p> <p style="text-align: right;">（県民生活課）</p>
スクールカウンセラー等配置事業	<p>各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁児童生徒安全課）</p>
中核地域生活支援センター事業	<p>24 時間 365 日体制で、制度の狭間にある方や複合的な課題を抱えた方などの相談支援、関係機関のコーディネート及び権利擁護を行う中核地域生活支援センターを県内 13 箇所に設置、運営する。</p> <p>また、地域住民に身近な市町村において包括的な相談支援体制が整備されるよう、市町村等に対して助言等のバックアップを実施する。</p> <p style="text-align: right;">（健康福祉指導課）</p>
子ども・若者育成支援推進事業（協議会）	<p>自ら相談窓口に来ることが困難な子ども・若者への支援が可能となるよう、アウトリーチを実施している機関や団体の情報の収集を行うとともに、支援の充実に向け研修等を行う。</p> <p style="text-align: right;">（県民生活課）</p>

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止
基本目標3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

基本方策⑧ 様々な困難や配慮を要する状況に応じた支援の充実

【現状と課題】

■不登校児童生徒に対する支援

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県公立小学校における不登校児童数は3,583人、公立中学校における不登校生徒数は6,368人、公立高等学校の不登校生徒数は2,270人となっており、令和2年度と比較するといずれも増加しています。

不登校については、児童生徒本人に起因する特有の事情によって起こるものだけではなく、児童生徒を取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添う必要があります。

そのため、不登校の児童生徒はもとより、遅刻や欠席が増えるなど、不登校になりかけている児童生徒やそれらの保護者からの相談に対応できる体制の充実やフリースクール²⁵等、民間教育団体との連携による不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援などの取組を推進していく必要があります。

■いじめ防止対策

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめ認知件数は、51,478件で、前年度より11,248件増加しています。

いじめは、子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子どもの生命や心身等に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめは、「絶対に許されない」、「卑怯な行為である」、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめの未然防止や、早期対応に向けた取組の推進が求められています。

²⁵ 不登校等、様々な事情や課題を有する子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。

■中途退学の未然防止と高校中退者に対する支援

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、本県の公立高等学校の中途退学者は909人で減少傾向にあります。

中途退学の理由は学校生活・学業不適応が最も多く、フリーターやニートなどにつながっていくことが懸念されているため、退学者数を減らしていくことや学び直しの取組が求められています。

■自殺防止対策

厚生労働省の「人口動態統計」によると、本県の自殺者数は平成23年の1,370人をピークに減少傾向にあります。依然として年間で1,000人前後の方が亡くなっており、令和2年の死因順位において、自殺による死亡は全体では9位となっていますが、10歳から39歳までの年齢層では死亡原因の1位となっています。

また、「千葉県における自殺の統計」（千葉県衛生研究所）によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大後と拡大前で主な傾向を比較すると、女性の自殺者数が増加したこと、自殺の原因・動機として、男性の19歳以下で親子関係の不和、家族からのしつけ・叱責、20歳台で多重債務の負債の割合が、女性の19歳以下で精神疾患の悩み、20歳台で職場問題、30歳台で子育ての悩み等の割合が多くなったことが認められたとされています。

思春期は精神的な安定を損ないやすい時期であり、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されることから自殺を防ぐ対策の充実を図ることが必要です。

■ひきこもりに対する支援

ひきこもりの状態については、自らが相談窓口に出向くことが難しい場合や、家族からも相談がなされない場合が多いことから、その状態が長期化し、本人とその親が共に高齢化する「8050問題」も生じています。

ひきこもりの支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、多様な支援の選択肢を用意することが必要です。

そのためには、行政機関や民間団体、NPO法人等などの関係機関が連携して、ひきこもり状態にある方等への支援をスムーズに行えるよう、相談窓口の明確化、周知を図ることが重要です。

■若年無業者（ニート）に対する支援

令和3年「労働力調査」（総務省）によると、15～39歳の若年無業者数（家事も通学もしていない者）は、全国で約75万人とされ、15～39歳人口に占める割合は2.3%となっています。

若年無業者数の推移は、平成14年以降、70万人超で推移し、令和2年には87万人と急増しました。令和3年には、75万人と令和元年以前の水準に戻ったものの若年無業者数は依然高止まりしています。

ニート等の若者が充実した職業生活を送り、社会を支える担い手となるよう、支援していくことが求められています。

■ヤングケアラーに対する支援

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（厚生労働省）によれば、小学6年生の6.5%、15人に1人が大人に代わって介護や家事などの家族の世話をしているとされています。

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から表面化しにくい構造となっており、支援を行うに当たっては、アウトリーチにより早期に発見することが重要です。

■慢性疾病を抱える児童等や子ども・AYA世代がん患者²⁶への支援

平成26年度に実施した「小児慢性特定疾病医療給付受給者・家族の実態調査」によると、現在困っていることについて、「同じ病気の子を持つ方と知り合う機会がない」が40.5%、「近くに専門医がない」が37.9%、「同じ病気を持つ子ども同士の交流の場がない」が26.1%となっています。

慢性的な疾病を抱える児童等の健全育成を図るとともに、小児慢性疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会を実現するため、必要な医療や支援を確実、かつ、切れ目なく受けられるよう、医療、福祉、教育、雇用支援等に関連する関係機関と連携を図る必要があります。

また、子ども・AYA世代のがんは、他の世代に比べて患者数が少なく、疾患構成も多様であり、医療従事者に診療や相談支援の経験が蓄積されにくくなっています。

乳幼児期から思春期・若年成人世代まで、幅広いライフステージで発症し、治療後も長期にわたりフォローアップを要すること、ライフステージによって多様なニーズ

²⁶ AYA世代がん患者：Adolescent & Young Adult（思春期・若年成人）世代の略称で、15歳から39歳までのがん患者を指す。

が存在することから、成人のがんとは異なる対策が求められます。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	小中学校 41.5% 高等学校 42.6% (令和3年度)	全国平均以下かつ 減少を目指します
本県のいじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合	78.7% (令和3年度)	国と同程度(±1%)の解 消率を維持します

【主な施策の方向性】

(1) 不登校児童生徒に対する支援（教育庁児童生徒安全課、教育庁教職員課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 不登校児童生徒・保護者が専門的な見地から助言を受けることができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 対応に当たっては学校と家庭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携を図ります。
- ・ 不登校児童生徒支援推進校²⁷及び地区不登校等児童生徒支援拠点校²⁸を指定し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する適切な支援に努めます。
- ・ 「千葉県版不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」及び「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」を活用して、不登校や不登校傾向にある児童生徒・保護者の支援及び教員の指導力の向上に努めます。
- ・ 長期化等により解消が困難なケースに対応するため、福祉や心理の専門家等を構成員とする「不登校児童生徒支援チーム」による支援を行います。

(2) いじめ防止対策（教育庁児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ いじめ問題に関する教職員研修の実施や児童生徒を対象として配付する「いじめ防止啓発カード」の作成、教職員向けいじめ防止資料集の活用等によりいじめ

²⁷ 不登校対策推進校：不登校対策推進校に指定された県内の小・中学校について、学校の校内に不登校児童生徒支援教室を開設し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象に学習支援やソーシャルスキルトレーニングなど、個々の生徒の実態に応じた支援を行う。

²⁸ 地区不登校等児童生徒支援拠点校：各教育事務所管内に生徒指導体制が整備されているセンター校を各2～3校指定しており、拠点校には、訪問型支援を中心に不登校支援を行う訪問相談担当教員を配置し、家庭訪問やケース会議等を通じて、不登校児童生徒、保護者、教職員に対する指導・援助を行う。

防止対策の普及啓発に努めます。

- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。
- ・ SNSを活用した相談体制を整備し、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。

(3) 中途退学の未然防止と高校中退者に対する支援（学事課、雇用労働課、教育庁財務課、児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 学業不振、学校生活への不適應などが原因で中途退学に発展する例が見られるため、悩みを抱えた生徒が早期に相談できる体制を整えます。
- ・ 高校中退者に対し、就労・学び直しなどの各種支援を行います。

(4) 自殺防止対策（健康づくり支援課、教育庁児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 心の健康づくりや相談体制の充実、学校教育における命の大切さについての教育など総合的な自殺対策を進めます。
- ・ 県作成資料の「SOSの出し方教育」を活用して、児童生徒が一人で悩みを抱え込まず誰かに助けを求めることができるよう指導することで、児童生徒の自殺等を未然に防止します。
- ・ 教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくりを推進するため、教職員の研修の充実を図ります。
- ・ 若年層については、インターネット媒体に対する親和性が高いことから、各種インターネット媒体を積極的に活用して、若年層に対する支援情報の周知や自殺予防の啓発を行います。

(5) ひきこもりに対する支援（障害者福祉推進課）

- ・ ひきこもりに悩む若者自身やその家族の相談窓口である「千葉県ひきこもり地域支援センター」を設置運営し、主に電話による相談に応じます。
- ・ ひきこもり地域支援センターでは、相談内容に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な支援機関につながります。また、希望に応じ、面接・訪問（アウトリーチ）を行います。
- ・ 市町村や関係機関と連携しながら、ひきこもっている本人や家族等の支援に取り組めます。

(6) ニートに対する支援（雇用労働課）

- ・ 若年無業者の個々の状況に応じた職業的自立支援を行う拠点である「ちば地域若者サポートステーション」の充実を図ります。
- ・ また、県内の各地域若者サポートステーション²⁹をはじめ、関係機関・団体とのネットワークを整備・活用して、より適した支援を行えるよう、連携を強化します。

(7) ヤングケアラーに対する支援（児童家庭課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 県内におけるヤングケアラーの状況及び課題を把握し、必要な支援体制の構築に繋げていきます。
- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図ります。
- ・ 幅広い相談ツールにより、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 教職員への研修を実施し、ヤングケアラーの早期発見、適切な関係機関との連携につなげます。

(8) 慢性疾病を抱える児童等や子ども・AYA世代がん患者への支援（健康づくり支援課、疾病対策課）

- ・ 各健康福祉センター（保健所）において、必要な情報提供及び助言を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連絡調整その他の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図ります。
- ・ 小児慢性特定疾病児童等の家庭の医療費の負担軽減を図り、健全育成及び福祉の向上を図ることを目的に、小児慢性特定疾病医療費の一部を助成していきます。
- ・ 子ども・AYA世代のがんについて理解を図るために、医療機関や相談体制、教育支援等の情報収集を進め、「千葉県がん情報 ちばがんナビ」や県ホームページに掲載し、周知に努めます。
- ・ 将来、子どもを生き育てられることを望む小児・AYA世代のがん患者が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に要する費用の一部を助成します。

²⁹ 地域若者サポートステーション：若者の職業的自立を支援する厚生労働省の事業。地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的支援の窓口として、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援など、多様な就労支援メニューを提供している。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
訪問相談担当教員の配置	<p>不登校等児童生徒への家庭訪問を中心とした活動を行う教員を地区不登校等児童生徒支援拠点校に配置する。訪問相談担当教員は教職員、保護者及び不登校等児童生徒に対する助言・支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁児童生徒安全課）</p>
いじめ防止対策等推進事業	<p>千葉県いじめ防止基本方針を周知する等の教員研修を実施するとともに、児童生徒・保護者向け啓発資料を作成・配付し、児童生徒、保護者、教職員等に広くいじめに関する周知を図る。</p> <p>また、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して、福祉等の関係機関との連携を図る。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁児童生徒安全課）</p>
学び直し支援事業	<p>高等学校等を中途退学した者が再び千葉県内の私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後も継続して授業料の支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">（学事課）</p>
自殺対策推進事業	<p>子どもや若者の自殺防止対策を推進するため、市町村等が実施する若年層向けの自殺対策事業に係る経費の一部を補助する。</p> <p style="text-align: right;">（健康づくり支援課）</p>
ひきこもり地域支援センター事業	<p>ひきこもり本人や家族等への支援を行うため、ひきこもり地域支援センターを運営する。また、地域での支援体制を推進するため、関係機関との連携会議やひきこもりに関する研修会を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（障害者福祉推進課）</p>
ちば地域若者サポートステーション事業	<p>若年無業者のうち、職業的自立をはじめとした自身の将来に向けた取り組みへの意欲が認められる、15歳から39歳までの者を対象にして、職業的自立に向けた支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">（雇用労働課）</p>
ヤングケアラー県内実態調査	<p>千葉県内におけるヤングケアラーの状況及び課題把握のため、地方自治研究機構の共同調査研究事業を活用し、実態調査及び今後の施策の検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">（児童家庭課）</p>
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	<p>各健康福祉センター（保健所）において、必要な情報提供及び助言を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連絡調整その他の事業を行う。</p> <p>また、各健康福祉センター（保健所）において、小児慢性特定疾病児童等やその家族のための交流会や支援関係者向けの研修会などを開催する。</p> <p style="text-align: right;">（疾病対策課）</p>

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止
基本目標3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

基本方策⑨ 障害のある子どもへの支援

【現状と課題】

障害のある子どもが、乳幼児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるようにするため、地域において、療育支援体制の構築が求められています。

さらに、障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援が受けられるように、また、家族が問題を抱え込むことのないようにするためにも、在宅支援機能の強化が必要となります。

また、手帳の有無や診断名等にかかわらず障害の可能性が見込まれる子どものために、早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を活用するなど、相談体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る必要があります。

医療的ケア児等の支援に関しては、ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進を図るとともに、在宅医療機関等が医療的ケアを必要とする子ども等にも対応できるよう、医療関係者の一層のスキルアップに取り組んでいくことが必要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所）	143 箇所 （令和3年度）	152 箇所以上を 目指します

【主な施策の方向性】

(1) ライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実（障害福祉事業課）

- ・ ライフステージを通じて一貫した支援が受けられるライフサポートファイル³⁰の導入や一層の活用について、市町村に働きかけるとともに、事業の実施状況や効果についても検証を行っていきます。

(2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化（障害福祉事業課）

- ・ 障害のある子どもの家族のレスパイト³¹に対応するため、短期入所事業所の拡充を図ります。
- ・ 早期診断、適切な治療や訓練、相談支援を実施する障害児等療育支援事業を推進し、障害のある子どもやその家族の福祉の向上を図ります。

(3) 地域における相談支援体制の充実（障害福祉事業課）

- ・ 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその保護者が集まる施設・場への巡回等を実施し、施設の職員や保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行うよう市町村に働きかけます。
- ・ 在宅の障害のある子どもに対して、各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、療育支援コーディネーター³²について、地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促します。
- ・ 発達障害やその疑いのある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう、ペアレントメンター³³の登録を行い、千葉県発達障害者支援センター（CAS）と連携して、親の会などの場で相談・助言を行います。

³⁰ ライフサポートファイル：障害のある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関が共に関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイル。

³¹ レスパイト：障害のある人の家族を一時的に障害のある人の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを癒し、休息できるようにすること。

³² 療育支援コーディネーター：在宅の重症心身障害の状態にある子ども、知的障害、身体障害や発達障害のある子ども等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、その相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する役割を担う。

³³ ペアレントメンター：発達障害のある子どもを育てた経験がある親で、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う者。

(4) 医療的ケア児に対する支援の充実（障害福祉事業課）

- ・ 医療的ケアが必要な子どもが在宅で医療や福祉のサービスが受けられるよう、訪問看護師の育成研修を行うほか、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関連分野の支援を調整するコーディネーターを育成し、配置を働きかけます。
- ・ 重症心身障害の状態にある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、主にこうした子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1カ所以上確保するよう、市町村に働きかけます。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
ライフサポートファイルの普及	ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるための情報伝達ツールとして「ライフサポートファイル」の普及を推進する。 (障害福祉事業課)
障害児短期入所の充実	家庭において障害のある子どもの介護が家族の疾病等により一時的に困難になった場合、短期間受け入れる短期入所事業所の拡充を図る。 (障害福祉事業課)
障害児等療育支援事業	障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び、在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図る。 (障害福祉事業課)
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児等の地域での受入れが広がるよう、安心して利用できる場を確保するために必要な人材を育成するほか、医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケア児等及びその家族への支援体制等を整備する。 (障害福祉事業課)

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止
基本目標 3 きめ細やかな対応が必要な家庭、子ども・若者への支援の充実

基本方策⑩ 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

令和元年「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、平成30年の我が国の「子どもの貧困率」は13.5%と、調査を始めてから最も高かった平成24年より2.8ポイント低下したものの依然高い水準にあり、実に7人に1人の子どもが貧困に陥っているという調査結果となっています。

全ての子どもたちが、夢や希望を持って成長できるよう、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援」「経済的支援」「支援につなぐ体制整備」を総合的に推進していくことが求められます。

また、「大人が一人の世帯の貧困率」は48.1%となっており、ひとり親家庭など大人一人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。ひとり親家庭の親は、仕事や子育てで忙しく、地域とのつながりが希薄なことから、必要な支援が受けられないこともあるため、必要な支援に確実につなげていく取組が重要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率	91.3% (令和3年3月卒業者)	県全体の高等学校等進学率に近づけます

【主な施策の方向性】

(1) 学習支援・就学支援の充実（学事課、健康福祉指導課、教育庁財務課）

- ・ 全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行います。

(2) 安定した生活の確保や自立の促進（健康福祉指導課、児童家庭課、雇用労働課、教育庁生涯学習課）

- ・ 貧困状態にある子どもやその保護者が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、子育てや家庭教育等、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、保護者の就労支援や、食・住生活の支援を行います。

(3) 保護者に対する就労支援（健康福祉指導課、児童家庭課、雇用労働課）

- ・ 保護者が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であるとともに、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や自立心の助長を育み、貧困の連鎖の防止に大きな教育的意義があるため、保護者の状況やその置かれている環境に応じた就労支援の充実を図ります。

(4) 経済的支援（児童家庭課）

- ・ ひとり親世帯の生活基盤の安定に資するため、各種手当、助成や貸付け等の諸制度について、対象となる世帯や必要な世帯によるその活用方法や活用促進のための相談体制を整備します。

(5) 支援につなぐ体制の整備（健康福祉指導課、子育て支援課、教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 「子どもの未来応援 気づきのチェックシート」を用いるなど、子どもの身近にいる保育者や学校の周りの大人が、保育所、幼稚園、学校等の現場などで子どもの貧困に気づき、適切な支援につなげられる取組を推進します。
- ・ 乳幼児期の早期の段階から貧困に気づき支援につなげるため、子どもたちの身近にいる保育士に対し、子どもの貧困に対する気づきと対応等に関する研修を実施

施します。

- ・ 幼児教育の質の向上及び幼保小の円滑な接続を促進するため、総合教育センターに幼児教育センター的機能を持たせ、幼児教育アドバイザーを中心とした指導・助言、幼児教育関係研修の実施等を行います。
- ・ 学校においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等が、市町村の福祉部門や児童相談所、地域と連携する体制を構築できるよう取り組みます。
- ・ 地域の多様な人材を活用し、子育てや家庭教育に関する相談や情報提供を行うとともに、教育と福祉の連携を図り、支援が必要な家庭を適切な機関につなぐ「家庭教育支援チーム³⁴」の設置推進を図ることで、貧困だけでなく、複合的な課題を抱える家庭に対する支援を推進します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
千葉県奨学資金貸付事業	収入が一定の基準額以下の世帯で、経済的理由により修学が困難な高等学校等に在籍する者に対し、奨学資金の貸付け（無利子）を行う。 (教育庁財務課)
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	各市、町村においては県が委託（設置）する相談窓口において、生活困窮者の抱える様々な問題について相談に応じ、利用可能な支援に結びつけるなど、包括的な支援を実施する。 (健康福祉指導課)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスの提供、養育費の取得のための相談等を実施する。 (児童家庭課)
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担と精神的不安の軽減を図るため、市町村が行う当該助成事業に対して助成する。 (児童家庭課)
子どもの未来応援 気づきのチェックシート	「子どもの未来応援 気づきのチェックシート」を策定し、子どもの身近にいる保育者や学校の周りの大人が、保育所、幼稚園、学校等の現場などで子どもの貧困に気づき、適切な支援につなげる。 (健康福祉指導課)

³⁴ 家庭教育支援チーム：地域の多様な人材を活用し、子育てや家庭教育に関する相談や情報提供等を行うとともに、教育と福祉の連携を図りながら、保護者の集まる場所に支援者が出向いて行うアウトリーチ型家庭教育支援により、支援の必要な家庭を適切な機関つなぐ等の支援を行う。

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

基本目標 4 非行・被害防止

基本方策⑪ 非行・犯罪防止と立ち直り支援

【現状と課題】

本県における令和3年に検挙された万引・自転車盗等の刑法犯少年の総数は、702人で、ピークであった平成16年(7,075人)と比較すると10分の1以下となっていますが、再犯者数は226人で、再犯者率は32.2%と高水準で推移しています。

また、「電話 de 詐欺³⁵」等の特殊詐欺で22人の少年が検挙されており、依然として「受け子」等として犯罪に加担している状況が見受けられます。

不良行為により補導された少年は14,099人で、行為別では喫煙・深夜はいかいが全体の約6割を占めており、年齢別では16～18歳の年齢層で全体の約6割を占めています。

少年による非行・犯罪を防止するためには、少年の問題行動を早期に発見し、適切な支援をしていくことが重要であり、青少年補導員³⁶などの地域ボランティア・学校・警察等関係機関が連携し、非行・犯罪防止に向けた取組の更なる強化が求められます。

また、事件などに関わった少年や、問題を抱え非行に走る可能性がある少年と共に社会奉仕・体験活動等を実施し、再非行防止に取り組むことが必要です。

近年、麻薬や覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの薬物の乱用が大きな社会問題となっており、特に10代や20代の若年層において、大麻の乱用が深刻な問題となっていることから、子ども・若者に対する薬物乱用防止の一層の広報啓発が重要です。

◎関連指標

項目	現状(基準年)	目標(R9)
スクール・サポーターが訪問した中学校の割合	100% (令和4年度)	100%

³⁵ 電話 de 詐欺：振り込み詐欺などの「特殊詐欺」という犯罪を分かりやすく表現するため、千葉県警察が県民に募集して、選んだ広報用の名称。

³⁶ 青少年補導員：青少年の非行防止を目的に設置されたボランティアで、県下17市において、合計2,107人(令和4年5月1日現在)が委嘱されており、区域内の盛り場、駅、公園、映画館等を巡回し、補導活動を行い、子どもの見守り活動、有害情報の浄化活動等に取り組んでいる。

【主な施策の方向性】

(1) 非行・犯罪防止活動の推進（健康福祉指導課、県民生活課、警察本部少年課）

- ・ 青少年の非行や犯罪被害の防止など、青少年に対する共通の理解と認識を深めるため、関係機関・団体、地域住民と連携して県下一斉合同パトロール³⁷を実施するほか、広報・啓発活動を推進します。
- ・ 青少年補導センターにおける青少年補導員活動や、少年警察ボランティア活動を支援するなどにより、街頭補導活動を推進します。
- ・ チラシやSNS等を活用して、児童生徒及びその保護者への注意喚起や相談窓口の周知を行います。
- ・ 学校と警察の連携を図り、また、要請に基づく学校への警察職員の派遣を行います。
- ・ 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生についての啓発運動に取り組みます。

(2) 立ち直り支援（警察本部少年課）

- ・ 非行を犯した少年の立ち直りを支援するため、ボランティア活動等を通じた支援や居場所づくりを行います。

(3) 薬物乱用防止（危険ドラッグ対策を含む）（薬務課、教育庁児童生徒安全課、教育庁保健体育課、警察本部少年課）

- ・ 学校・家庭・地域等が一体となった薬物乱用防止教育及び啓発活動を行うとともに、教育相談に応じます。
- ・ 「千葉県薬物の濫用の防止に関する条例」³⁸に基づき、危険ドラッグを含む薬物乱用防止対策の強化を図ります。

³⁷ 県下一斉合同パトロール：夏の青少年を健全に育てる運動期間（7月15日から8月31日）に、青少年補導員等が中心となって、県内各地において、街頭補導活動や青少年の非行防止に係る啓発活動。

³⁸ 千葉県薬物の濫用の防止に関する条例：平成27年4月1日に施行された、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するため、薬物の濫用の防止に関する県と県民の責務、基本的施策及び規制を規定した条例。知事が「知事指定薬物」と指定した危険ドラッグの製造、販売、使用、所持等が禁止され、違反した場合は罰則が科される。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年補導センター事業	<p>青少年の非行を未然に防ぐ直接的な役割を担う、各地域の青少年補導センター及び各補導員活動の充実と活性化のための支援を実施する。</p> <p>また、青少年補導（委）員大会を開催し、永年従事者の表彰、研修や情報交換等を実施し、青少年健全育成に係る意識や連帯感を高める。</p> <p style="text-align: right;">（県民生活課）</p>
少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	<p>少年の再犯防止策として、過去に警察の取り扱った非行少年のうち、保護者の同意を得た少年に対し、個々の少年の状況に応じた指導・助言を始め、社会奉仕・体験活動を行うなど、少年に手を差し伸べる「出前型」の立ち直り支援を行う。</p> <p style="text-align: right;">（警察本部少年課）</p>
薬物乱用防止対策事業	<p>関係団体等と連携し、対象者や目的に合わせ SNS や各種メディア、街頭啓発、リーフレット等の資材を活用し、啓発活動を行う。</p> <p style="text-align: right;">（薬務課）</p>

Ⅱの柱 様々な状況下にある子ども・若者への支援と非行・犯罪等被害の防止

基本目標 4 非行・被害防止

基本方策⑫ 虐待・犯罪等の被害防止

【現状と課題】

本県の児童相談所（千葉市含む）における令和3年度の児童虐待相談対応件数は11,870件で、5年前に比べて約1.5倍と増加の一途をたどっています。児童虐待は、社会全体で早急に解決しなければならない重要な課題です。

子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を地域や社会全体で守っていくためには、虐待の未然防止、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。

全ての子どもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、虐待等により保護者のもとで生活のできない子どもに対しては、その子どもの最善の利益のため、社会全体で子どもを育てていく必要があります。国の「新たな社会的養育ビジョン」において、保護者のもとでの養育が困難あるいは適当でない子どもについては、原則として、家庭と同様の養育環境である里親³⁹やファミリーホーム⁴⁰で養育を行うこととし、里親への委託をより一層推進するとともに、施設に関しても、小規模化、高機能化、多機能化などによる「できる限り良好な家庭的環境」の実現が求められています。

また、インターネット上に氾濫する児童ポルノ事犯を始め、少年の福祉を害する犯罪⁴¹が後を絶ちません。本県の令和3年の福祉犯検挙件数は339件で、依然として高い水準で推移しており、特に児童ポルノ事犯の検挙件数は126件と、近年、増加傾向にあります。性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要です。

そのためには、子どもたちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大事にすること（加害者にならない）、④一人一人が大事な存在であること（傍観者にならない）、とのメッセージを、強力に発信し続けることが重要です。

³⁹ 里親：親の病気、家出、離婚、そのほかいろいろなる事情により家庭で暮らせない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のこと。

⁴⁰ ファミリーホーム：厚生労働省が定めた第二種福祉事業で「小規模住居型児童養育事業」を行う住居。家庭環境を失った子どもたちを経験豊かな養育者の家庭に5～6人迎え入れ、子ども同士の相互交流を通じて基本的な生活習慣を身につけ、豊かな人間性及び社会性を養うことを目的とする。

⁴¹ 少年の福祉を害する犯罪：少年の心身に有害な影響を与える犯罪のことをいい、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為等）等がある。

また、こうした性犯罪・性暴力被害については、誰にも相談できずに潜在化することも考えられるため、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談窓口等の周知や支援についても強化する必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
里親等委託率	31.5% (R3年度)	37.9%

【主な施策の方向性】

（１）児童虐待防止対策（児童家庭課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 児童虐待の予防及び早期発見・早期対応、児童の適切な保護及び自立支援までの各段階において、切れ目のない総合的な支援を行う体制整備を図ります。
- ・ 児童虐待に迅速に対応するためには、地域におけるネットワークが重要であることから、県内市町村の「要保護児童対策地域協議会」⁴²の機能向上や設置を促進します。
- ・ 児童家庭支援センター⁴³の設置を促進するとともに、児童相談所、市町村その他の関係機関と連携した支援体制を確保することで、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

（２）社会的養護が必要な子どもへの支援の充実（児童家庭課）

- ・ 社会的養護を必要とする子どもたちの里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、児童養護施設等について、家庭的養護を推進するため、施設の小規模化や地域分散化など必要な整備を図ります。
- ・ 子どもたちが一般の家庭と同じスタートラインに立って社会に自立していけるような体制づくりを進めます。

⁴² 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童、要支援児童等を早期に発見し、適切な支援を行うために、市町村、児童相談所、医療機関、警察、学校・教育委員会などの関係機関により構成され、設置するもの。3層構造を基本とし、定期開催の代表者会議や実務者会議のほかに、個別支援会議があり、構成機関が必要に応じて個別ケースの情報共有や支援内容の協議を行うために開催する。

⁴³ 児童家庭支援センター：地域の子ども・家庭に関する相談支援を行う児童福祉法に基づく施設。地域生活が困難な状況に置かれているケースなど、専門的な知識や技術を必要とする相談に応じ、地域ネットワークと連携しながら環境調整を図り、家庭の安定を支援する。

(3) 少年の福祉を害する犯罪への対策（警察本部少年課）

- ・ 児童買春や児童ポルノを始めとした、少年の福祉を害する犯罪であるいわゆる福祉犯罪の取締りを進めます。

(4) 犯罪被害に遭った子どもへの対応（くらし安全推進課、警察本部少年課、警察本部警務課）

- ・ 臨床心理士の資格を有する職員によるカウンセリングを実施するなど、被害少年への立ち直り支援を行います。
- ・ 性犯罪・性暴力被害者に対しては、警察や「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、相談、カウンセリング、医療支援などを行います。
- ・ 被害が潜在化しないよう、相談窓口の広報啓発を強化するとともに、性犯罪・性暴力の予防や対処のため、県内の高校生等を対象とした、「性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座」を開催します。

(5) 相談体制の充実（児童家庭課、教育庁児童生徒安全課、子どもと親のサポートセンター）

- ・ 「子ども家庭 110 番」において、専門の電話相談員がいじめや児童虐待、子育ての不安など、子どもにかかわる様々な相談に応じます。
- ・ 教職員の丁寧な児童生徒の観察、相談しやすい環境や体制づくり等のため、教職員の研修の充実を図ります。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、校内教育相談体制の充実を図ります。
- ・ 「24 時間子供 SOS ダイヤル」をはじめ、電話や F A X、メール、中高生 S N S 相談等により、多様な相談機会を確保し、いじめや不登校、非行など様々な相談に対応します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業	各市町村の設置する児童虐待防止ネットワークの要保護児童対策地域協議会への移行、及び同ネットワークや協議会の機能強化を図るため、専門的な人材の確保が困難な市町村にアドバイザーを派遣する。 (児童家庭課)
里親委託推進事業	里親制度に関する理解を深め、里親委託へ繋げるために、制度説明会等を開催し里親登録者数の増加を図るとともに、相談援助や交流推進、資質向上のための研修等を実施する。 また、里親委託前に子どもとの関係調整のために実施する面会や外泊などに要する生活費や旅費を補助し、里親委託の推進を図る。 (児童家庭課)
福祉犯罪の取締り	児童ポルノを始め、少年の福祉を害する犯罪（福祉犯罪）への取締りを行う。 (警察本部少年課)
被害児童へのカウンセリング活動	少年の心理、特性に関する専門的知識技能を有する少年補導専門員による被害児童へのカウンセリングを行う。 (警察本部少年課)
24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、様々な悩みを児童生徒・保護者・教職員等が、いつでも相談できるよう夜間・休日を含め24時間対応可能な電話相談を実施する。 (子どもと親のサポートセンター)

Ⅲの柱 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

基本目標 5 世界を舞台に活躍する能力の育成

基本方策⑬ 世界を舞台に活躍する能力の育成

【現状と課題】

社会経済のグローバル化により、人、物、情報の国際的移動が活性化し、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっています。

今後、グローバル化の一層の進展が見込まれる中、子どもたちが、郷土や国を愛する心や誇りを持ちながら、言語や文化が異なる人々と協働し、自信を持って自らの意見を述べ、他者と交流・共生していくために、必要な力を育成していくことが重要です。

また、これからの厳しい国際競争に勝ち抜き、我が国が持続的に発展していくためには、イノベーションの担い手となる科学技術人材や若手起業家の育成に向けた教育を推進していく必要があります。

さらに、気候変動や資源の枯渇など、様々な問題を世界が抱える中、持続可能な社会の創り手を育む教育が求められています。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
生徒の卒業段階における英語力 （中学生：CEFR ⁴⁴ A1 レベル、高校生：CEFR A2 レベル）	中学校 52.0% 高等学校 42.0% (R3 年度)	中学校 60.0%以上 高等学校 60.0%以上

【主な施策の方向性】

（1）外国語教育の充実（教育庁学習指導課）

- ・ 外国語教育を充実させ、小・中・高等学校を通じた系統性のある英語教育で、コミュニケーション能力等を確実に養い、グローバル化に対応した人材を育成します。

⁴⁴ CEFR（セファール）：Common European Framework of Reference for

Languages: Learning, teaching, assessment（外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）の略で、言語能力を評価する国際指標。語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、2001年に欧州評議会が発表したもの。A1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階の共通参照レベルが示されており、このうちA1レベルは実用英語技能検定の3級程度、A2レベルは準2級程度に相当する。

- ・ 外国語担当教員の指導力や英語力向上を図る研修、外国語指導助手（ALT）等の人材配置の充実に努めるなど、授業の質を向上させることで、児童生徒の英語力や学ぶ意欲の向上を図ります。

（２）多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成（国際課、県民生活課、教育庁教育政策課）

- ・ 日本人としての自覚とアイデンティティの確立、異文化理解を重視した教育活動の推進を図ります。
- ・ 姉妹校交流や海外留学に関する支援、短期海外派遣等の事業を充実させ、社会のグローバル化に対応し、国際社会における日本の役割を意識しながら、世界で活躍することのできる人材の育成を目指します。

（３）郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進（文化振興課、教育庁文化財課）

- ・ 次の世代を担う子ども・若者の豊かな感性と郷土への愛着を育むため、子ども・若者が文化芸術活動や郷土の歴史・伝統を学ぶ機会や、文化芸術活動を行う機会を充実させます。
- ・ 美術館・博物館と連携し、県内の文化財を活用した、出張授業やオンライン講座、創作体験など、芸術や郷土の宝に触れる機会を充実させます。

（４）理数系教育の充実（教育庁学習指導課）

- ・ 高校生を対象に科学の甲子園千葉県大会を、中学生を対象に科学の甲子園ジュニア千葉県大会を開催し、未知の分野に挑戦する探究心や創造性に優れた人材を育成していきます。
- ・ 先進的な理数系教育活動を行う高校を、SSH（スーパー・サイエンス・ハイスクール）⁴⁵の研究校として指定し、生徒の科学や社会課題に対する興味・関心と知的探究心の向上を図ります。

⁴⁵ SSH（スーパー・サイエンス・ハイスクール）：文部科学省が、将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験等を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する事業。

(5) 起業家精神を有する人材の育成（教育庁教育政策課）

- ・ 「県立高校改革推進プラン第1次実施プログラム」に基づき、予測困難な時代の中で新たな価値を創造できる人材の育成に向け、県内高等学校に起業家育成に関するコースを設置し、生徒の柔軟な発想力を育てます。
- ・ 企業、商工会議所、大学等との連携により、起業家養成講座を開催するなど充実した起業家育成教育の展開を図ります。

(6) ESD教育⁴⁶の推進（教育庁生涯学習課）

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクール⁴⁷への加盟を支援するとともに、県内の優れた取組について情報提供を行います。

⁴⁶ ESD教育：Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略。気候変動や生物多様性の喪失など、人類の開発活動に起因する様々な問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。

⁴⁷ ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、グローバルなネットワークを活用し、世界中の学校と交流して、環境教育や国際理解教育などの活動を実践する学校。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会において、ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置付けている。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
グローバル化に対応した英語教育の充実事業	<p>I C Tや「外国語指導助手（A L T）」等を効果的に活用させることで、児童生徒がコミュニケーションすることを楽しみ、自分の考え等を主体的に発信する力を付ける言語活動を充実させます。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>
国際教育交流推進事業	<p>グローバル人材の育成に向け、子どもたちの国際感覚や多文化理解を向上することを目的に、友好交流協定を締結した桃園市等への県内の高校生と教職員等を派遣や、県内の高校生が日本にいる外国人留学生と対面でディスカッション等を行う場の提供など、国際交流の機会を増やす。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁教育政策課）</p>
伝統芸能・洋楽～ふれあい体験事業	<p>小・中学校の児童生徒を対象に、日本の伝統芸能の楽器の演奏体験と鑑賞の機会を提供することにより、邦楽理解の向上と伝統的音楽文化の普及・振興を目指します。</p> <p>また、邦楽における後継者育成に寄与することを目指します。</p> <p style="text-align: right;">（文化振興課）</p>
スーパーサイエンスハイスクール（SSH）	<p>文部科学省の指定を受け、高等学校における先進的な科学技術・理科・数学教育を通じて、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い将来の国際的な科学技術系人材の育成を図るため理数教育を推進します。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>
県立高等学校における起業家育成に関するコースの設置	<p>Society5.0時代の到来を踏まえ、予測困難な時代の中で、新たな価値を創造できる起業家精神を有する人材を育成するため、県立高等学校において、起業家育成に関するコースを設置します。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁教育政策課）</p>
ユネスコ加盟への支援	<p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のユネスコスクールへの加盟を支援するとともに、県内の優れた取組について情報提供を行う。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>

Ⅲの柱 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

基本目標 6 若者の新たな挑戦の応援

基本方策⑭ 若者の新たな挑戦の応援

【現状と課題】

予測困難な時代においても、子ども・若者が未来を切り拓いていけるよう、夢や目標への挑戦を応援し、個々の能力や可能性を最大限に伸ばすための取組が必要です。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会には、93名もの本県ゆかりのアスリートが出場しました。本県にゆかりのある選手が日本や世界の「ひのき舞台」で活躍することは、県民に大きな感動や勇気、希望、誇りを与えるものです。未来のアスリートを育成するためには、国際大会や国体等で活躍できる選手の発掘や育成強化等、競技力向上を推進していく必要があります。

また、若者の文化芸術活動は、既成の概念にとらわれることなく、新しい価値を創造する可能性を秘めています。そうした若者自身による文化芸術活動を促進するためには、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し自己表現できる機会の提供などの施策が求められます。

さらに、ものづくり分野や農林水産業においては、次世代を担う人材の育成・確保が急務となっており、これらの産業への新規就業を希望する若者を育成・支援するための取組を推進していく必要があります。

加えて、若者の新たな発想による起業・創業を促進し、優秀な起業家を育成するためには、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまでの一貫した支援が求められます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による働き方等のライフスタイルの変化を契機として、若者の移住・定住に対する関心が高まっていることから、千葉で実現できる様々なライフスタイルを積極的に発信していくとともに、人々が住み・働き続けていけるよう雇用の場を創出し、地域での定住につなげていくことも必要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
国体入賞	天皇杯 7 位入賞 皇后杯 10 位	天皇杯上位入賞 皇后杯入賞
新規就農者数	377 人 (令和 3 年度)	450 人

【主な施策の方向性】

（１）次世代競技者の育成（競技スポーツ振興課）

- ・ ジュニア層を対象に素質のある選手の発掘と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行い、未来のアスリートの発掘・育成・強化や指導者の育成・資質向上を図るとともに地域に根ざした競技振興を目指します。

（２）次世代芸術家の応援（文化振興課）

- ・ 若者自身による文化芸術活動の促進を図るため、創造的な文化芸術活動への支援や、文化芸術活動に参加し、自己表現できる機会を提供します。

（３）様々な分野で担い手となる若者の応援（自然保護課、産業人材課、担い手支援課、水産課）

- ・ 新規就農者の定着促進を図るため、国の就農資金の交付、新規就農者向け補助金の活用促進、栽培技術と経営能力の向上のための各種セミナーの開催を行います。
- ・ 次代を担う農業者を育成するため、県立農業大学校における教育・研修の充実を図ります。
- ・ 漁業体験や漁業技術研修の実施により、漁業への新規就業を希望する若者を支援します。
- ・ 国の創設した「ものづくりマイスター制度⁴⁸」を活用し、若年技能者に実技指導を行うことで、若年技能者のスキルアップを図るとともに、技能伝承や後継者の育成に努めていきます。

⁴⁸ 建設業及び製造業における 100 を超える職種を対象に、高度な技術をもった「ものづくりマイスター」が技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、中小企業や学校において広く実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行うもの。

- ・ 狩猟に興味のある若者を対象に、先輩ハンターとの交流やワークショップを通じて、狩猟を始める機会を提供します。

(4) 起業・創業を目指す若者の応援（経営支援課）

- ・ 若者の新たな発想による起業・創業の機運醸成・啓発を促進するとともに、優秀な起業家を育成していくため、ちば起業家応援事業においてビジネスプランコンペティションや交流会等を開催し、啓発から起業支援、経営支援、人脈づくりまで一貫した支援を行います。

(5) 若者の移住・定住・二地域居住の応援（地域づくり課、雇用労働課）

- ・ 市町村や関係団体と連携を図りながら、地域の魅力や移住関連情報、地域に居住することで実現できるライフスタイル、二地域居住をはじめとする新たな暮らし方などを広く発信し、市町村等が行う移住・定住・二地域居住促進のための取組を支援します。
- ・ 千葉県への転職や県内就職を希望する若年者等の県内企業への就労を促進するため、県内の仕事や暮らしに関する情報を一元的に収集・提供し、県内企業への就労を支援します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
ちばジュニア強化事業	ジュニア層（原則小学生～高校生）を対象に素質のある選手の発掘と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行うために必要となる経費を補助する。 (競技スポーツ振興課)
若者の文化芸術活動育成支援事業	若者が主体的に取り組む文化芸術活動の推進と新たな文化を創造する気運を高めるために、若者の文化芸術活動の支援を行う。 (文化振興課)
就農準備資金・経営開始資金	青年の就労意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（国内で最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（最長3年間）の所得を確保する資金を交付する。 (担い手支援課)
若年技能者人材育成事業（ものづくりマイスター制度）	建設業及び製造業における100を超える職種を対象に、高度な技術をもった「ものづくりマイスター」が技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、中小企業や学校において広く実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行う。 (産業人材課)
ちば起業家応援事業	起業家の発掘、育成を図ることを目的に、起業の動機付けから人脈づくり、企業に関する相談、専門家派遣まで一貫した支援を行う。 (経営支援課)
移住・定住促進事業	地域の魅力やテレワーク環境、移住支援制度などの移住関連情報や二地域居住等の様々なライフスタイルなど幅広く発信する。 (地域づくり課)

IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標7 地域社会の連携の強化

基本方策⑮ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・確保・支援

【現状と課題】

子ども・若者が抱える問題の多様化・複雑化に対処していくためには、教職員の資質向上や学校における相談窓口の整備・強化とともに、医療、保健、福祉など、子ども・若者の成長に関わる様々な専門分野の担い手の養成・確保が必要です。

また、青少年育成団体の担い手である地域のリーダーたちが高齢化する一方で、若年層の減少や団体の認知度の低さなどにより後継者の不足が課題となっていることから、こうした地域の様々な担い手を養成・確保していくことも重要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
【再掲】 スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の年間配置時間総数	SC 116,882 時間 SSW 27,235 時間 （令和3年度）	増加を目指します
青少年相談員の定員に対する充足率	94.3% （令和4年4月1日）	100%

【主な施策の方向性】

（1）教職員の質・教育力の向上（教育庁学習指導課）

- ・ 「千葉県教職員研修体系」に基づき、教職員研修について、研修の内容や実施方法など、毎年度見直しを図り、より実践的かつ効果的な研修を実施することで教職員の質・教育力の向上を図ります。

（2）学校における相談体制の整備（教育庁児童生徒安全課）

- ・ 様々な課題を抱える子どもとその家族に早期に対応できるよう、各学校と教育相談事務所等にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実を図ります。

(3) 医療・保健関係専門職の養成・確保（医療整備課）

- ・ 医師修学資金貸付制度などの活用により、小児科医を含む医師の確保を図ります。
- ・ 看護師等養成所の運営費の助成や看護学生に対する修学資金の貸付け、県ナースセンターでの無料職業紹介等の復職支援等を実施し、看護職員の養成・確保に努めます。

(4) 児童福祉に関する専門職の確保・育成（児童家庭課）

- ・ 児童相談所や関係機関における対応力を高めるため、計画的に人員を確保するとともに、法定研修を含め外部研修機関における研修の受講機会を確保し、各職員がそれぞれの役割を適切に果たすために必要な研修を受講できるよう、研修計画を見直し、専門性の強化やフォローアップを図ります。

(5) 少年補導に関する担い手の養成・確保（警察本部少年課）

- ・ 少年補導専門員の適正な職員数及び優秀な人材の確保に努めます。
- ・ 外部講師による研修を実施するなど、職員の知識・技術の向上に努めます。

(6) 青少年育成活動の担い手の確保・育成（県民生活課）

- ・ 青少年健全育成に従事する担い手の確保や資質向上に努めます。
- ・ 市町村や青少年育成団体等が実施する担い手育成研修等の開催を支援します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
教職員の研修事業	<p>教職員の資質能力の向上や学校経営改善のための研修事業等の総合的な計画を策定し、実施する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>
スクールカウンセラー等配置事業（再掲）	<p>各学校と教育事務所にスクールカウンセラー等を配置し、子どもの心のケアと学校における教育相談体制の充実を図る。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁児童生徒安全課）</p>
医師修学資金貸付制度	<p>安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。</p> <p style="text-align: right;">（医療整備課）</p>
児童相談所専門機能強化事業	<p>児童相談所の専門機能を強化するため、児童相談所職員に対して各種研修を実施するほか、児童精神科医や臨床心理士等の専門家から協力・助言を得るとともに、各児童相談所に弁護士を配置する。</p> <p style="text-align: right;">（児童家庭課）</p>
少年補導専門員の研修	<p>少年補導専門員の知識・技術の向上を図るため、外部講師を招き、研修を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（警察本部少年課）</p>
青少年指導者育成事業	<p>青少年育成の担い手のスキルの向上を目的として、市町村や青少年関係団体が開催する研修会に、市町村等からの要請に応じて講師のコーディネートや派遣を行う。</p> <p style="text-align: right;">（県民生活課）</p>

IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標7 地域社会の連携の強化

基本方策⑯ 多様な主体による取組の推進と連携

【現状と課題】

青少年の健全な育成に向けては、現在、青少年相談員⁴⁹や青少年補導員などの「制度ボランティア」、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの全国的に組織があり各地域で活動している団体、自治会やPTAなど地域や学校で活動している団体、さらには市民活動団体などが担っています。

少子化、核家族化などにより、地域における人と人のつながりが薄れてきている中、家庭や地域の機能を補完するためには、青少年育成団体等の体験活動をはじめとする多様な活動を支援する必要があります。

また、多様化・複雑化する青少年問題に対応するためには、青少年の育成に携わる県・市町村及び民間団体など、多様な主体との連携を強化することが重要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
青少年相談員が地域において実施する取組への青少年の参加者数	32,031人 （令和3年度）	16万人以上

【主な施策の方向性】

（1）青少年相談員活動の充実（県民生活課）

- ・ 市町村や関係団体と連携して、地域における青少年健全育成活動の一層の推進を図ります。
- ・ 青少年相談員の資質及び活動意欲の向上を図るため、地域ごとや県全体で実施する研修の充実を図ります。

⁴⁹ 青少年相談員：地域社会における青少年健全育成の積極的な推進をはかるため、3,869人（令和4年11月1日現在）が委嘱されており、スポーツや野外活動を通じた青少年のための体験学習等の企画・運営等を行っている。

(2) 市町村・民間関係団体等との連携（県民生活課、教育庁生涯学習課）

- ・ 県や各団体が実施する青少年健全育成活動に係る情報を共有し、青少年育成団体による多様な活動を推進します。
- ・ 多様化・複雑化する青少年問題に対応するため、支援に携わる国・県・市町村及び民間団体で構成する「子ども・若者支援協議会」において、支援策の検討や意見交換などを行います。
- ・ 青少年育成を目的とする社会教育関係団体への支援を通じ、青少年の健全育成を推進します。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年相談員設置事業	次代を担う青少年を地域で守り育てるという理念のもと、地域の青少年健全育成のリーダー的存在として、各種スポーツや屋外活動並びに文化活動等の諸活動を通して、青少年との交流を図る。 (県民生活課)
子ども・若者支援協議会	青少年の支援に携わる国・県・市町村及び民間団体で構成される千葉県子ども・若者支援協議会において、情報交換及び意見交換を行い、相互連携を推進する。 (県民生活課)

IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標7 地域社会の連携強化

基本方策⑰ 家庭・学校・地域の連携

【現状と課題】

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により、家庭や地域社会における教育力の低下が見られます。

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や豊かな情操、社会的マナー等を身に付ける上で重要な役割を担っていることから全ての子どもが適切な家庭教育を受けることができるよう、保護者の学びを支援するとともに、家庭と地域のつながりを築き、強固なものにすることなどにより家庭の教育力を高めていく必要があります。

また、地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験、居場所の提供を通じて、子ども・若者の健やかな成長に重要な役割を有していることから、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが連携・協働して、子どもたちの多様な教育活動を支援する体制づくりを進めることが求められます。

加えて、地域コミュニティの拠点でもある学校は、地域と目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換が求められます。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
コミュニティ・スクールを導入した学校の割合	17.8% （令和4年度）	全国平均以上を目指します

【主な施策の方向性】

（1）家庭教育への支援（児童家庭課、教育庁生涯学習課）

- ・ 保護者による家庭での教育を支援するため、学校を通じた情報提供やウェブサイトによる情報発信など、子育てに役立つ情報提供の充実を図ります。
- ・ 子育て中の保護者を孤立させることのないよう、家庭教育支援に必要な人材の育成を図るとともに、企業やNPOなど様々な主体の参画を促進し、家庭教育を地域で支援できる体制づくりを進めます。
- ・ 家庭教育が困難な状況にある保護者に対するアウトリーチ型家庭教育支援など、

行政機関、学校、地域などが連携して、チームとして相談体制の充実を図ります。

(2) 地域とともにある学校づくり（教育庁教育政策課、教育庁生涯学習課、教育庁学習指導課、教育庁保健体育課）

- ・ 地域人材の参画により、子どもたちの多様な学びや体験を支援する地域学校協働活動を推進し、地域における教育の質の向上を図ります。
- ・ 「地域学校協働本部」を設置し、学校と地域を結ぶ地域学校協働活動推進員を中心として、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指します。
- ・ 学校と地域住民や保護者等が、学校に必要な支援等について協議するなどして目標を共有し、力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入により、地域とともにある学校づくりを目指します。
- ・ 全ての子どもを対象とした、安心・安全な活動拠点（居場所）をつくるため、地域の人々の参画を得て、放課後や土曜日等に余裕教室等を活用し、学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行う、放課後子供教室の取組を推進します。
- ・ 地域連携アクティブスクール⁵⁰において、学校と地域が協働することで、学び直しや実践的なキャリア教育など、生徒の成長を支える指導の充実を図ります。
- ・ 少子化の進行による部活動の小規模化や教員の業務負担などの課題が指摘されている学校部活動について、国の部活動の地域移行に関するガイドラインを踏まえ、受け皿となるスポーツ・文化芸術団体等の整備充実などの支援を推進し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保します。

⁵⁰ 地域連携アクティブスクール：中学校で十分力を発揮できなかったものの、高校で頑張る意欲を持つ生徒に、企業や大学など地域の教育力を活用しながら、「学び直し」や「実践的なキャリア教育」を行い、自立した社会人を育てる学校

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
家庭教育支援事業	<p>家庭教育の充実を図るための推進委員会の開催、企業での家庭教育講座の開催、家庭教育相談の担当者を対象とした研修会等を実施する。</p> <p>また、リーフレットやウェブサイトを活用し、保護者への情報発信等を行う。</p> <p>さらに、子育て中の保護者が孤立することを防ぐため、市町村が設置する「家庭教育支援チーム」の運営費に対して助成する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>
コミュニティ・スクール設置推進事業	<p>教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任を持って学校運営に参画できる「学校運営協議会」の設置を推進し、学校と地域・保護者等が力を合わせ、互いに信頼し合い、子どもたちの成長を支え、地域とともにある学校づくり、地域コミュニティづくりに取り組む。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁生涯学習課）</p>

Ⅳの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 8 社会環境の整備

基本方策⑩ 子ども・若者を守る環境の整備

【現状と課題】

子ども・若者が良好な環境の中で成長していくためには、健全な育成を阻害するおそれのあるものから青少年を保護するとともに、深夜はいかい等の犯罪被害や非行を誘発するおそれのある行為について、未然に防止することが必要です。

また、県内の刑法犯認知件数⁵¹は減少傾向にありますが、子どもが被害者となる事件は後を絶ちません。県内の交通事故は、発生件数・負傷者数とも減少傾向にありますが、令和3年中における交通事故発生件数は13,534件に上り、交通事故死者数は121人で全国ワースト4位となるなど、依然として交通事故の発生が多い状況にあります。

犯罪や交通事故を防止し、安心して暮らすためには、警察に頼るだけでなく、県・市町村、事業者、県民等が協働して地域の安全対策を講じ、犯罪や交通事故の機会を減らすための施策や、被害に遭わないための施策を推進する必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
児童生徒の登下校時における交通事故死傷者数	死傷者数 636 人 （令和3年）	死亡者をなくし、負傷者は減少を目指します。

【主な施策の方向性】

（1）子ども・若者にとって有害な環境の浄化（県民生活課）

- ・ 千葉県青少年健全育成条例に基づき、書店等店舗への立入調査の実施や、有害図書等の指定などにより、子ども・若者にとって良好な環境の整備に努めます。
- ・ 青少年補導員が行う有害環境浄化活動や街頭補導活動等に対して支援を行い、地域の社会環境整備を図ります。

⁵¹ 刑法犯認知件数：警察において、認知した事件の数。

(2) 自主防犯意識の向上と防犯対策の推進（くらし安全推進課、警察本部生活安全総務課）

- ・ 身近で発生する犯罪の抑止に向け、県民・事業者・市町村等との連携を強化するとともに、県民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、広報啓発活動を推進します。
- ・ 地域の防犯力を強化するため、自主防犯団体や学生等で構成されるヤング防犯ボランティアの活動を支援するとともに、幅広い人材に地域の防犯を担ってもらうため、子どもや地域の安全を守る「プラス防犯⁵²」の取組を推進します。
- ・ 市町村が実施する防犯カメラや防犯ボックスの設置など、地域の実情に即した防犯施策への支援を行います。

(3) 交通安全対策の推進（くらし安全推進課、教育庁児童生徒安全課、警察本部交通総務課）

- ・ 「千葉県交通安全条例」に基づき、通学路における見守りなどの交通安全に関するボランティア活動を行う「交通安全推進隊」を整備し、支援します。
- ・ 歩行者による横断歩道や道路の横断中の交通事故抑止のため、ゼブラ・ストップ活動の周知とその推進を図ります。
- ・ 自転車安全利用キャンペーンによる広報啓発や、自転車損害賠償保険等の加入促進など、自転車の安全利用に向けた広報啓発活動を推進します。
- ・ 「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、飲酒運転のない、子ども・若者も安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、飲酒運転を「しない、させない、許さない」環境づくりを推進します。
- ・ 交通安全教育の推進モデルとなる地域及び拠点校を指定し、拠点校を中心とした学校間での連携を図るとともに、学校と地域が連携し、通学路安全確保の体制等の一層の充実に取り組みます。

⁵² プラス防犯：買い物や犬の散歩時など、日々の生活に防犯の視点をプラスして周囲に目を配りながら地域の安全を守る活動。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年の社会環境づくり事業	<p>青少年健全育成条例に基づき、立入調査の実施や有害図書や有害玩具の指定などにより、青少年に有害な環境の浄化に努める。</p> <p style="text-align: right;">（県民生活課）</p>
防犯ボランティア活動促進事業	<p>地域の防犯力向上に大きな役割を担っている自主防犯団体の活動を継続、発展させていくため、防犯ボランティア団体の活動を支援する。</p> <p style="text-align: right;">（くらし安全推進課）</p>
通学路安全推進事業	<p>地域全体での通学路の安全確保を図るため、モデル地域を設定し、モデル地域の市町村教育委員会及び県立学校が中心となって、モデル地域内の学校や関係機関が連携を図り、通学路の安全対策及び安全教育の実践を積み重ねていく。また、モデル地域の実践を通じて得られた成果等については、研修会における実践発表や県教育委員会ホームページ上での公表等を通じて、県内の他地域にも普及させることで、全ての地域において通学路の学校安全推進体制を構築する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁児童生徒安全課）</p>

Ⅳの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 8 社会環境の整備

基本方策⑱ 情報社会への対応

【現状と課題】

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の発達と普及は目覚ましく、「令和3年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）によると、スマートフォンの所有率は、小学生 53.4%、中学生 80.8%、高校生 98.7%と、増加しており、情報収集や情報交換の手段としてだけでなく、子どもたちの重要なコミュニケーション・ツールとなっています。

その一方で、アダルトサイト、出会い系サイト、犯罪や自殺を誘引するサイトなどの青少年有害情報が氾濫しています。スマートフォン等の情報端末を介して、子どもたちが被害者や加害者になる事件や、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しており、「リベンジポルノ⁵³」や「自画撮り被害⁵⁴」なども問題となっています。

そのため、子どもたちが情報モラルを身に付け、情報を適切かつ効果的に活用する能力を育成するとともに、関係機関と情報共有を図り、フィルタリングの普及など子どもたちや保護者への普及啓発を進めることが必要です。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
小中学生の保護者向けにインターネット適正利用啓発講演を実施している市町村数	19 市町村 (R3 年度)	54 市町村

⁵³ リベンジポルノ：嫌がらせ目的で元交際相手や思いを寄せた相手などの性的な写真や動画をインターネットで公開すること。「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（通称：リベンジポルノ防止法）」により規制されている。

⁵⁴ 自画撮り被害：だまされたり、脅されたりして、自分の裸の画像等を撮影させられたうえ、メール等で送られる被害。

【主な施策の方向性】

(1) スマートフォン・インターネット被害防止対策の推進（県民生活課、警察本部少年課）

- ・ インターネットに起因するいじめ、非行、犯罪等から子どもたちを守るため、SNS等インターネットを巡回し、問題のある投稿の早期発見、早期対応に努めるネットパトロール⁵⁵を行います。
- ・ ネットパトロール等により、問題のある書き込みが発見された際には、関係機関と連携しながら、速やかな対応を図ります。

(2) インターネット適正利用に向けた広報啓発（県民生活課、くらし安全推進課、警察本部サイバー犯罪対策課、警察本部少年課）

- ・ ネットパトロールで把握した青少年のネット利用の現状等を踏まえて、市町村や学校等と連携し、児童生徒、保護者、学校関係者を対象にしたインターネットの適正利用に関する啓発を推進します。
- ・ 子どもや若者が、インターネット利用に潜む危険性に対する認識を高め、インターネット関連の契約トラブル等に巻き込まれないよう消費者教育を推進します。

(3) 情報教育の推進（教育庁学習指導課、教育庁児童生徒安全課）

- ・ 子ども・若者がインターネット等の情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用できる能力（情報リテラシー）や、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度（情報モラル）を身につけるための取組を進めます。
- ・ 情報機器の使用による健康との関わりを理解し、情報機器の使用時間や頻度を自己管理するための取組を進め、いわゆるネット依存等の未然防止を図ります。

⁵⁵ ネットパトロール：県内の全ての中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等を対象とし、インターネット上のSNS等における問題のある書き込みを監視し、削除等の指導を行う。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
青少年ネット被害防止対策事業	<p>インターネットによるいじめ、非行、犯罪等から青少年を守るため、県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等を対象に、問題のある書き込みの監視（ネットパトロール）を実施する。</p> <p>また、フィルタリングの利用などインターネットの適正利用に係る普及啓発を行うため、学校や関係機関の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者等を対象とした講演を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（県民生活課）</p>
サイバー犯罪対策の推進	<p>県内の学校等教育機関を対象としたネット安全教室を開催し、インターネットを利用する上での規範意識の向上や、情報セキュリティ対策に関する知識の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">（警察本部サイバー犯罪対策課）</p>
情報教育の充実	<p>学校から安全にインターネットに接続できる環境を整備し、提供しているサービスの充実を図る。また、コンピュータを利用した授業のあり方について研究を進め、情報教育を推進する。</p> <p style="text-align: right;">（教育庁学習指導課）</p>

IVの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

基本目標 8 社会環境の整備

基本方策⑳ 子どもを育てる環境の整備

【現状と課題】

県民の子育ての希望を実現し、子どもたちの成長を支えるためには、子育てに対する不安や負担を解消し、誰もが安心して育てられる環境を作ることが重要です。

このため、子育て世代に重くのしかかっている教育費や医療費などの経済的負担を軽減するための支援が必要です。

また、男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、子どもを安心して育てやすい社会を構築するためには、企業や働く人々の意識啓発や育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりを促進するとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所整備等の促進や多様な子育て支援サービスの充実、さらには保育人材の確保・定着が必要です。

加えて、企業などの民間の力を積極的に活用し、地域全体での子育てを支援する体制整備を進めていく必要があります。

◎関連指標

項目	現状（基準年）	目標（R9）
地域子育て支援拠点の数	346 か所 （令和 4 年 3 月 31 日）	362 か所以上を 目指します
保育所等の待機児童数	250 人 （令和 4 年 4 月 1 日）	0 人

【主な施策の方向性】

（1）健康で安心な子育て環境づくりと経済的負担の軽減（児童家庭課、医療整備課）

- ・ 母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの設置・運営を支援します。
- ・ 子どもの急病患者を受け入れるため、小児救急医療体制の整備を図るとともに、夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、看護師や小児科医師が保護者等からの電話相談を行い、症状に応じた助言を行います。
- ・ 子どもの急病時の対応について、ガイドブック等を作成し、母子手帳交付時に

保護者へ配付します。また、保護者を対象に、子どもの急病時の対応について講習会を行います。

- ・ 子育てに係る保護者の経済的負担の軽減等のため、医療費助成に県と市町村が一体となって取り組むとともに、幼児教育の機会を保障するため、幼児教育・保育の無償化を実施します。

(2) 働きながら生み育てやすい環境づくり（雇用労働課）

- ・ 男女が共に意欲と能力を生かして働きながら、安心して子どもを生み育てやすい社会を構築するため、企業や働く人々の意識改革や、育児休暇の取得促進など、仕事と子育ての両立を実現できる職場環境づくりの促進を図ります。
- ・ 結婚、妊娠、出産などのライフステージの変化により大きな影響を受ける女性が活躍しやすい環境づくりのため、企業・県民の意識啓発を図ります。

(3) 男女が協力して子育てできる環境づくり（男女共同参画課）

- ・ 共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及啓発を行います。
- ・ 男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生み育てる意識の醸成を図ります。

(4) 待機児童解消に向けた保育所整備等の推進（子育て支援課）

- ・ 県内の待機児童数の解消を目指して、保育所を整備する事業者に対して、国の交付金の他に県独自の整備促進費を上乗せ補助することにより、県内の保育所整備を促進します。

また、地域の実情に応じた保育需要に対応するため、小規模保育や家庭的保育等を支援することなどにより、待機児童対策の推進を図ります。

(5) 保育人材の確保と資質の向上（子育て支援課）

- ・ 保育現場で働く人材を確保するため、県内保育所等への就職を促進するとともに、民間保育所等における保育士の処遇改善や基準を上回る職員の配置を促進します。
- ・ 保育の質の維持向上に向けて、保育士の経験年数や各施設の状況に応じた研修等を実施し、保育士等の資質向上に取り組むとともに、安心して働ける環境づく

りを進めます。

(6) 多様な子育てサービスの充実（子育て支援課、教育庁生涯学習課）

- ・ 就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに応じ、延長保育や病児保育、医療的ケア児の受入れ、一時預かり、休日保育など地域における多様な子育て支援サービスを推進します。
- ・ 市町村が実施する、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の提供をする地域子育て支援拠点事業の支援を行います。
- ・ 市町村が実施する、共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る放課後児童健全育成事業の支援を行います。
- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」とを一体的に又は連携して実施することにより、児童の放課後対策の充実を図ります。

(7) 企業参画型子育て支援の推進（子育て支援課）

- ・ 子育て支援の担い手として、小売業やサービス業などの企業や商店にも積極的に参加していただく「企業参画型子育て支援事業」の推進により、子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、県民全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。

◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
子育て世代包括支援センター支援事業	<p>子育て世代包括支援センターの職員（保健師等の専門職）を対象に、支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（児童家庭課）</p>
ちばの「新しい働き方」推進事業	<p>中小企業等における長時間労働の是正や働きやすい職場環境の整備、各自のライフスタイルに合わせた新しい働き方の普及のため、アドバイザーの派遣やセミナー等を通じて、県内中小企業等の働き方改革に向けた取組及びテレワークの導入・定着を支援する。</p> <p style="text-align: right;">（雇用労働課）</p>
千葉県男女共同参画推進事業所表彰	<p>労働の場における男女共同参画の取組を促進するため、女性の採用・登用・職域拡大や、職業生活と家庭生活の両立支援等に積極的に取り組んでいる事業所を募集し、表彰する。</p> <p style="text-align: right;">（男女共同参画課）</p>
保育所整備促進事業	<p>待機児童の早期解消を図るとともに、労務単価の上昇による工事費の高騰に対応するため、国の補助制度等に県単独で上乘せを行い、保育所の施設整備を促進する。</p> <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p>
千葉県保育士処遇改善事業	<p>保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所等の保育士の処遇（給与）改善を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p>
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p>共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。</p> <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p>
子育て応援！チーパス事業	<p>事業者の協賛により、子育て家庭が各種割引等のサービスを受けられる優待カード「チーパス」の利用促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">（子育て支援課）</p>

第4章

推進体制及び進行管理

1 推進体制

(1) 県における推進体制

知事部局の関係部課や教育委員会・警察本部の関係課から構成される「千葉県青少年総合対策本部」（本部長：千葉県知事）において、関連施策を推進します。

(2) 千葉県青少年問題協議会

学識経験者、県議会議員、関係機関・団体の代表者等から構成された、県の附属機関である「千葉県青少年問題協議会」において、それぞれの専門的な見地から幅広く意見や助言をいただき、計画推進へ反映します。

(3) 千葉県子ども・若者支援協議会

「千葉県子ども・若者支援協議会」を運営し、ニート・ひきこもり・不登校をはじめとする社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援等に関する情報交換や関係機関の連携した取組を推進します。

(4) 市町村、民間機関等との連携・協力

子ども・若者の育成支援は、地域に支えられた活動であることが重要であることから、市町村、市町村民会議、青少年相談員や青少年補導員、青少年育成団体、ボランティア・市民活動団体、企業等との連携・協力を図ります。

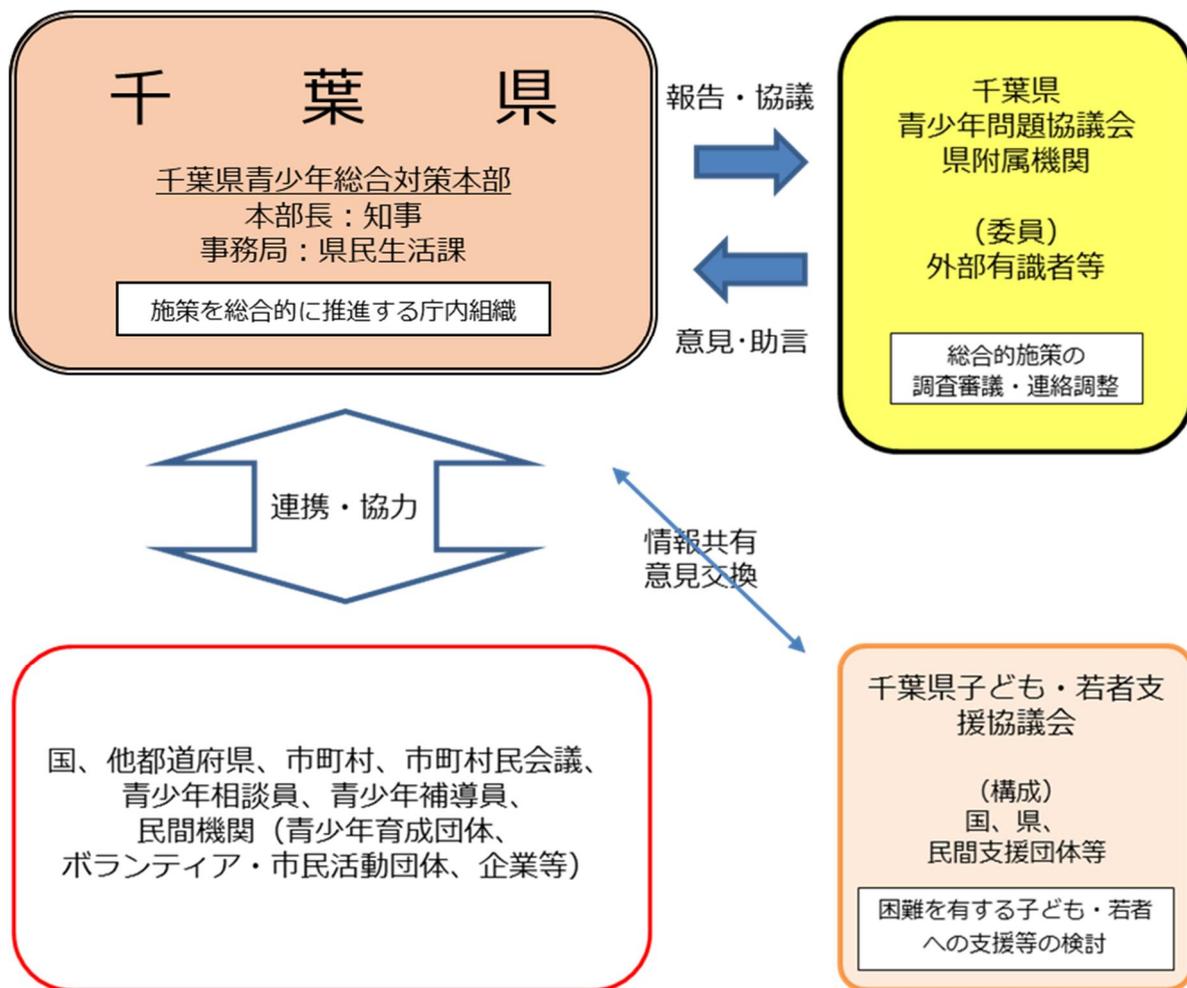
また、国や他都道府県とも連携を図っていきます。

2 進行管理・評価

毎年度、本プランの進捗及び実施状況を把握し、評価を行います。

なお、本プランの進捗状況等については、「千葉県青少年問題協議会」からの意見を聴き、適正な進行管理に努めるとともに、県民に進捗状況及び評価結果を公表します。

また、この結果を翌年度以降の施策に反映するとともに、社会情勢や状況の変化等を踏まえ、必要に応じて本プランの見直しを検討します。



(参考)

令和4年度 千葉県青少年問題協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	役職名	備考
学識経験を有する者	貞廣 斎子	千葉大学教育学部教授	会長
	嶋崎 政男	神田外語大学客員教授	
	上條 理恵	東京経営短期大学特任准教授	
	阿部 学	敬愛大学教育学部准教授	
県議会議員	高橋 祐子	県議会環境生活警察常任委員会委員長	
家庭裁判所の職員	佐野 麻美	千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官	
その他の関係機関及び団体を代表する者	後藤 久子	(公益財団法人) 千葉県民生委員児童委員協議会副会長	～令和5年1月31日
	星見 和子		令和5年2月6日～
	濱詰 大介	千葉県PTA連絡協議会会長	
	宮崎 雄一	千葉県青少年相談員連絡協議会会長	
	黒坂 典雄	千葉県青少年団体連絡協議会会長	副会長
	三部 ミヨ子	千葉県青少年補導員連絡協議会会長	

第4次千葉県青少年総合プランの策定経緯

令和4年7月12日	千葉県青少年問題協議会 ・プラン策定方針、骨子案について
令和4年7月21日	千葉県青少年総合対策本部 本部連絡員会議 ・プラン策定方針、骨子案について
令和4年7月28日	千葉県子ども・若者育成支援協議会代表者会議 ・プラン策定方針、骨子案について
令和5年2月8日	千葉県青少年問題協議会 ・プラン計画案について
令和5年2月13日 ～3月6日	パブリックコメント
令和5年2月13日 ～3月6日	関係機関（県内市町村、青少年団体連絡協議会構成機関） への意見照会
令和5年3月30日	第4次千葉県青少年総合プラン策定

第4次千葉県青少年総合プラン

（令和5年度～9年度）

令和5年3月

編集・発行 千葉県環境生活部県民生活課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-2330

FAX 043-221-5858